

近世

第一章 近世を生きる

第一節 近世の幕開け

一 織豊政権

近世とい
う時代
近世とは十六世紀後半から江戸幕府が倒壊するまでの約三〇〇年のことである。その始まりは織田信長が「天下布武」のスローガンを掲げて京都に入った永禄十一年（一五六八）、太閤検

地が行われた豊臣政権期等々諸説があるが、大部分は江戸時代が占める。

江戸時代は慶長八年（一六〇三）の開幕後も、大坂の陣（一六一四・一五）、島原の乱（一六三七・八）と大きな戦争があったが、列島内で激しい戦争が繰り返された戦国時代とは対照的な戦争のない「平和」な時代であった。それは江戸幕府倒壊以降、昭和二十年（一九四五）の敗戦まで諸外国を相手に戦争を繰り返したことに比べると、さらに際だつ特質といつてよい。江戸時代とは戦争経験者がいない時代が長く続き、武力を独占した武士でさえ人を殺傷した経験を持たない者が大多数を占める社会であった。また豊富に残された史料から庶民の躍動が知られる時代でもある。

この平和な時代に形成された人々のものの考え方、生活・行動様式は、現在の私たちのそれと相通じるところが多いといわれている。しかしこの近世の平和と、いまの私たちが享受している平和とは異なる。いつ

たい近世とはどのような時代であったのか。以下、近世編ではこの平和な社会の誕生から終焉までを市域や大坂周辺に即して叙述していきたい。

信長の戦

争と畿内

よく知られている織田信長・豊臣秀吉が活躍したのは、この長く続く平和が準備された時代
といつてよい。

十五世紀半ば以降、戦国大名たちは激しい主導権争いを繰り広げるが、その中心舞台となったのが市域が含まれる畿内であった。永禄八年（二五六五）、室町幕府第一三代将军足利義輝が、三好義継・松永久秀らの軍勢に襲われ、殺害された。応仁・文明の乱（二四六七～七七にかけて展開）によって室町幕府の全国支配は崩壊してはいたが、白昼、しかも室町御所内においてである。この事件は下の者が上の者に打ち克ち、その地位をとって替わる下克上と、列島各地で戦争が繰り広げられた戦国時代を象徴する出来事であった。

この時代に終止符を打とうとしたのが織田信長である。永禄十一年（二五六八）九月七日、信長は足利義昭（義輝の弟）を擁して岐阜城を出発した。目指すは京都である。途中、南近江の有力大名六角氏の居城を攻略しながら、二十六日には入京を果たす。周到に準備したうえでの電光石火の早業であった。

当時、畿内で一大勢力を築いていたのが三好政康・長逸、岩成友道のいわゆる三好三人衆である。しかし三好三人衆は、信長入京に対して十分な抵抗はできなかった。信長は三好三人衆の籠もる山城勝龍寺城（長岡京市）を落とした後、摂津へと転戦し、芥川・高槻・茨木・池田の諸城を制圧した。河内でも三好氏の重要な拠点であった飯盛城（四條畷市）をはじめ次々に落としていった。芥川城（茨木市）に入った信長と義昭のもとには、畿内の大名、小名、土豪、商人たちが服属の意を示すため、大挙して訪れたという。そのなか

第一節 近世の幕開け



図1 京都周辺図

備考：朝尾直弘『大系日本の歴史』8（小学館）所掲図を一部修正

には足利義輝殺害に加わった松永久秀もいた。

制圧した畿内の支配は義昭が中心となったが、とても盤石といえるようなものではなかった。山城近辺や摂津芥川城・中島城（大阪市）に義昭の近習が配置されたが、摂津の多くの地域では入京前から勢力を持つ国衆の支配が安堵され、河内も河内若江城（東大阪市）に三好義継、高屋城（羽曳野市）には南河内から紀伊にかけて強い影響力を持つ畠山一族の高政が入り、支配を任された。また大和の支配は松永久秀に任された。旧勢力は温存されたままで、畿内にはいくつもの不安定要因が渦巻いていた。

それを見透かすかのように三好三人衆はたびたび畿内に進軍してきた。畿内を離れたものの、依然四国では強大な力をもつ三好三人衆は、永禄十一年（二五六八）十月義昭が將軍に就任して信長が岐阜に帰るや、和泉から河内出口（枚方市）に兵を進め、翌年正月、京都本圀寺に義昭を攻めた。三好三人衆は義昭方の三好義継らに敗れ、阿波へ逃げ帰るが、このとき三人衆の兵站基地となったのは堺であった。自治都市としてよく知られる堺は三好三人衆に与したのである。

さらに温存された諸領主も信長への反抗、降伏を繰り返し、これに反旗をひるがえした義昭も加わることで、畿内の混乱は続いた。信長が畿内の直接支配に乗り出してくるのは武田信玄の死去、浅井・朝倉氏を滅亡させ、義昭を追放して室町幕府が滅亡した天正元年（一五七三）以降のことである。信長は反抗する領主を掃討し、天正七年末までには河内・摂津を掌握した。

しかし畿内平定の鍵は大坂本願寺の制圧にかかっていた。従来は石山本願寺と呼ばれたが、戦国時代の呼び方は「大坂」であったため、現在は「大坂本願寺」と呼ばれることが多い。この大坂本願寺は真宗本願寺

派の本山で、所在地は現在の大坂城域と考えられている。戦国時代、本願寺門徒が結成した二揆組織は、畿内・北陸・伊勢の真宗寺院を中心に寺内町と呼ばれる環濠の小都市を形成し、一大勢力を築いていた。信長入京時、その頂点にたつのが大坂本願寺であった。

大坂本願寺内は北町・西町など六町に分かれる都市で、法主をはじめとする宗教者、諸国からの防衛部隊、職人・商人などが居住した。その数、数千人といわれる。奈良・堺・京都に近く、淀川・大阪湾に面するという地の利を活かし、真宗本山にふさわしく大いに繁栄していた。また番屋や櫓、堀、城戸などの防御施設があり、周囲には土塁が築かれていた。城と呼んで差し支えない要害でもあった。

畿内ではこの大坂本願寺を中心に、河内富田林（富田林市）・枚方（枚方市）・久宝寺（八尾市）、摂津富田（高槻市）、和泉貝塚（貝塚市）などの拠点寺内町が衛星都市のように成立し、さらにそのまわりに小さな寺内町が点在し、つながっていた。寺内町は地域の物資流通の拠点、また周辺農村の取引の場であり、一揆の際には農民門徒たちが集結し、戦闘する拠点となった（『門真市史』第二巻 一九九二年）。

永禄十一年に入京した信長は、この大坂本願寺に五〇〇〇貫の矢銭を要求した。矢銭とは軍資金のことである。大坂本願寺はこの要求に応じたため、信長は大坂本願寺も掌握したかにみえたが、その後、大いに苦しめられることになる。

元亀元年（一五七〇）七月、三好三人衆が再び事を起こした。大坂の北に位置し、瀬戸内海や和泉・河内を結ぶ交通の要所である摂津中島（大阪市）に軍を進め、野田・福島に立てこもったのである。一方、信長は大坂本願寺に近い摂津海老江（大阪市）に陣を構えた。

第一章 近世を生きる

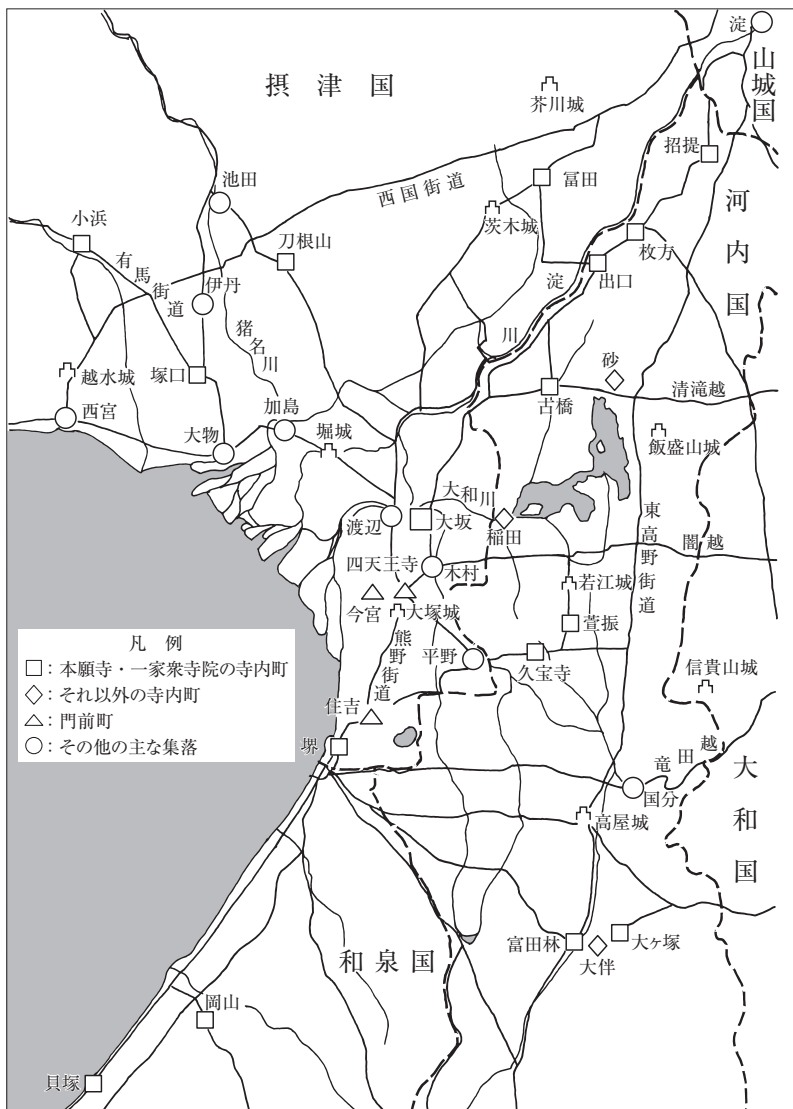


図2 摂河泉の寺内町（1558～70年の状況）

備考：『大阪の歴史』（農山漁村文化協会 2000年）より転載

この最中の元亀元年九月、信長にとって思いもしなかったであろう事態が起こった。大坂本願寺が信長軍を攻撃してきたのである。この後一〇年、断続的に続く信長対大坂本願寺の戦争の始まりである。さらに大坂本願寺に呼応して、各地で一揆勢が蜂起し、信長軍との間で血みどろの戦いが繰り広げられた。これは大坂本願寺から法主顯如以下が退城する天正八年（一五八〇）まで続くが、この間、信長は一揆勢の男女を大量に殺戮する。

河内にも多くの寺内町が形成されていた。市域に近接するところでは招提寺（枚方市）がよく知られている。同寺は、近江佐々木（六角）氏の一族片岡正久と近江八幡山城主の三男河端綱久とが、足利將軍から荒地地を与えられ、天文十二年（一五四三）に八町四方の境内に道場を建立したのにはじまり、開基にあたつて本願寺法主蓮如の六男で近江大津の顯証寺住持であつた蓮淳を迎えたという。道場の周りに水を引いて土手を築き、環濠集落として発展していった。しかし信長と大坂本願寺の戦争時には、信長から本願寺に味方するならば踏みつばすと脅迫され、寺内存続のために信長に服従したといわれる（『枚方市史』第三卷 一九七七年）。信長は寺内町をひとつひとつ制圧することで、畿内を平定していったのである。

激しく抵抗した大坂本願寺が信長に屈し、法主顯如以下が退城した直後、大坂本願寺は焼失した。誰が火を付けたかは分らないが、その炎は信長が畿内を平定したことを意味するものであつた。しかしその二年後、信長は本能寺で明智光秀に討たれてしまう。

戦争が繰り広げられたこの時代、市域に生きた人々も、諸領主の戦争に巻き込まれ、また招提寺内のようにしばしば重要な選択を迫られた。戦国時代といえは戦国武将たちの勇ましい戦いや、豊臣秀吉の出世物語

などに目を奪われがちであるが、人々にとつては大量殺戮も辞さない武士と、まさに命をかけて向き合わねばならない厳しい時代であったのである。

検地と刀狩り

本能寺の変後、天正十一年（一五八三）四月の賤ヶ岳（がが）の戦いで柴田勝家に勝利し、信長後継者の地位を獲得した羽柴（一五八六年豊臣賜姓）秀吉は、天下統合に着手した。それは信

長を苦しめた畿内がそうであったように地域・階層ごとに諸勢力が細かく分かれ、ときに結びつき、また対立を繰り返すという複雑な中世社会を解体し、武士を頂点とする秩序化された社会をつくることであった。

それにはまず諸大名との戦争に勝利し、服属させ、諸大名間の戦争の原因となってきた領土を確定することが必要で、統合のための戦争が中国・四国・九州といった西日本からはじめられた。西日本統合後は東に転じ、天正十八年（一五九〇）小田原北条氏を滅ぼした後、会津に入り、東北地域の諸大名の領土を確定した。しばらくは混乱が続くが、以後、諸大名間の領土紛争は私戦と断じられ、秀吉権力による調停案の提示により解決が図られることとなった（藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』 東京大学出版会 一九八五年）。

しかしこれだけでは天下統合はなしえない。百姓支配の原則を確立しなければならなかった。中世社会とは自らの生命と財産を守るために百姓が武装し、村や町を基盤に一揆結合して、集団的に自衛する自力救済の時代であった。それは戦国時代に頂点に達し、武士は武力でこれに対峙した。日本史上、武士が百姓たちと戦い、なりふり構わずに大量殺戮を行ったのは十六世紀後半から十七世紀前半までの時期に限られているといわれているが、それほどに百姓の力は巨大であった（朝尾直弘『大系日本の歴史 第八巻 天下一統』 小学館 一九八八年）。

信長・秀吉はこの一揆に苦しまれ、その解体を目指したが、その対応は異なる。信長は一向一揆勢を皆殺しにしたが、秀吉は指導者は処罰するが百姓は武装解除して耕作に専念させるという方針をとった。この百姓の武装解除と耕作専念こそが、秀吉が確立した百姓の編成原理である。それは戦国期の百姓の中にいた半ば武士、半ば農民でもあるような存在を否定し、武士身分と百姓身分とを明確に区別し、固定することであった。これを兵農分離という。兵農分離によって武士は治安・行政・裁判など統治機構の担当者、百姓は年貢・諸役の負担者となった。

この近世社会の基本原理を確立するために行われた政策が検地と刀狩りである。中世後期の村では荘園領主や戦国大名など領主と耕作者との間に、本所職・名主職・作職などのさまざまな権利が重層的に存在し、^{かじし}加地子と呼ばれる中間取り分があった。耕作者から夫役を徴収する権利もあった。土地関係は複雑を極め、領主は土地の実際の生産高を十分に把握できていなかった。これが一揆として結集し、信長・秀吉を苦しめた土豪・地侍などの力の源泉になっていたのである。

秀吉はここにメスを入れた。こうした中間取り分を否定し、直接耕作者に単一の保有権を認め、一地について一領主・一作人の原則を打ち出したのである。そのために実施されたのが太閤検地と呼ばれる検地である。それは土豪・地侍などの中間搾取を否定して、一揆の基盤を解体するものであった。

太閤検地によって村の田畑・屋敷が一筆ごとに、田品（土地の種類・等級）・面積・分米（年貢基準となる公定生産高）・名請人（^{なうけにん}耕作権と年貢納入義務を持つ人）が確定され、野山や池までもが石高と呼ばれる米の量を基準にして生産力が把握された。この総高が村高である。さらに中世にはしばしば争いの原因となった村の

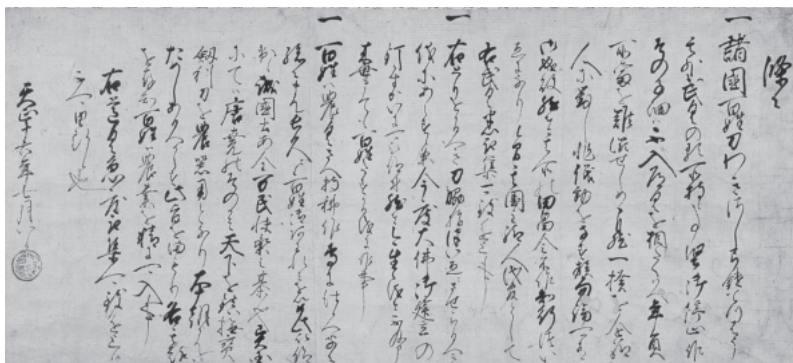


写真1 秀吉が刀狩りを命じた法令（大阪城天守閣蔵）

諸国の百姓が刀・脇差などの武具を所持することを禁じる。武具の取り集めは大名給人に命じられており、徹底の度合いは領主によって異なった。そのため刀狩りによって百姓が完全に武装解除されたわけではない。また徳川政権は刀狩りを実施しておらず、百姓には刀・脇差などの武具を所持する者もいた（藤木久志『刀狩り』岩波書店）。

領域が確定され、村境が定められた。これを村切りという。

平野部の村、山間部の村、海辺の村、都市化した村等々、さまざまな村があつたが、石高という全国一律の基準で村高を設定され、村は徴税・行政単位として公認された。一〇〇石の村もあれば、一〇〇〇石をこえる村もあつたが、この村が後述する村請制の単位となつた。そして武士・公家・寺社の領知は検地で確定されたこの村高をもとに与えられた。

刀狩りは天正十六年（一五八八）の法令がよく知られているが、そこでは百姓の武装解除と耕作専念義務という秀吉が目指した百姓編成の原理が明確に示されている。武士は唯一、刀・脇差・弓・鎗・鉄砲などの武器を武力として行使できる統治身分となり、江戸時代には刀と脇差の二本を帯刀することとが武士身分の特権となつた。それは統治身分としての武士の職分の確立でもあつた。武士は武装解除に応じた百姓の生命と財産を守らねばならず、苛政によって百姓を苦しめた場合は処罰された。また堤防を普請したり、年貢徴収に当たっては日照り・洪水などへの配慮も求められた。百姓は武装解

除する代わりに、武士が人々に生きていく基盤を与え、生命と財産を守る。検地と刀狩りを密接に連関させながら成立した近世とはこういう社会であった。

秀吉政権
と畿内

秀吉が天下統合の拠点に選んだのが大坂である。それは京都に近く、貿易港として発展していた堺まで陸地が続き、瀬戸内海を経て東アジア世界とも結ばれる大坂を畿内の要地と考えたからである。

天正十一年（一五八三）九月、秀吉は大坂城築城に取りかかった。場所は上町台地の北端、淀川を臨む地で、大坂本願寺の旧地といわれている。そこは大坂本願寺が信長を一〇年にわたって苦しめたように、天然の要害でもあった。

工事は諸大名・部将を動員する大規模なものになった。人足は当初二〜三万人、後には六〜七万人から一〇万人にも及んだとされ、天正十二年八月には秀吉が正式に入城した。工事はその後も続けられ、広大な城域と、あわせて巨大な城下町が建設されていった。

大坂を政権の拠点とするには、その周辺支配も同時に確立しなければならない。そのため天正十一年七月、河内国で検地が行われたようである。これは村々からの報告を受けて、それを確認・修正する指出検地と呼ばれるものであった。この検地の結果、秀吉は河内国にかなりの蔵入地（直轄地）を確保したようで、若江郡内には五〇〇〇石の蔵入地が置かれている。若江郡の他、茨田・洪川郡など平野部に蔵入地が多かったと考えられている。ふつう蔵入地の支配は国ごとに代官所を置き、各郡に代官が任命された。そしてその年貢米は大坂城に納められた。大坂周辺農村は大坂城を拠点とする秀吉政権をささえる役割を担わされたのであ

る。

また秀吉は築城と相前後して、大坂周辺に信頼できる部将を配置していった。大和に筒井順慶、宇治の槇島に一柳直末、和泉に中村孫平次（二氏）、摂津に三好秀次、茨木に中川秀政、高槻に高山重友などである。そして河内は秀吉直臣に小さな所領を与える地域となった。後世の史料もあり正確さを欠くものもあるが、福島政則に八上郡河合郷三一七石余・金田郷一七一八石、片桐貞隆に交野郡^{郡津}戸村五三三石余、加藤清正に讃良郡中垣内三〇二石・北野村七九五石、加藤嘉明に八上郡中村郷五五四石、黒田長政に丹北郡住道村四五〇石、山内一豊に交野郡禁野村三六一石という具合である。これら領知は諸将が大坂城に出仕するための賄料といわれている。部将たちの大坂での活動をささえるための領知ということである。

文禄二（四年（一五九三）五）、摂津・河内・和泉で検地が行われた。この検地は指出とは違い、村ごとに検地奉行が入って作業を進めた。面積の単位は一間 $\parallel$ 六尺三寸に統一され、一間四方を一步、三〇歩を一畝、一〇畝を一反、一〇反を一町とした。そして耕地一筆ごとに田品・面積・分米・名請人などが検地帳に記載された。

河内国では文禄二年八月頃からはじまったようであるが、平穏に進められたわけではなかった。交野郡招提村では検地役人と百姓が紛争となり、百姓が逃亡し、大量の荒廢地が生まれたり、村役人と一般百姓との間で争いが起こったらしい。また若江郡御厨村（^{みくらや}東大阪市）でも百姓が逃散している（『枚方市史』第三卷、『門真市史』第二卷、『大阪府史』第五卷 一九八五年）。武士にとって戦国の荒波をくぐり抜けた百姓を支配することが如何に困難なことであつたかが知られる。百姓は武力を前にすれば屈するほど柔ではなかったのである。

この文禄検地の結果、河内国の総石高は二四万二二〇五石余になったとされる。慶長三年（一五九八）の数字によると、日本全国総石高一八五七万石のうち、豊臣政権の蔵入地は二二〇万石を超えた。その内、畿内五カ国と近江・美濃・尾張・伊勢で過半数を占める。とくに摂津・河内・和泉は国高の内蔵入地が五〇％以上を占める豊臣政権の基盤であった。

大坂の陣と摂
河泉の村々

慶長三年、秀吉が死去した。諸国の大名は豊臣政権に完全に臣従していたわけではなかった。しかし再び戦乱の世に戻ることはなく、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦いで勝利した徳川家康が権力を掌握していくことになった。

豊臣政権の基盤であった摂河泉の人々も関ヶ原の戦いや、その戦後処理という政治動向と無縁ではなく、戦争への協力・動員、領主交代等々、少なからず影響があったものと思われる。しかし戦争がこの地に生きる人々に及ぼした影響という点では大坂の陣の方がはるかに大きい。戦場になったからである。

慶長十九年（一六一四）十月一日、大坂攻めを決意した家康は、近江・伊勢・美濃・尾張・三河・遠江の諸將に陣触を出した。これに従い伊勢・美濃の軍勢は伏見城に進軍し、河内国枚方と、山城国淀に布陣する。そして自らは二十三日に京都二条城に入った。この間、中国・四国の諸大名にも大坂への出陣命令が下り、また東国諸大名も江戸に集結し、徳川秀忠は大軍を率いて江戸を出陣した。大坂冬の陣の始まりである。

豊臣方も臨戦態勢をとった。島津氏・伊達氏などに加勢を促すが、これに応じる大名はなく、兵力は大きくは豊臣氏譜代家臣、牢人、近郷の町人・百姓で構成されることとなった。しかし豊臣譜代の間で対立が起こり、牢人が最大勢力となる。真田幸村・長曾我部盛親・後藤基次（又兵衛）などである。豊臣方は大坂城

第一章 近世を生きる

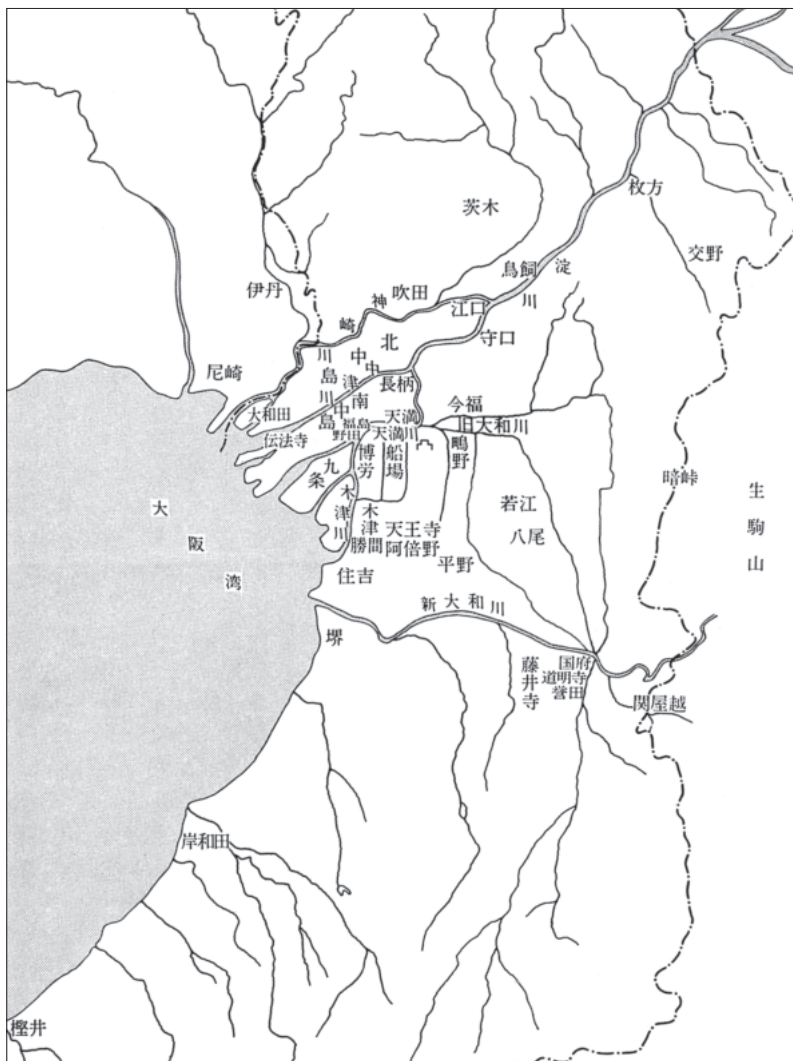


図3 大坂の陣関連地名図

備考：『大阪府史』第5巻、図2より転載。大坂の陣については、大阪城天守閣で詳しい展示がされている。また歴史館いずみさの特別展図録『大坂夏の陣 榎井合戦』、八尾市立歴史民俗資料館特別展示図録『大坂の陣と八尾』、大阪城天守閣特別展図録『大坂再生』からは、大坂の陣における地域の動向が知られる。

下や近国で兵糧米を買い集め、城内へ運び込み、城下にあった加藤忠広・黒田長政・福島正則ら諸大名の蔵米も買い上げた。これに対して、徳川方は大坂への物資流通路・運搬拠点となる淀川・尼崎などを押さえ、こうした動きを封じ込めようとした。

畿内に集結した徳川方は北は枚方、南は大和を経て河内国府こから河内平野ひらのに進軍し、大坂城に迫った。そして十一月十五日、家康は二条城を經ち、奈良から関屋を越えて河内平野に進軍し、住吉に至る。また同日、秀忠は伏見城を出て、枚方を通り、平野に陣を張った。大坂城は、北は淀川という天然の防御壁があり、東は大和川・寝屋川・古川などの大小河川が流れ込み、攻めるには不都合である。徳川方は大坂城を四方から包囲したが、主力は南に集結していることから、大坂城を攻めるには南からの攻撃が適していたと考えられている（藤井讓治『日本の歴史12 江戸開幕』集英社 一九九二年 一章）。

徳川方がじわりじわりと大坂城包囲網を狭めていく中、各所で戦闘が起こった。徳川方は大坂への進路確保のため、守口の狭田宮（佐太宮）近辺に堤防を築いたが、十一月二日、豊臣方がこの堤防の破壊を試み、徳川方と交戦になった。豊臣方の要請に応じず徳川方に与した平野郷町は、豊臣軍によって有力者が捕縛された上、火を放たれ、焼け野原となる。さらに天王寺も豊臣方によって放火され、四天王寺は灰燼かいじんに帰した。天満・船場にも火が放たれている。河内の八尾郷も豊臣方によって焼き払われたという。

徳川方は鳥飼付近の淀川右岸堤防を決壊させ、淀川の水を神崎川へ流し込むことで、大坂城の北の防御壁となっている淀川を干上がらせることを計画する。その工事のため摂津・河内二カ国の村々に堰止め用の土俵二〇万俵を賦課した。大和川からの水があったため完全に干上がることはなかったが、北からも容易に攻

め込めるほどになったという。

この冬の陣は大坂城の堀の埋め立てなどを条件に講和が成立し、戦争は終結した。しかし翌二十年四月、再び戦争となる。堀という防壁を失った豊臣方は城外での戦闘を余儀なくされたため、冬の陣を上回る戦闘が、摂河泉の農村地帯で繰り広げられることとなった。

徳川方の大和からの進軍を阻むため四月二十六日、豊臣方は大和郡山に軍を進め、奈良の放火を企図するがかなわず、大和川沿いの法隆寺村・龍田村に放火する。二十八日には住吉・堺を襲撃し、岸和田城を包囲した。さらに北上してくる徳川方の紀州浅野氏を撃つため、浅野氏に反感を持つ紀北一揆と組んで、浅野軍を挟み撃ちにしようとした。しかしこれは失敗に終わり、二十九日、樫井（泉佐野市）近辺で浅野軍約五〇〇人と豊臣方数百人が激突した。激突前日、浅野軍の放火によって安松村（泉佐野市）は炎に包まれ、樫井では白兵戦が繰り広げられ、豊臣方によって焼き払われた。

河内の大和川沿いも戦場となり、村々は大きな被害をうけた。軍隊が宿営するため百姓家が壊された村、山は竹木一本もない状態となり、百姓は逃散し、数年間は家を建てる力もなくなった村もあったという。

深刻な地域内対立を引き起こすことにもなった。豊臣方の兵力に近郷の町人・百姓が含まれていたように、豊臣方に与して大坂城に籠城する者たちがいた。それは主には豊臣氏領村々の者たちであつたと思われるが、それをめぐって有力者たちが争つたのである。一例をあげると淀川とそこから分流する神崎川・長柄川に囲まれた中島地域では豊臣方に与したグループと、徳川方についたグループとの間で、陣後も一方が身の危険を訴える程の深刻な対立が続いている。

最後の激戦地となった大坂市中から必死の思いで大川・長柄川・神崎川を渡って北部の農村地帯へ逃げ出した人々に対する兵士や盗賊の暴行・略奪が横行するなか、五月七日、大坂城は炎に包まれた。主戦場となった摂河泉の村々では多くの人命・財産が奪われ、環境も破壊された。十六世紀半ば以降、日本全土で繰り返された戦争とはこういうものであった。

この時代、市域に生きた人々も否応なしに戦争に巻き込まれていった。寛永十四～十五年（一六三七～三八）の島原の乱でも大坂や摂河泉の村々は幕府軍の兵站基地になったと思われるが、大坂の陣のような戦渦に直接巻き込まれることはなかった。摂河泉の村々が再び戦争の恐怖にさらされることになるのは二百年以上後、幕末のことである。

二 徳川政権

泰平と安穩

豊臣氏滅亡から間もない慶長二十年（一六一五）閏六月、一国一城令が命じられた。これは大名に居城以外のすべての城の破却を命じるもので、対象は西国の外様大名であったと考えられている。

関ヶ原の戦い以降、西国を中心に城郭建設が盛んであった。それは政治情勢の緊迫をひしひしと感じていた大名たちの戦争への備えからであった。領内の拠点に城を築き、領内を防衛するというのは大名の権限だったからである。また城は領主、戦闘者としての武士の存在を証明するものでもあり、大名の有力家臣のなかには城郭を保持する者も少なくなかった。一国一城令とは、こうした大名や有力家臣の権限を奪い、幕府が

それを統制することを意味するものであった。一国一城令の方針はその後発令される武家諸法度によって全国が対象となり、以後、居城の修理さえも幕府への届け出が必要となった。そして正保元年（二六四）には、居城の内部構造を明記した城絵図の提出が求められることになる。幕府は全国の城郭を掌握したのである。

さらに七月に武家、とりわけ大名が守るべき事柄を定めた武家諸法度と、幕末までの朝廷支配の基本となる禁中并公家諸法度が発令されたことで、徳川氏が天下統合を実現したことが明確となった。江戸幕府による支配が揺るぎないものになるには三代將軍家光政権期までかかるが、戦乱に明け暮れた戦国時代は終わりに、長い平和が続く江戸時代が本格的に幕開けしたのである。七月に元和と改元されたことから、こうした一連の事態を元和偃武と呼んでいる。偃武とは武器をおさめることで、戦争の終結を意味する。

それはまた自らの生命と財産を守るために民衆が武装し、集団的に自衛してきた自力救済の社会が終わりを告げたということでもあった。中世の圧倒的多数の人々が希求したものとは、武勇でも合戦でもなく、「天下泰平、国土安穩」であったという。民衆の武装解除が実現できたのは、圧倒的武力に民衆が屈したというよりも、「泰平」と「安穩」を求める人々の強い願いからであった。そして百姓は不当に殺されることはなく、たとえ罪があっても奉行所で裁判の上、罪を決するということが幕府の法令でも宣言された。これこそが長い戦国時代を経て百姓が獲得したもので、幕末まで江戸幕府の百姓支配の基本原則となった（横田冬彦『日本の歴史16 天下泰平』講談社 二〇〇二年 序章）。

この百姓の生産・生活の場となったのが村である。「泰平」と「安穩」を獲得した百姓たちは農業生産に精を出し、未開地を次々に田畑へと開発していった。耕地面積は十七世紀を通じて急増し、十八世紀前半に

は十六世紀末の二倍にあたる三〇〇万町歩（二九七万ヘクタール）に達する。農具の改良にも努め、備中鍬・千齒扱・唐箕などのよく知られる農具も生み出されていた。さらに水田二毛作も広がる。

戦国期までの村では名子や被官と呼ばれる譜代下人を使った経営が多くみられたが、次第に姿を消し、夫婦とその子ども、ときには父母を含む単婚小家族の自家労作による小規模農業経営が成立し、村の多くを占めるようになる。これを小農民経営という。

幕藩領主権力はこの小農民経営を自らの権力基盤とし、それが自立した経営となりうるように太閤検地以降、灌漑設備を中心とした諸政策を推進するが、同時に小農民たちも少ない家族労働力で単位面積当たりの収量を少しでも増大させようと弛まぬ努力を続けた。その結果、十七世紀後半頃までには小農民経営が自立できるような条件が整えられ、日本全国の総石高は約二五〇〇万石、村数は六万をこえるに至った。

大坂と周 近世は城下町を中心とした都市が目覚ましく発展した時代である。

辺農村 中世でも守護や国人の城を中核とした都市域が形成され、領主は領内経済の中核としてさまざまな特権を与え、振興をはかったが、家臣団の本拠は農村部にあった。兵農分離で百姓身分を確定するといふことは、同時に武士を農村部から都市に強制的に移住させることでもあり、武士にとって領内支配の拠点となる城下町の形成が不可欠となった（朝尾直弘他編『要説日本歴史』 東京創元社 二〇〇〇年）。

都市に集住する武士団の軍事力を維持・強化するためには、城下町に商人を集め、また城・屋敷普請や武器生産に携わる職人が必要となる。中世の村は商工業者が暮らし、宗教施設もある経済・技術・文化が集積する場であったが、兵農分離によってこうした村の諸要素は次第に城下町に集中されていた。織田信長の

安土城、豊臣秀吉の大坂城は近世城下町の先駆けで、江戸時代には約二五〇の大名たちは規模の大小はあるものの、城下町（陣屋町も含む）を形成し、領内支配の核とした。そして交通・流通網が整備され、藩政も確立する十七世紀の中頃までには城下町は政治・商工・文化の拠点としての位置を確立した。都市は武士を頂点とする近世社会の秩序を維持するうえで不可欠であり、住民にはさまざまな特権が与えられた。

これら各地の城下町を結びつけ、全国的な政治・商工・文化の中心地となったのが江戸・京都・大坂である。三都と呼ばれる大都市で、いずれも幕府の直轄地である。

江戸は將軍の居城である江戸城と旗本・御家人屋敷、幕府の諸役所、さらには全国の大名が屋敷を構える政治の中心であり、膨大な消費を生み出す巨大な城下町として発展する。東日本の中央市場であり、また西日本と東日本を結ぶ中継市場として繁榮し、十八世紀初頭の人口は一〇〇万人をこえた。

西日本の中心都市となるのが京都と大坂である。天皇や公家が居住し、大きな寺社が集まる京都は、文化の中心地というイメージをもたれがちであるが、染織・金属加工など高い技術力を持つ都市であった。近世初頭、諸大名は京都に屋敷を所持していたが、それは呉服・漆器などの高級手工業製品、武器・武具・薬種などを購入するため、豪商からの資金調達のためであった。

大坂の陣で廃墟と化した大坂は元和五年（一六九一）に幕府の直轄地となって以降、急ピッチで復興が進められ、十七世紀前半期には大坂三郷と呼ばれる都市域が整った。三郷とは北組・南組・天満組からなる町組の総称である。諸大名の年貢米や諸国の物産が集まり、諸種の商品取引市場としての地位を確立していた。諸大名は城下町を建設して領内経済の核としたが、年貢米を売却し、高い手工業製品を獲得するには三

第一節 近世の幕開け

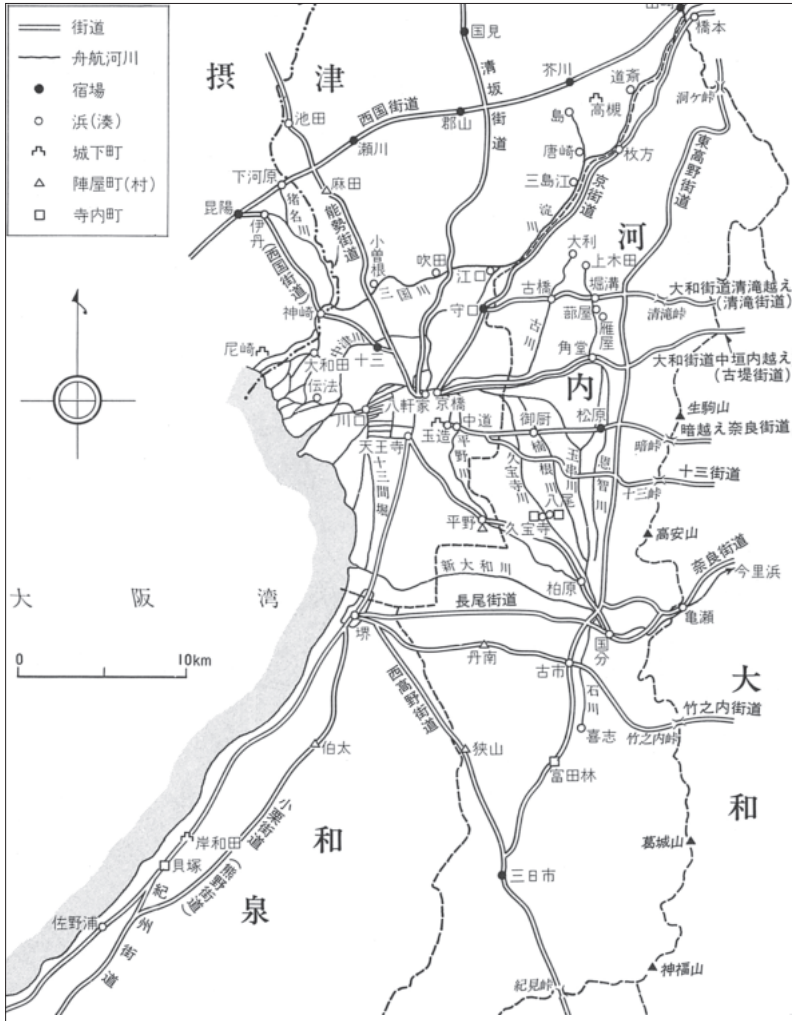


図4 大坂周辺交通図

備考：『角川日本地名大辞典』27 大阪府（角川書店）より転載。作図 矢内昭。陸路・河川路が整備され、大坂と周辺農村が結びついていたことがわかる。

都のような中央市場が必要であった。幕府はとくに大坂にその役割を期待し、近世社会をささえる全国中央市場と位置づけた。大坂は最盛期の人口は四〇万人をこえる巨大都市に成長する。

大坂周辺農村はこの巨大都市大坂の後背地として発展することになる。

摂河泉の中世都市としては国際的貿易都市であった堺や、天王寺門前町・平野郷町がよく知られているが、その他にも寺内町をはじめたぐさんの小都市が存在し、地域経済の拠点となっていた。摂津では西宮・尼崎・伊丹・池田・芥川・富田、河内では枚方・八尾・久宝寺・古市・富田林、和泉では貝塚・佐野などである。また手工業生産も盛んであり、堺の鍛冶・絹織物、遠お里小野の油、木村の麻布、豊島の蒔、深江の菅笠、河内丹南の鋳物が有名である。こうした手工業製品や農作物は摂河泉に点在する中小都市に集まり、その都市を中心とするいくつもの経済圏が形成されていたと考えられている（『新修大阪市史』第三卷 大阪市 一九八九年 二章七節）。

これに変化が現れるのが豊臣大坂城の誕生と兵農分離の進展である。検地によって、点在した都市は堺を除いて村として扱われることとなった。平野・池田・八尾・久宝寺なども法的には村となり、商工業者は百姓身分となった。これらは在郷町と呼ばれ、商工業が展開していても法的には村であった。高槻・岸和田のような大名の城下町も同じである。村にされると戦国期までに獲得していたさまざまな都市特権を喪失することになり、商工業者にとっては不都合であった。またより多くの富を求めて商工業者の多くは大坂へ移住し、十七世紀後半から十八世紀初頭にかけて大坂を核とする大きな経済圏が摂河泉に形成されていった。地域の村々の近世は、この大坂と密接に関係しながら展開していくことになる。

第二節 近世の村

一 村の景観

一九四八年 写真2は昭和二十三年（一九四八）三月にアメリカ軍が撮影した市域周辺の空中写真である。
の寝屋川 大阪市域中心部から約一五キロ離れ、大阪市域の子どもたちの集団疎開先にもなっていた

市域は大きな戦災を免れ、田園地帯の姿を残していたことがわかる。

江戸時代末、市域には二八の村があった。これが明治二十二年（一八八九）に九個荘・友呂岐・豊野・寝屋川・水本の五カ村に合併し、昭和十八年（一九四三）には水本村を除く四カ村が寝屋川町となり、同二十六年に市制に移行する。そして同三十六年に水本村を合併し、現在の市域が確定した。

近世の淀川左岸は京都・大坂を往来する人々で賑わったが、明治に入ると右岸の開発が先行した。明治九年（一八七六）、右岸に東海道線が開通して交通の利便性が高まったが、左岸の交通整備は遅れ、京都・大阪へは淀川を上下する蒸気外輪船を利用するか、あるいは徒歩で淀川堤や高野街道を行き来するか、もしくは寝屋川の川船に頼らなければならなかった。明治三十年代以降に関西鉄道・京阪電気鉄道の開通、香里遊園地の開園、陸上競技専用グラウンドである京阪グラウンドの開設、河北高等女学校の移転開校、成田山大阪別院設立などが続き、京都・大阪の下請メリヤス工場も操業していたが、写真2をみると、東部の丘陵地帯や秦村周辺では開発が進んでいるものの、西部には依然、広大な田畑が広がっていたことがわかる。田畑では米

第一章 近世を生きる

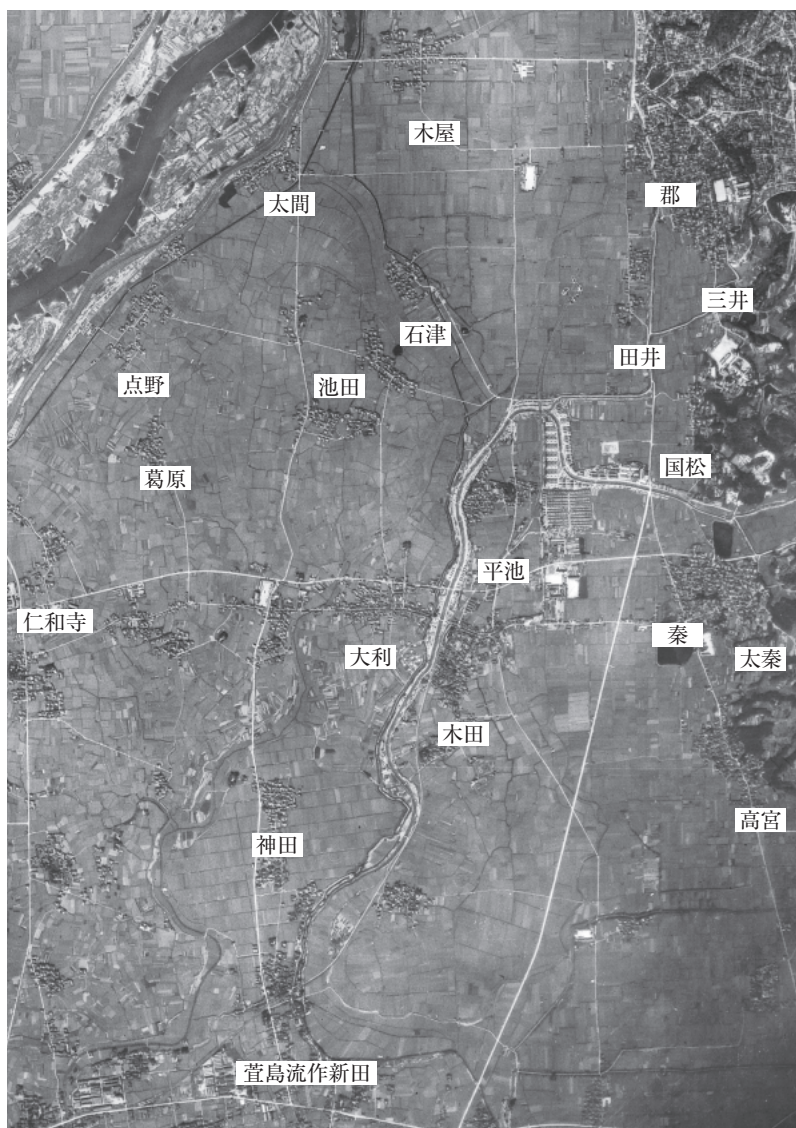


写真2 1948年の寝屋川（米軍撮影空中写真）

の他に、丘陵地帯では明治から昭和十年代まで茶・ミカン、低地ではナシ・モモ・白瓜なども栽培されていた。写真2をみると人々の居住地はいくつかの集落をなし、その回りには大小さまざまな形状をした耕地が一面に広がっている。そして集落と集落は道で、耕地は用水路でつながっていた。戦後にもみられたこうした景観が形作られていくのが近世である。そしてこの景観が市域から姿を消していくのは、大阪市のベクトラウン化して人口が急増する昭和三十年代後半以降のことである。昭和三十五年まで五万人以下であった人口は、四十年には一〇万人を超え、四十五年には二〇万人を超えた。

草山の風景

図5からわかるように、河内国は大坂がある摂津国と京都がある山城国の間に位置する。南北に細長く、南高北低・東高西低の地勢で、一六郡からなる(図6)。また一六〇〇年代の河内平野には、柏原村付近で石川と合流した大和川が、いくつかに分流して北流していた。さらに北側には淀川、そして寝屋川・古川が河内平野に流れ込んでいた。

図7は十七世紀の河内平野の地形である。河内平野は生駒山系と上町台地に挟まれた低地域で、七〇〇年前には河内湾という大きな内海であった。現在の大阪市・大東市・四條畷市・東大阪市・八尾市の大部分は河内湾に含まれ、その海岸線は市域の南部当たりまで迫っていたが、その後、淀川や大和川などから運び込まれた土砂の堆積によって徐々に大阪平野が形成されていったのである。

上町台地は、この長い大阪平野形成過程において一貫して陸地であった場所で、難波宮、大坂寺内町、豊臣秀吉の大坂城下町が築かれた。豊臣の大坂城と城下町は大坂の陣で焼失するが、その後、徳川政権によって大坂城が再興され、巨大都市である近世の大坂が誕生した。

第一章 近世を生きる



図6 河内国郡名図

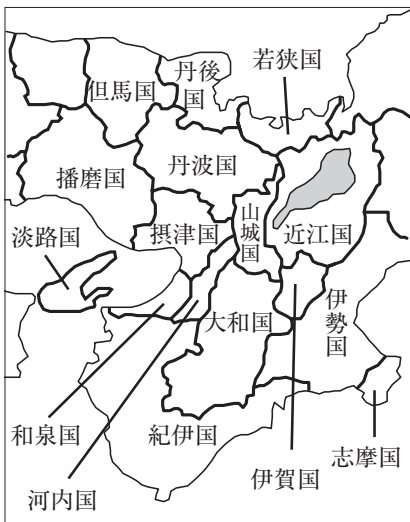


図5 畿内周辺国名図

正保元年（一六四四）、幕府は全国の大名・幕府代官に、国絵図・郷帳・城絵図の調進を命じた。郷帳とは一国単位で村名と村高などを書き上げた帳面で、河内国には正保郷帳の写しが残されている。そこでこの正

保郷帳の記載から山と川に囲まれた河内国の景観をみていきたい（枚方市史編纂委員会編 枚方市史資料第八集『河内国正保郷帳写』 枚方市 一九八四年）。

交野郡寝屋村を例に、郷帳の記載を説明しよう。

高五百拾五石式升七合

右同断
寝屋村

当時

内 百八拾五石三斗

田方
畑方

右之内式百四十五石

日損所

高八斗九升六合

山年貢

同所

此山 長七丁横三丁程 草山
右之内長式丁横一丁小松有之

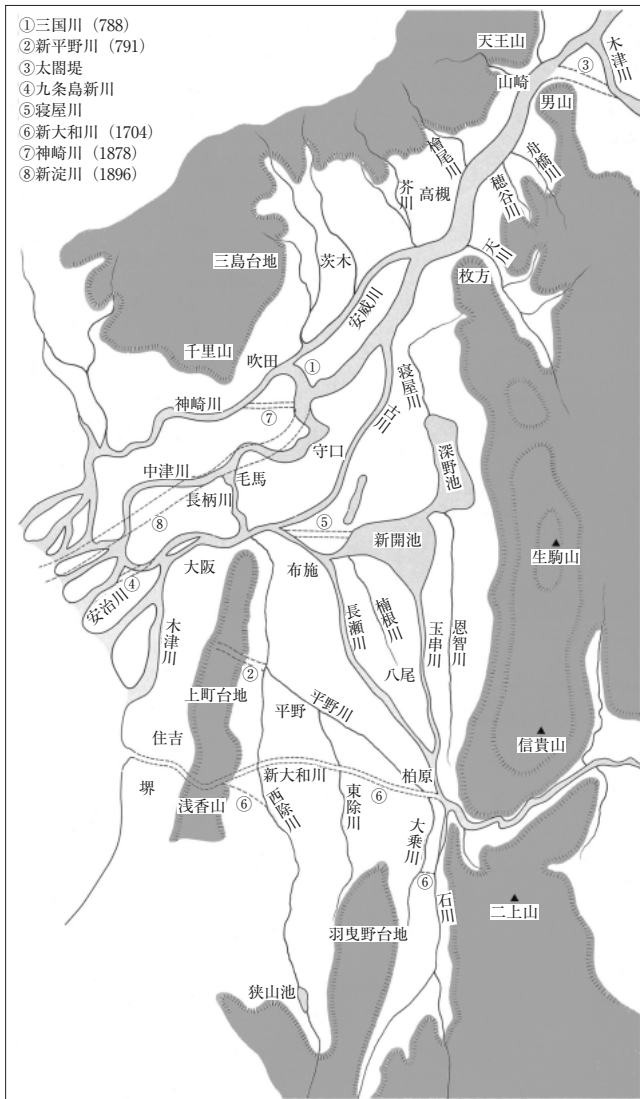


図7 河内平野の地形

備考：原図・藤野良幸「アーバンクボタ」No.16（株式会社クボタ、1978年）より転載

寝屋村の村高は五一五石二升七合で、内訳は田が一八五石三斗、畑が三二九石七斗二升七合ということである。村高のうち「日損」高、つまり干魃で被害をうけた耕地が二四五石もあることがわかる。村の右横には領主名が記されるが、寝屋村は「右同断」、つまり右に同じということで、大坂町奉行久貝因幡守正俊の所領である。

さらに八斗九升六合の山年貢がある。対象となるのは七丁×三丁（二丁Ⅱ約一〇九メートル）の「草山」で、二丁×一丁に小松が生えていた。この草山の多いことが河内国村々の特徴で、郷帳には「草山」の他に「柴山」・「小松」・「小松・雑木」・「松林」などと記載され、南部の錦部・石川・丹南郡、さらに生駒山系沿いの安宿・大縣・高安・河内・讃良・交野郡といった河内国東部の村々にも多くみられる。立ち木のない草山、小松の生えた木山、草山中に小松がまばらに生えた山々と景観は多少異なるが、草・シバが生い茂る風景をイメージすればよからう。なんと豊かな自然に囲まれていたのか、と思われるかも知れないが、それは違う。草山は田畑の肥料や牛馬の糞を確保する村の重要な財産であった。しかし日本の気候では放っておくと数年足らずで低木やアカマツなどが生い茂り、森林になってしまったため、肥料や糞の確保に支障を来す。そこで草山の状態を保持するため春先には山焼きが行われ、また樹木は刈り取られた。河内国の南部と東部で目にするのができた草山とは、人間が生きていくためにつくり出した景観だったのである。

それは農業のために、人々はこの草山から多大な恵みを得た。しかしそれが自然に手を加えたものであったため手痛いしっぺ返しを食うこともあった。土砂災害である。樹木が伐採された草山は保水力を低下させ、河川に土砂を押し流したからである。また山地や丘陵地帯を開墾し、新田が開墾されていったこともこれに

拍車をかけた。後述する土砂留が必要となるのはこうした事情による（水本邦彦『草山の語る近世』山川出版社 二〇〇三年）。

一七〇〇年代初頭に全国の山林資源を調査した幕府の記録をみると、日本の山はマツと雑木の多い質の低い森林で、良質の針葉樹は極まれである。とくに畿内の山林は劣化が激しかったことがわかる。その一因は人間が生きていくために山に手を入れたことにあったが、それは人びとの生産性向上のための努力の結果でもあった。

水辺の風景

山の恩恵をうける村は、用水の確保に苦しんだ。とりわけ生駒山麓沿いの大縣・高安・河内・讃良・交野郡は深刻で、先の寝屋村のように日損高率が八〇%をこえる村も少なくない。一方、西部の平野部の村々は丹北郡を除くと日損高は皆無のことが多く、比較的水の確保に窮しなかったようである。

表1に郡ごとの田方・畑方高などを示した。河内国は田方高率が高く、草山がほとんどみられない西部の平野部では一部に未開地を残しながらも、一面に田畑が広がっていたことが窺える。そして若江郡では四五カ村中一三カ村、洪川郡では二三カ村中一一カ村で全耕地の四〇%以上を畑が占めていたが、河内国全体では水田耕地となる田が多く広がっていたことがわかる。これは河内平野にたくさん河川が流れ込み、用水の確保に窮しなかったからで、平野部の村で日損高が少ないのもそのためである。

河川は用水だけでなく、さまざまな恵みを人々にもたらした。たとえば淀川に面する茨田郡には葭年貢を課されている村が多い。イネ科の多年草で水辺に広大な茂みを作る葭は、葭簀と呼ばれるすだれ、屋根材な

第一章 近世を生きる

表 1 正保郷帳にみる河内国

郡名	村数	郡高	田方高	田方率	畑方高	山年貢高	葭蓮年貢高
錦部	46	15,541.4100	12,379.2350	79.65	2,686.7290	475.4460	0.0000
石川	48	24,986.5980	21,585.5760	86.39	3,386.3220	14.7000	0.0000
八上	12	11,791.7800	10,372.1910	87.96	1,419.5890	0.0000	0.0000
丹南	44	19,059.6390	14,818.6619	77.75	4,132.7221	108.2550	0.0000
丹北	39	22,381.6660	18,025.5840	80.54	4,356.0820	0.0000	0.0000
古市	14	7,350.1100	5,593.6940	76.10	1,796.4160	0.0000	0.0000
安宿	4	2,361.8217	1,580.7270	66.93	700.4540	80.6469	0.0000
大県	11	4,818.9555	2,836.0900	58.85	1,567.1400	415.7255	0.0000
志紀	17	12,567.4830	9,275.4930	73.81	3,291.9900	0.0000	0.0000
洪川	23	21,522.4500	13,092.7220	60.83	8,429.7280	0.0000	0.0000
高安	10	6,088.9780	4,333.6310	71.17	1,334.1930	421.1540	0.0000
河内	21	14,616.5800	10,713.2410	73.30	3,872.4360	30.9030	0.0000
若江	45	34,078.0560	22,219.3860	65.20	11,858.6700	0.0000	0.0000
茨田	68	36,308.3490	32,904.8660	90.63	3,358.8840	0.0000	44.5990
讃良	20	10,365.1700	8,577.0580	82.75	1,687.7360	99.6760	0.0000
交野	37	21,073.2970	15,851.7610	75.22	5,139.1860	0.0000	82.3500
合計	458	264,952.3432	204,160.6910	77.06	59,018.2771	1,646.5062	126.9490

備考：史料表記数値と実数値には若干の異同があるが、史料の合計数値を表記した。田方率は郡高に占める田方の割合である。郡高・田方高・畑方高・山年貢高・葭蓮年貢高の単位は石。田方率の単位は％である。

どに利用され、葭刈は稲刈り後の風物詩であった。また多くの動物・魚の住みか・隠れ場にもなった。草山を持たない村々には、水の恵みがもたらされたのである。また水生植物である蓮も人々の用益に供した。

しかしこうした恵みは水禍と隣り合わせであった。茨田郡は淀川の洪水にたびたび見舞われ、正保郷帳でも水によって被害をうけている田畑率が四〇％をこえる村が三九を数える。水の恵みを古大和川・楠根川から得ていた若江郡、寝屋川から得ていた讃良郡にもこの水損高が記載される村が多く見受けられる。

淀川や大小の河川は河内平野を田園地帯に変え、豊かな恵みをもたらし

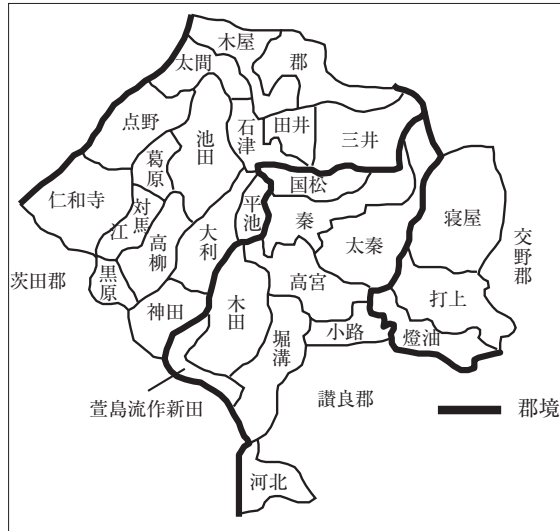


図8 近世寝屋川市域の村々

た一方で、たびたび洪水を引き起こし、人々を苦しめたのである。そしてときに幕府の重要な政治・経済拠点である大坂にも被害をもたらした。そのため淀川と大和川の洪水から大坂を守ることは、十七世紀の幕府にとって重要な政策課題であった。十七世紀初頭、幕府は淀川治水で大坂を水禍から守ろうとしたが、大和川の洪水は止まず、宝永元年（一七〇四）の大和川付け替えによってその解決が図られた。付け替え後、深野池や旧大和川河床は新田に生まれ変わり、河内平野の景観は大きく変わることとなる。

市域の村々

河内国正保郷帳に記載される市域の近世村は二五である。

表2に市域村々の郷帳記載内容を、図8にその位置を示した。郷帳には讃良郡小路村が記載されていないが、これは正保郷帳作成時には高宮村の一部として扱われていたからである。分村時期ははっきりとしないが近世の早い時期だといわれている。

また河内屋北新田・萱島流作新田もみえないが、これはともに正保以降に開発された新田村だからである。前者は宝永元年（一七〇四）大和川付け替え後、深野池の池床が開発されたもので、村名は開発者河内屋源

第一章 近世を生きる

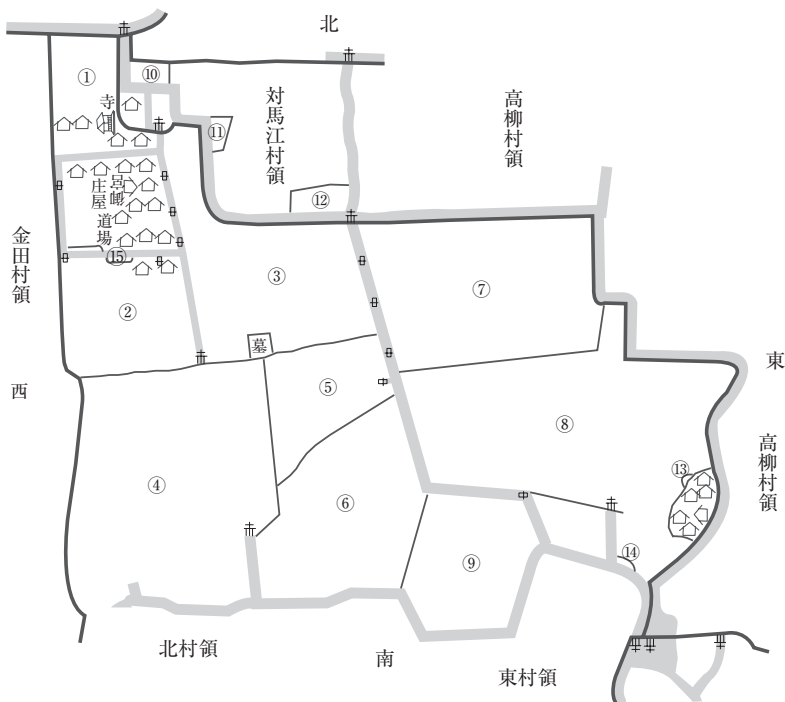


図9 黒原村図

備考：屋敷地は①⑬に分かれる。①の内、庄屋屋敷や寺院がある場所は環濠集落であったことがわかる。畑は①②③④⑦⑧にみられる。③では畑面積が大きい、それ以外の畑面積は小さく、⑤⑥⑨に畑はみられない。

七の名に由来する。後者は寢屋川の中州を、享保二十年（二七三五）以降開発して立村された。

表2をみると、畑高率が五〇％をこえるのは寢屋村だけで、地域の村々は田高率が高い。また讃良・交野郡では日損率が高いが草山を所持する。一方、茨田郡は水損率が高く、草山を所持しないが葭・蓮などの水の恵みを得ていたことがわかる。

図9は茨田郡黒原村の概略図である。同村は淀川左岸に位置する平野部の村で、地名は古代中国の呉から渡来した呉人の居住したところを意味する「クレハラ」の転訛に由来するといわれている（『市

第二節 近世の村

日損高	日損率	水損高	水損率	山		葭年貢	蓮年貢	葭蓮年貢
				種 別	内			
76.000	13.4	150.000	26.5				○	
30.000	4.2	209.000	29.2					○
40.000	6.6	310.000	50.9				○	
35.000	8.2	187.000	43.6				○	
25.000	7.7	95.000	29.1				○	
20.000	1.8	310.000	27.8				○	
17.000	7.3	52.000	22.2					
121.000	56.3	10.000	4.6					
40.000	10.9	60.000	16.4				○	
25.000	3.7	48.000	7.1				○	
112.000	47.9	80.000	34.2			○		
66.000	18.8	265.000	75.5					
51.000	12.6	300.000	74.0			○		
55.000	11.1	361.000	72.6			○		
90.000	15.7	425.000	74.3			○		
55.000	16.2	250.000	73.8			○		
80.000	10.6	673.500	89.4			○		
69.482	53.4	60.000	46.2	小 松				
257.000	84.5	47.000	15.5	草 山	小 松			
652.700	70.0	280.000	30.0	草 山				
—	—	—	—					
249.015	76.9	44.000	13.6	はげ山	草 山			
245.000	69.1	109.000	30.8	草 山				
201.000	63.3	15.000	4.7	草 山	小 松			
245.000	47.6	—	—	草 山	小 松			

日損率・水損率の単位は%である。

第一章 近世を生きる

表2 正保郷帳に記載される市域村々

郡名	村名	村高	田高	田方率	畑高	畑方率
茨田	大 利	565.170	489.960	86.7	75.210	13.3
	神 田	715.740	660.065	92.2	55.675	7.8
	高 柳	608.840	588.084	96.6	20.756	3.4
	対馬江	428.720	392.143	91.5	36.579	8.5
	黒 原	326.040	321.204	98.5	4.836	1.5
	池 田	1114.480	920.904	82.6	193.576	17.4
	葛 原	234.205	203.304	86.8	30.901	13.2
	三 井	215.056	175.503	81.6	39.553	18.4
	点 野	366.000	259.034	70.8	106.966	29.2
	仁和寺	677.250	584.202	86.3	93.048	13.7
	平 池	233.820	192.841	82.5	40.979	17.5
	石 津	350.797	308.441	87.9	32.386	9.2
	大 間	405.616	361.815	89.2	43.801	10.8
	木 屋	497.179	430.680	86.6	66.499	13.4
	郡	572.307	540.798	94.5	31.509	5.5
讃良	田 井	338.734	320.349	94.6	18.385	5.4
	木 田	753.500	648.500	86.1	105.000	13.9
	国 松	130.000	121.102	93.2	8.898	6.8
	秦	304.100	244.681	80.5	59.419	19.5
	高 宮	932.700	776.953	83.3	156.107	16.7
	堀 溝	110.720	77.080	69.6	33.640	30.4
交野	太 秦	324.000	254.602	78.6	69.398	21.4
	打 上	354.308	270.630	76.4	83.678	23.6
	燈 油	317.690	205.278	64.6	112.412	35.4
	寝 屋	515.027	185.300	36.0	329.727	64.0

備考：村名の「大間」は史料表記のままとした。村高・田高・畑高・日損高・水損高の単位は石。田方率・畑方率・

誌』一九六六年）。

近畿地方の村の多くは一村一集落であることが多いとされるが、黒原村の集落は村の北西端と、古川との合流地点近くの南東端に分かれている。市域では木田村が上・中・下、池田村が川・中・下の三集落に分かれ、池田村は十七世紀後半頃から三集落が独立した村になっている。また高柳村・寝屋村・堀溝村・神田村・打上村が二集落であった。一集落であっても秦村のように東株と西株に分かれ、別々に庄屋が置かれた村もあった。

黒原村は中央に耕地が広がり、東端を対馬江・黒原村の悪水路が南流し、北と南も水路で囲まれていた。正保郷帳に記載される同村の村高は三二六石四升、耕地のほとんどは田方であった。ただその後、北西集落周辺では畑方が増えたようである。

山を抱える村の景観をみよう。図10は茨田郡三井村の概略図である。正保郷帳に記載される村高は二一五石余、耕地の大部分は田方であったが、黒原村とはかなり異なる景観である。集落は丘陵麓に位置し、その周辺に耕地が広がるが、丘陵を縫うように耕地が開かれていたことがわかる。用水は溜池を利用し、排水は寝屋川と国松村悪水路へ通したが、その複雑さのためしばしば国松村と争論が起こったという（『日本地名大辞典』第二七巻 大阪府 角川書店 一九八三年）。

こうした近世の村の領域を確定したのが検地である。市域村々でも文禄二～四年に太閤検地が行われたと思われるが、実態については不明な点が多い。たとえば讃良郡高宮村の場合、文禄三年（一五九四）に太閤検地をうけたと伝えられているが、検地帳は紛失し、慶安二年（一六四九）曾我丹波守所領時に改めて検地

第一章 近世を生きる

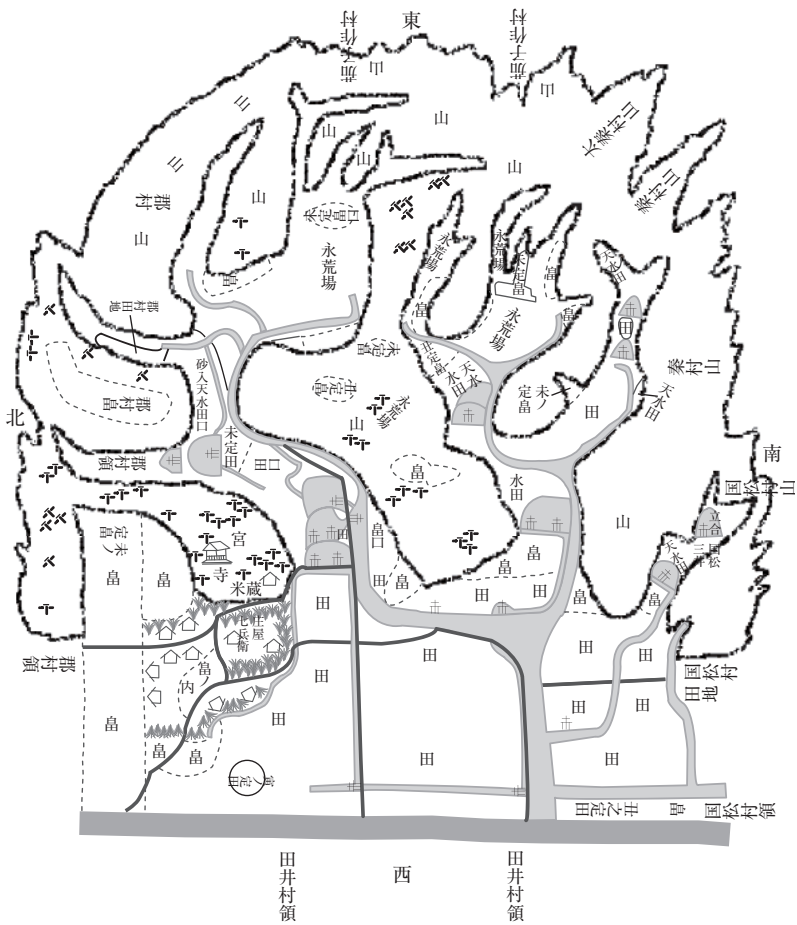


図 10 三井村図

をうけたという（四卷三五五～六六頁）。

また茨田郡仁和寺村・高柳村は寛永六年（一六二九）松平越中守定綱所領時代に検地をうけたことが知られるが（四卷五〇～五、五五～九頁）、ともに太閤検地については知られない。仁和寺村を例にすると、寛永六年に六尺三寸四方を一步とし、三〇〇歩を一反とする検地が行われたが、その検地帳は村には渡されず、百姓は写本で村の土地の管理を行ってきたというのである。市史四巻の口絵を飾る寛永六年黒原村名寄帳は、このとき作成されたもののひとつであろう。名寄帳とは土地所持者ごとに田畑・屋敷を書き上げた帳面のことで、土地の配列順に記載される検地帳を人別に並べ替えたものである。

残念ながら市域には太閤検地帳がほとんど現存していない。市域村々で行われた太閤検地を始め近世初頭の検地については研究の進展を待たねばならないが、ごくおおまかには太閤検地で村の村高と領域が確定され、その後、それを見直す検地が近世初頭に行われていったといえよう。

二 村に生きる

堤防に

囲まれた村

村は百姓の家屋敷から構成される集落と耕地、村によっては山や浜も領域に含める小社会である。近世はこの村が領主支配の単位であり、また人々の生産・生活単位でもあった。村請

制と呼ばれる支配方式が採られ、村の責任で年貢・諸役が領主に上納され、法令が遵守された。以下では近世史料が豊富に残されている茨田郡平池村を例に、近世の村とそこに生きる人々の姿をみていくことにしたい。

安永七年（一七七八）明細帳（四卷二五二、七頁）と、近世中後期頃作成と思われる絵図をもとに作成した図11を用いながら、平池村の概要を説明していこう。

平池村は寝屋川上流域の平坦部に位置する。草山はなく、村は北と西に傾斜する土地柄で、田畑の六割が砂が混じった土質、四割が砂地であった。概略図の内、波線で囲まれた場所が畑方であり、平池村は田方が多い村であったことがわかる。

領主はしばしば変わった。おそろく元和九年（一六三三）から寛永九年（一六三二）まで松平定綱領、続いて淀藩永井氏領、万治元年（一六五八）永井尚庸領、貞享四年（一六八七）幕府領、元禄七年（一六九四）小田原藩大久保氏領、延享四年（一七四七）幕府領、安永七年（一七七八）大坂城代牧野貞長領を経て、寛政元年（一七八九）幕府領となった。以後幕末まで幕府領であるが、寛政十一年（一七九九）から天保十一年（一八四〇）の間は高槻藩永井氏の預かり地であった。第二章で述べるように、この度重なる領主交代は摂河泉村々の特徴である。

明細帳によると、大坂へ三里、京都へ八里、江戸へ一三〇里に位置し、同年には六二軒三〇〇人が暮らしていた。内訳は男性一五二人、女性一四八人である。村には農民以外に酒造屋や、農具を補修する鍛冶屋、大工など農業以外を生業の中心とする人々が暮らしていることも多く、同年の平池村には大工が暮らしていた。明和五年（一七六八）には村で商売をする者として古手小売三人、古道具買一人、絹布小売一人、酒小売一人がいたことが知られる（四卷二八三頁）。

屋敷は集まり、その集落の周りに耕地が広がっている。村内には水路と道が張り巡らされ、樋・石橋・板

第二節 近世の村

橋が各所に設けられていた。寢屋川沿いに大利村の耕地がみられるように、とくに平野部では村同士の田畑は接していることが多く、境界をめぐって争いになることもあった。とくに検地後に開発された新田畑はしばしばその火種となった。

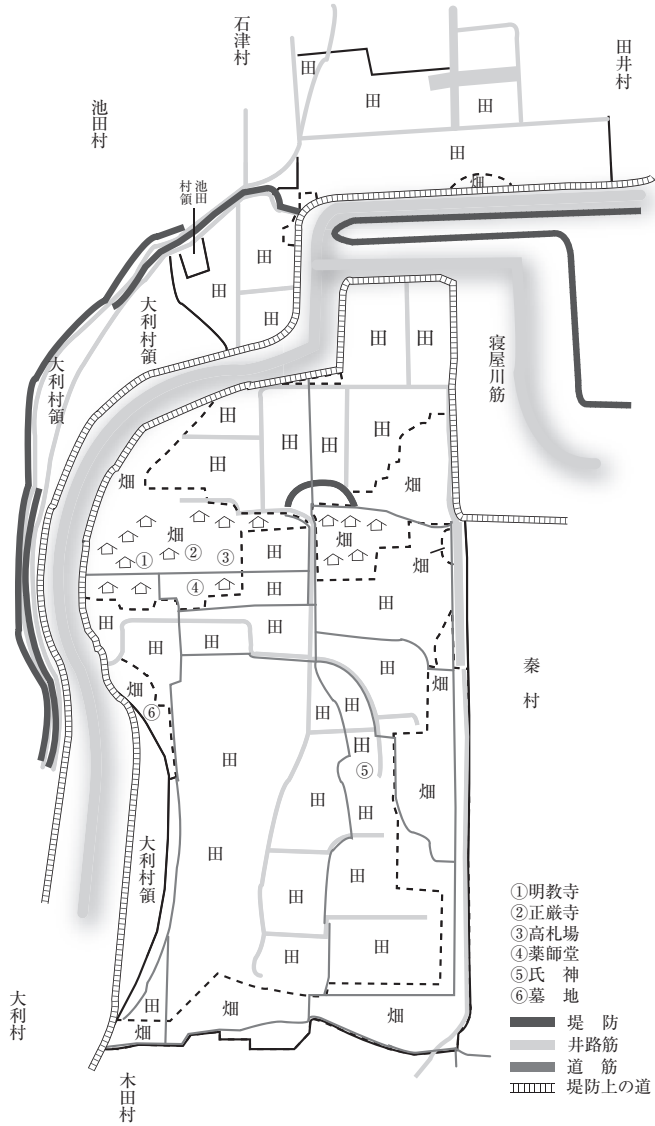


図 11 平池村図

集落内には浄土真宗明教寺と浄土真宗正厳寺の二カ寺と、薬師堂があった。氏神は集落からは外れたところにあり、毎年九月が祭礼であった。墓地も集落から外れた寝屋川沿いにある。また年貢米保管などに用いる郷蔵があった。梁行二間・桁行三間の建物で、他村を参考にすると瓦葺きと思われる。庄屋を務めたこともある村内の有力家である与次兵衛家の屋敷前に建てられていた。

集落内で人の目につきやすい場所に高札場がある。高札場とは重要な法令を広く告知するために墨書した板を掲げた場所で、安永七年時には「切支丹御禁制」と「徒党逃散御停止」の高札が掲げられていた。前者はキリスト教関係者の訴人に対する褒美を定めたもの、後者は明和七年（二七七〇）に百姓の徒党を禁止し、密告者の褒美を定めたものと思われる。

こうした景観は近世の村に共通するものであったが、平池村の特徴は村の三方を囲む堤防である。図11から知られるように、生駒山地から西流してきた寝屋川は同村東部でいったん北流後、大きく曲流して、今度は南流している。さらに村の北部で三井川と寝屋川が合流していた。

この河川の洪水から人々の生命と財産を守るために村は堤防で囲まれていた。秦村との境界には長さ二五〇間の「秦村堤御田地囲堤」、村の回りを流れる寝屋川には長さ八三〇間の堤防が築かれていたが、維持管理には違いがあった。前者は「百姓自普請」、つまり補修などの費用は村で負担しなければならなかったのに対して、後者は領主が費用を負担してくれる「御普請所」であった。

明和元年（一七六四）に平池村が領主である幕府代官所に提出した史料によると（五巻二七〇～一頁）、八三〇間の堤防を補修・強化するには四四〇〇人余もの人足が必要だと試算されている。しかし「御普請所」で

あれば必ず領主がこうした維持管理費用を支出してくれたわけではなく、村は粘り強く、領主による普請を願い出なければならなかった。

安永九年（一七八〇）に村が領主役所に差し出した堤防修復願書の下書きによると（五卷二七四頁）、安永七年に八三〇間のうち二六二間の堤防の斜面を土で補強する腹付^{はらつけ}が認められた。ところが「御普請」とならなかった三三〇間の堤防のあちらこちらで穴が空き、たびたび村で補修工事をしてきたものの、洪水時には土砂流出によって破堤しそうになり、村民がなんとか自力で防いできた。しかし天井川である寝屋川の堤防が破堤すると「村中水底」になってしまふので検分のうえ「御普請」してほしいというのである。

まずは自助努力が求められ、それでは如何ともしがたいとき、領主による検分の上、「御普請」が認められたのである。自らの要求を実現するため粘り強く領主と交渉する。これも近世の百姓に求められたものであった。如何に領主と交渉できるかという力である。

三井川にも長さ三四二間の堤防が築かれていたが、これは「友呂岐六ヶ村組合自普請所」であった。維持管理は友呂岐水利組合という村連合が担っていた。

村役人と 村には庄屋・年寄などと呼ばれる村役人がおかれ、村政を運営した。ふつう庄屋一人と年寄二
 いう仕事 三人程度で、村の有力者が就任することが多い。さらに村政運営を監察するため百姓代がお

かれる村もあった。百姓代は庄屋・年寄の専断を防ぐため、近世中後期に村民の要求で設けられることが多い。人数は一三人程度であった。安永七年村明細帳に連印する平池村村役人は庄屋・年寄・百姓代一人ずつで、いずれも村内有数の富裕家の当主である。

村役人は年貢・諸役の収納、法令の伝達、田畑所持者・住民の管理、諸書類の作成等々、日々仕事に追われた。村の公式文書だけでなく、たとえば村内の個人所持地を売買する証文にも村役人の押印が必要であった。ときには村人の訴訟の付添人として領主役所に出頭することもあったし、領主への歎願や水利などをめぐって他村の村役人と協議することもしばしばであった。

また村の代表として領主に対する歎願の先頭にも立たねばならなかった。宝暦十二年（一七六二）、平池村の庄屋治兵衛、年寄久兵衛・藤左衛門、百姓代長左衛門の四人は領主である幕府大津代官所に、年貢引き下げを願い出た。村役人たちは前年に寝屋川が決壊し、大量の土砂が田畑へ流れ込んだことを理由にあげ、年貢引き下げを求めている（四卷二三頁）。

読み書き算盤に^た長け、村の指導者として奔走する。村請制とはこうした人物が村にいて成り立つ仕組みであった。そのため誰が村役人に就くかは村にとって重要なことであった。

寛政十年（一七九八）、庄屋租兵衛の後任に関わって年寄藤左衛門・百姓代久兵衛が領主役所に文書を差し出した。差し出し先は時の領主である幕府京都代官所である。

文書では庄屋租兵衛が六月十七日に病死したこと、その後任は「村方相談之上名前相定御願」いえることが願い出られている。後任は村で相談して決め、その承認を代官所に願うという手続きが踏まれた。そして「当時御用之儀者年寄江被仰付被下」、つまりしばらくの間、代官所支配に関わる庄屋の仕事は年寄に命じてほしいというのである。

誰が庄屋を務めるかは村人、領主双方にとって重要な事柄であった。近世初頭には領主主導で決められる

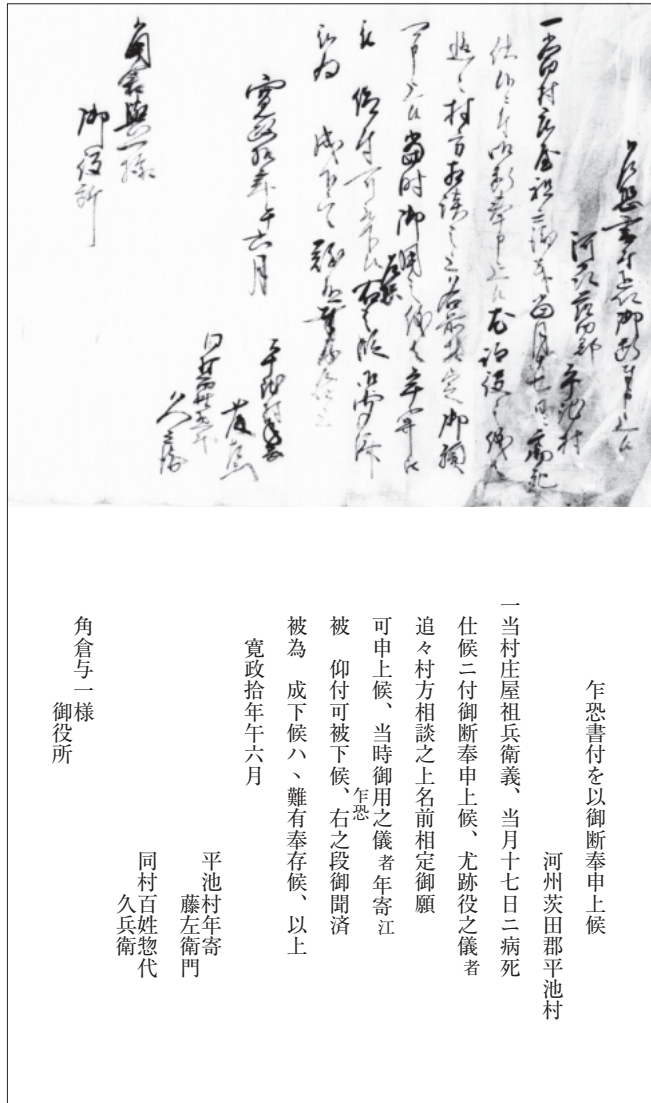


写真3 庄屋交代文書（赤川暁男家文書）

こともあったが、次第に村が選任した人物を領主が承認するという手続きが採られることが多くなった。年寄も領主の承認を必要としたが、百姓代は不要なことが多かったようである。

村役人は多忙である。とくに庄屋は出張も多く、家の農業経営は子どもなどに任せ、庄屋の仕事に専念し

第一章 近世を生きる

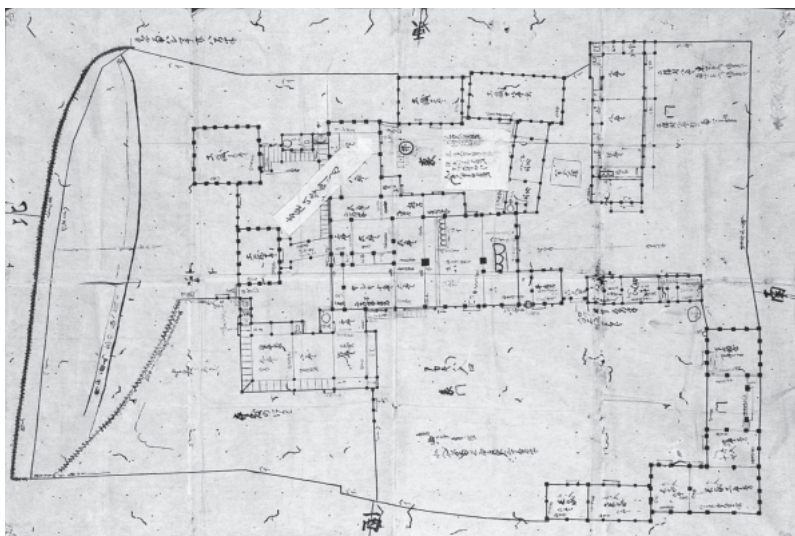


写真4 余次兵衛家屋敷図

なければこなせないほどであった。庄屋は代々一つの家が世襲する場合、近世の間に何度か交代する場合、あるいは選挙によって決められる場合など村によってさまざまであった。平池村は近世中後期以降は何度か庄屋家が交代しているが、近世初頭以来、長く庄屋を務めたのが与次兵衛家である。

同家は一三〇〇年代中頃に当地に定住したといわれる村の有力家で、正保四年（一六四七）には四〇石余を所持する村内随一の百姓であった。その後、所持高は増え十八世紀中頃には六〇石をこえており、実に村高の五分の一が同家の所持高となっている。その後も所持地を増やしており、さらに他村での所持高も合わせると、この地域でも有数の富裕家だったと思われる。

近世後期の同家屋敷図によると、南北三五間半（一間＝約一・九メートル）という広大な屋敷地で、南側に長屋門を構え、豪壮な屋敷が建てられていたことがわかる。長屋門隣の下部屋には使用人が暮らしていたと

思われる。表と奥の空間に分かれ、客人用の奥座敷には外部から直接通じる玄関が設けられていた。土蔵だけで四棟を数え、味噌部屋・牛小屋も配置される。村内では目を引く豪邸であったものと思われる。

十七世紀にはこうした中世以来の有力家が世襲で庄屋を務めることが多かった。それは庄屋を務めるだけの能力と財を備えている者は、こうした家の当主に限られていたからである。

庄屋は無給、もしくは有給であつてもわずかであつた。そのためいくつかの特権が付与されている場合があつた。元禄二年（一六八九）の史料によると、平池村では庄屋家の所持高に賦課される「役義」は村が負担していた。「役義」の具体的な内容は知られないが、年貢以外に領主から賦課される負担のことであつたと思われる。さらに村が村民に課す用水路・道掃除などの村役も免除されていたようである。しかしこうした特権は次第に廃止、あるいは縮小されるようになっていった。元禄二年には一般百姓が庄屋家所持高の内二〇石だけ「役義」を免除しようとしたことに對して、与次兵衛家が反発し、庄屋役就任を拒むという事件が起きている（四卷三二頁）。

十七世紀後半には庄屋と一般百姓との間でこうした争いがしばしば起こつた。さらに庄屋の村政運営について一般百姓が不正があると領主に訴え出ることもあつた。平池村では延宝四年（一六七六）に庄屋の村入用徴収をめぐる争いが起こつたという（『市誌』一九六六年）。こうした騒動を村方騒動といい、一般百姓の求めで庄屋が辞職に追い込まれることもあつた。

村を維持
する経費

村政運営にはさまざまな費用を要した。これを村入用といい、大きくは年貢納入をはじめとする領主支配に関わる経費と、村内の水利・道橋普請・宗教関係など村民の生産・生活に関わる

費用などからなる。時期は下るが表3に寛政十二年（一八〇〇）の村入用の費目を示した。

たとえば年貢であれば領主の手元に渡るまでのさまざまな経費は村が負担しなければならなかった。年貢納入期間の村の郷藏の警備費（⑤）、納入時に計量掛かりとなる升取りへの賃銀（⑥）などである。納入方法は領主によって異なるが、幕府領時代には淀川沿いの太間村まで陸送し、そこから船で運び、大坂に納入した。安永七年明細帳によると、太間村までの陸送賃は米一石につき銀六分、太間村の間屋への預け銀が三分、太間村より大坂までの運送賃が銀九厘とある。間屋への預け銀とは、船に積み替えるまでの倉庫賃などである（①）（③）。さらに幕府領の場合、江戸への納入を命じられることもあった（④）。高槻藩預かり地時代には、それに関わる経費も発生した（⑪）。

年貢だけが人々の負担ではない。淀川・大和川などの河川普請に関わる国役銀、幕府領に課される大坂城維持管理費（⑧）（⑩）、飢饉時に領主から施される御救いに関わる経費（⑨）等々、さまざまな諸役が課された。そしてこれらをつつがなく納入するまでが、村の責任となった。

村役人はたびたび領主役所に出張しなければならなかった。この時代は領主役所がある大坂・高槻への経費が計上されている（⑪）（⑬）。そして宗門改帳・五人組帳をはじめさまざまな書類の作成費用も村が負担しなければならなかった（⑭）（⑮）（⑯）。

村民の多くは農業に従事していた。農業には水が不可欠であり、その維持・管理費用が必要となる。用水・排水と、水は人々の暮らしと密接に関わっており、その費用は毎年村入用のかなりを占めた。平池村では排水のための友呂岐六カ村組合関係費用（⑰）や用水の維持・管理費用（⑱）（㉒）が必要となった。

第二節 近世の村

表3 寛政12年の村入用

分類	整理 番号	費目	備考
年貢・ 諸役	①	御年貢米問屋蔵敷	度々御年貢を預かり置く蔵敷銀を太間村問屋与兵衛に渡す
	②	御年貢津出し賃銀	御年貢米余米の津出し賃銀を渡す
	③	御米船賃	御年貢米船賃を船頭へ渡す
	④	江戸廻米入用	江戸廻米浅草前出張入用銀を高槻三輪屋余次兵衛へ渡す
	⑤	郷蔵番人賃銀	御年貢取立て中の郷蔵番人賃銀を非人番へ渡す
	⑥	升取賃銀	御年貢の升取り賃銀を村の卯兵衛に渡す
	⑦	封代	御年貢掛ヶ改封代を高槻天満屋与次兵衛に納める
	⑧	国役銀	御国役御入用御割賦銀を大坂高麗橋鴻池屋善右衛門に納める
	⑨	御救御手当銀	御救御手当銀を高槻三輪屋与次兵衛に渡す
	⑩	御城内掛かり	御城内外御修復御入用竹縄薬代を大坂八軒屋樋屋吉左衛門に渡す
出張・ 書類 作成 等	⑪	高槻飯代	度々高槻へ出かけたときの飯代を丹波屋四郎兵衛へ渡す
	⑫	大坂飯代	御用・村用につき大坂へ出かけたときの賄代を樋屋弥兵衛・丸屋清兵衛へ渡す
	⑬	飯代茶代	高槻御用往來のときの飯代・茶代を枚方油屋徳兵衛へ渡す
	⑭	年中筆墨代	村中の筆墨代銀を大坂笹屋太右衛門へ渡す
	⑮	年中紙代	宗門帳・五人組帳等村中紙代を大坂紙屋善兵衛へ渡す
	⑯	印鑑代	諸帳面に押す印鑑代を村の小兵衛へ渡す
水利	⑰	友呂岐組合入用	友呂岐六ヶ村悪水井路堀浚并惣代出勤参会造用を木屋村五左衛門に渡す
	⑱	太間村新井路掛かり	太間村新井路越石普請入用石津村長兵衛に渡す
	⑲	杭木代	杭木・用意杭木代を大坂富田屋平右衛門に渡す
	⑳	材木賃	材木・樋の運搬賃
	㉑	用水支配料	石津村領内用水・井路筋支配料を石津村安兵衛に渡す
	㉒	用水番賃	用水を入れる際の見廻り賃銀
宗教	㉓	氏神御祈禱料	牛頭天王稲荷大明神へ例年の通五穀成就御祈禱料を佐太神主越後守に渡す
	㉔	伊勢御初穂料	伊勢太神への御初穂料を御師為田孫太夫に渡す
村連合	㉕	郡中入用	郡中惣代入用銀を田中村八郎兵衛に渡す
	㉖	下尿掛かり	下尿につき惣代出勤料・諸造用を木屋村五左衛門に渡す
給米・ 給銀	㉗	庄屋給	
	㉘	年寄給	
	㉙	定使給	村方年中持ち回り・村方小使給
	㉚	非人番給	村で召し抱えている非人番への給銀
	㉛	非人番屋敷	非人番屋敷の年貢
	㉜	野番賃銀	麦作・稲作取り入れの夜番賃を非人番へ渡す
	㉝	番小屋入用	野番の時、非人番が番をする小屋代

備考：赤川家文書「未村方小入用帳」により作成。

村には住民が共同で祭る氏神があつた。疫病や虫害を除去する神格として信仰された牛頭天王での祈祷料が佐太神社（守口市）の神主に支払われている（23）。また伊勢神宮への初穂料が御師に渡されている。初穂は収穫後、はじめて神前に供えられる稲穂のことで、その代わりに金銭が奉納された。御師は神社などに属した下級の社僧・神官のことで、神に対する信者の祈願の仲立ちをする職能者のことである（24）。近世では伊勢神宮の御師がよく知られている。

村はさまざまな契機で他村と連合した。用水・排水や下肥などはその代表であり、また近世中後期の幕府領では組合村と呼ばれる村連合が幕府代官所支配や人々の生産・生活の維持・発展に大きな役割を果たした。それらの経費も村入用に計上された（25・26）。

庄屋・年寄にはわずかではあるが給米・給銀が支払われた（27・28）。しかし村が処理しなければならないたくさんの事柄は村役人だけが担っていたわけではない。定使は御触や書類などを領主役所や他村に届ける仕事を果たす人のことで、村から賃銀が支払われた（29）。村によっては「あるき」と呼ばれる専従者がいることもあったが、平池村では村人が交代で担っていたようである。

一カ村もしくは数カ村単位で非人番が置かれていた。平池村には非人番が居住しており、その給銀は村が支払い（30）、その屋敷地の年貢は村が負担した（31）。非人番の主な仕事は治安警備で、収穫時や年貢納入時の警備という重要な役割を担った（5・32・33）。

この他に臨時費用もあり、これらの経費は村人に賦課された。賦課方法には所持高割・家割などがある。また道橋普請・用排水路清掃等々、労働での負担もあった。村を維持するために村人にはさまざまな負担が

課されており、村で生きるにはこうした負担を果たす義務があった。

こうした負担の単位となったのが家であり、近世の村は家と家の結びつきで成り立っていた。百姓家は高を所持する本百姓と、無高である水呑百姓に大別されるが、平池村では両者に村での権限にどのような差違があったのかはわからない。また「家役」と呼ばれる株があったようで、これを所持するか、否かで村での地位に違いがあったものと推測されるが、具体的なことはわからない。

村入用はしばしば村方騒動の原因となった。庄屋は経費を帳面に書き留め、しばらくの間立て替えることも多かった。表3の内容をみると、さまざまな人びとに金銭が支払われているが、庄屋はこの多く立て替えていた。その会計処理が一般百姓との争いの火種となったのである。ときに一般百姓から不正があると糾弾され、辞職に追い込まれることもあった。

村の住人

近世は庶民の家が成立する時代であり、近世の村は家と家の結びつきで成り立っていた。そして村の住人は家を単位に宗門改帳に登録され、宗門と家族構成が領主に把握されていた。

近世にはカトリックおよび信者のことを「キリシタン」と呼び、江戸時代には庶民に至るまで信仰が厳禁された。その摘発のために宗門改が実施されていたが、当初の宗門改帳はキリシタンでないことを檀那寺が証明した証文を編集したものであった。これとは別に各領主が領民支配の必要性により戸口調査を行い人別帳を作成していた。島原の乱（一六三七～八）や各地で潜伏キリシタンが摘発されたことを契機に、寛文十一年（一六七二）幕府はこの人別帳をもとに宗門改をすることを命じ、宗門改帳が作成されるようになった。原則として毎年二～三月に宗門改帳が作成され、戸籍の役割を果たした。

安永九年（一七八〇）の平池村宗門改帳には百姓家六三軒・寺二軒が登録されている。人口は男性一六〇人、女性一五三人の三一三人である。このうち男性五人・女性二人は奉公に出ているため、居住人口は三〇六人となる。

表4に六五軒の家族構成を示した。近世の村の主流は単婚小家族である。単婚小家族とは夫婦とその子ども、それに父母を含む家族のことであるが、十八世紀後半の平池村でも単婚小家族が多くみられる。一軒の平均人数は五人程度で、たとえば四郎右衛門家（⑦）は六二歳の当主四郎右衛門と四五歳の妻、一九歳の倅と一四・一二歳の娘と同居する典型的な単婚小家族である。

ふつう長男が家を相続したため、同居する兄弟は当主の弟が多いが、文右衛門家（④⑤）のように弟が戸主となり、兄が同居する場合もみられた。伯母が同居している場合があるが、離縁・婚家の没落・未婚などさまざまな理由で独り身となり、生家に同居することになったのであろう。

久兵衛家（②）に同居するのは戸主の弟の後家・子どもである。平池村には後家が戸主となる家が三軒みられるが（②④⑤⑥）、農業経営を行う家の戸主が女性であり続けることは容易なことではなかった。一方、妻を欠く家が多い。死去・離婚などが考えられるが、近世では離婚は珍しいことではなかった。妻と子どもの年齢差を考えると、再婚と思われる夫婦も少なくない。

戸主の平均年齢は五〇歳。近世の成人はおおむね一五〜六〇歳であったが、平池村では戸主が六〇歳を超える家が一二軒あること、しかし七〇歳の戸主は村有数の富裕な与次兵衛家（①）と祖兵衛家（④）だけであること、相続人家族と同居する家五軒のうち四軒の戸主は六〇歳以上であることなどから、七〇歳が隠居

第二節 近世の村

同居家族						下男	下女	総人数	所持高
父	母	兄弟	姉妹	伯母	その他				
75	54	32	14	54	44 12 10	14	61 15 13	10	74.190
						18	21 13	9	35.840
						15		6	19.220
						19 23	27 18	9	44.973
								5	4.914
								4	5.321
								6	1.859
								4	3.277
								3	4.927
								5	0.090
								3	3.122
								1	0.187
								7	0.324
								5	0.182
								4	0.108
								5	0.302
								2	1.839
								5	0.153
								4	0.130
								4	—
								7	0.599
								5	0.301
								2	—
								2	—
								6	—
								6	0.267
								7	—
								6	—
								6	—
								5	—
								5	—
								7	—
								5	—
								2	—
								4	—
								3	—
								6	—
								5	—

第一章 近世を生きる

表4 安永9年の家族構成

整	檀	戸主・年齢	妻	悻	娘	相続人家族			
						悻	妻	男	女
①	願	与次兵衛 70	49	12	14	42	29		
②	願	久兵衛 58	41		13				
③	願	平兵衛 30	23						
④	願	祖兵衛 70	59	25		28	20		
⑤	願	清右衛門 42		6					
⑥	願	儀兵衛 54	40			27	26		
⑦	願	四郎右衛門 62	45	19	14 12				
⑧	願	吉左衛門 57	42	20					
⑨	願	伊右衛門 37							
⑩	願	小左衛門 51	46	24 12 7					
⑪	願	善兵衛 53		9					
⑫	願	九右衛門 51							
⑬	願	庄兵衛 64	49	31 29 14	26 24				
⑭	願	徳右衛門 43	28		4				
⑮	願	仁兵衛 55	44	17	12				
⑯	願	七右衛門 49	48	21 17	4				
⑰	願	源左衛門 39	26						
⑱	願	利兵衛 18							
⑲	願	定七 66	62	36 28					
⑳	願	治郎兵衛 38	31	1	4				
㉑	願	与左衛門 39	27	6 4					
㉒	願	五兵衛 53	47	25 16	17				
㉓	願	権十郎 52		17					
㉔	願	後家やす 58							
㉕	願	甚左衛門 52	48	21 10	19 16				
㉖	願	清七 65	55	28 22 19	17				
㉗	願	与右衛門 57	51	22 18 10	26 13				
㉘	願	吉右衛門 66	53			36	27	8	3
㉙	願	善七 60	57		18	28	32	1	
㉚	願	清八 58	37	7	16 5				
㉛	願	新兵衛 48	42	22 13	4				
㉜	願	作左衛門 55	46	6 4	20 17 10				
㉝	願	喜右衛門 56	46	18	26 4				
㉞	願	市右衛門 34							
㉟	願	宗左衛門 49	32		10 5				
㊱	願	七左衛門 50	32	4					
㊲	願	吉兵衛 45	33	18 14 4	10				
㊳	願	長右衛門 41	34	17 13 10					

第二節 近世の村

同居家族						下男	下女	総人数	所持高
父	母	兄弟	姉妹	伯母	その他				
								4	—
								1	—
	37		8				18 15	3	—
				64				5	15.561
	76	37						4	10.201
71		29	21					8	8.310
72		26						4	4.319
								5	0.171
	78					17	19	4	5.082
						14		9	28.447
72	51		22 15					4	10.455
	63		35					5	1.907
								4	1.694
								5	1.817
		24 16	34 25					5	0.263
								5	0.612
								3	0.095
								6	0.087
								4	1.752
								4	0.280
								6	0.396
								3	0.312
		49						5	0.074
								6	—
								7	—
								1	
								3	

の願は浄土真宗願成寺、光は浄土真宗光善寺、大は浄土真宗大仙寺、法は他村の法華宗寺院のこと。同居家族
 ㊦是三は願成寺僧侶、㊧高林は光善寺・大仙寺僧侶。表中の数字は年齢（才）、総人数は人、所持高の単位は石

第一章 近世を生きる

整	檀	戸主・年齢		妻	忤	娘	相続人家族			
							忤	妻	男	女
㊸	願	新助	43	39		11 3				
㊹	願	八右衛門	43							
㊺	願	庄太郎	12							
㊻	光	藤左衛門	32	19	6					
㊼	光	伊兵衛	52	44	27					
㊽	光	市左衛門	56	42	? 15 12	2				
㊾	光	文右衛門	19							
㊿	光	磯右衛門	32	29		5				
㊽	光	忠三郎	52	29	11	13				
㊽	大	三右衛門	61	51	40 15 6	17				
㊽	大	七郎兵衛	49	33	12					
㊽	大	長兵衛	32							
㊽	大	十兵衛	49		19					
㊽	大	善右衛門	52	44	20	24 22				
㊽	大	与兵衛	60	37	16 3	4				
㊽	大	小兵衛	31							
㊽	大	文七	59		22	20				
㊽	大	忠治郎	60	57	32 22	25 24				
㊽	大	忠右衛門	50	38	17	13				
㊽	大	後家とよ	42		22	23 6				
㊽	大	嘉右衛門	59	50	24 12	15 8				
㊽	大	後家ゆり	45		19	22				
㊽	大	茂助	49	44		26 21 12				
㊽	大	嘉兵衛	52	41	16	14 2				
㊽	法	中兵衛	67	63			50	36	9	13 2
㊽		是三	57							
㊽		高林	35	28		9				

備考：項目の整は整理番号、檀は檀那寺、相続人家族の男・女は忤の子どもで男はその忤、女は娘のこと。檀の兄弟・姉妹は戸主との関係、その他のうち㊽久兵衛家は戸主久兵衛の弟の後家・子ども、㊽後家やすはやすの孫である。安永9年宗門帳・安永9年五人組別御改帳（平池家文書）より作成。

するひとつの目安になっていたものと思われる。

百姓家の総人口のうち男性と女性の割合はほぼ均等である。各年令に占める男女の比率も大差ない。平池村の成人の目安を一五歳以上七〇歳未満とすれば、人口の約七〇％が該当する。男性だけだと約三七％である。最高齢は七九歳の女性で、七〇歳以上は一二人を数えるが、人口に占める割合は低く、平均寿命は六〇歳代と思われる。ただ当時は乳幼児死亡率が高かったため、これを加算すると平均寿命はさらに下がるであろう。

下男・下女と呼ばれた奉公人を抱えている家は七軒で、すべて所持高一〇石以上層である。下男七人・下女一〇人の年齢は一〇歳代、二〇歳代前半が多い。これは奉公期間を決めて行う年季奉公人で、次のような契約書を交わした上で奉公した（四巻三〇一―二頁）。

年季請け状の事

一、我ら忝善六と申す者、年十一歳に罷り成り候、来る戌年より未年暮迄中年十年切り奉公に遣わし申し候、如何様とも御召し仕い成さるべく候、則ち給銀子八十五匁慥かに請け取り申し候処実正なり、万一この者年季の内取り逃げ欠落仕り候はばその品を改め弁え、必ず尋ね出し、極めの通り急度御奉公致させ申すべく候、若し氣に入り申さず候か、縁辺の儀に付御暇申し請け候はば人代りを立て、一日も御事欠け申す間敷候、この者に於いて御地頭様は申すに及ばず、他の妨げ毛頭御座なく候、宗旨の儀は西本願寺宗にて、則ち寺請け状別紙に相添え進申し候、この者如何様の六ヶ敷儀出来候

とも我々罷出、急度埒明け申すべく候、その方へ少しも御難掛ケ申す間敷候、後日のため年季請け
状依て件の如し

安永六年酉十二月

河州茨田郡池田中村奉公人親

善右衛門 ㊦

同村請負人

七右衛門 ㊦

平池村 与次兵衛殿

奉公に出されたのは池田中村の善右衛門の倅善六。年齢は一一歳である。奉公期間は一〇年で、この間の
給銀は八五匁であった。米にすると一石程度に過ぎないが、これは契約時に親である善右衛門が受け取り、
年貢未納分・借銀の返済や残された家族の生活費にあてられたと思われる。給銀を前借りすることになるた
め年季中に善六が逃亡した場合は居所を探し出して奉公させること、何らかの事情で善六が奉公できなく
なったときには代人に奉公させることが約されている。また何か不始末をしでかしたときにも雇用主である
与次兵衛家に迷惑をかけない旨も記されている。七右衛門はこの連帯保証人で、年季奉公契約には請負人が
必要であった。

近世はこうした年季奉公が主流で、七〇一〇年の長年季と、一〇三年程度の短年季があった。長年季は未
成年層が多く、主に家事や雑用に使われた。奉公先で仕事を覚えることが主たる目的となったため給銀は安

第二節 近世の村

表5 奉公人の出身地など

雇用主	区別・年齢（歳）		出身地	開始年と期間	給銀	奉公開始 年齢（歳）
与次兵衛	下男	14	茨田郡池田中村	安永7年より10年	85 匁	12
	下女	61	山城国八幡	一代限り	—	?
	下女	15	讃良郡高宮村	安永5年より10年	100 匁	11
	下女	13	茨田郡大利村	?	?	?
久兵衛	下男	18	尾張国海東郡勝播村	安永9年より12年	60 匁	18
	下女	21	山城国伏見六地藏	安永8年より11年	65 匁	20
	下女	13	山城国伏見六地藏	安永9年より13年	82 匁	13
平兵衛	下男	15	池田川村	安永4年より10年	65 匁	10
租兵衛	下男	19	茨田郡池田中村	安永4年より10年	85 匁	14
	下男	23	讃良郡塚脇村	明和7年より10年	100 匁	13
	下女	27	大坂順慶町	安永4年より5年	80 匁	22
	下女	18	山城国伏見京町	安永7年より7年	100 匁	17
藤左衛門	下女	18	池田川村	安永4年より10年	65 匁	13
	下女	15	山城国伏見京町	安永6年より12年	60 匁	12
三右衛門	下男	17	山城国山崎	安永3年より14年	65 匁	11
	下女	19	山城国伏見六地藏	安永4年より9年	60 匁	14
七郎兵衛	下男	14	茨田郡木屋村	安永5年より10年	55 匁	10

く、年季が明けると、再び年季奉公に出ることも少くない。その場合はふつう短年季となる。短年季は給銀の取得を目的とする奉公で給銀も高いことが多い。

表5に、表4の奉公人の出身地・年季期間・年齢を示した。与次兵衛家の一四歳の下男が善六のことである。出身地は近隣村が多いが、山城国伏見や大坂順慶町のような都市部の出身者もいる。さらにはるる尾張国から奉公に来ている者もいる。多くは長年季で、一〇代はじめに奉公に来ていることがわかる。

善六の年季請状の後半に、宗旨は浄土真宗西本願寺末寺であり、その旦那寺が発給した寺請状が添えられていることが記されている。生家が浄土宗・天台宗であつても、奉公先の家の一員として、その家の宗旨に変更された。寺請状とはそれまでの旦那寺から、奉公先の旦那寺へ戸籍を移すために必要となつた。

奉公で来村する者がいるように、村から奉公に出される者もいた。一三、一七、一八、一九、二二歳の男性

五人と、二〇、二六歳の女性二人である。奉公先は一三、一七、一九歳の男性が近隣村、他は大坂市中である。

譜代の奉公人

与次兵衛家に六一歳の下女がいる。彼女は年季奉公人ではなく、終生与次兵衛家に仕える譜代奉公人であった。宗門改帳には「一代限に召し抱え」と記されている。

近世には代々、主家に召し抱えられる譜代奉公人に代わって、年季奉公人が主流となった。譜代奉公人は主家の屋敷内で生活する隷属性の強い者から、主家から土地を分与され、家族を形成する者などさまざまであった。近世前期の村には、こうした譜代奉公人がたくさんいたが、次第に年季奉公人が主流となり、消えていくといわれている。しかし、与次兵衛家には十八世紀半ばにも譜代奉公人がいたのである。

宝暦七年（一七五七）、平池村で譜代奉公人をめぐって争いが起きた。事の発端は宗門改帳の作成に際して、幕府大津代官所より譜代奉公人は「何右衛門譜代」と肩書きするよう命じられたことである。

この命を受けた庄屋租兵衛は、松右衛門を「与次兵衛譜代」と記載したが、松右衛門はこれに強く反発した。宗門改帳提出を急がねばならなかったこと、与次兵衛が病に伏せていたこともあって、これまで通り「与次兵衛譜代」とは記さないまま提出することにした。しかし庄屋租兵衛と年寄吉兵衛は、松右衛門が与次兵衛の「録」を受けている以上、「与次兵衛家来」であり、「譜代」と記載すべきだと松右衛門を諭した。そのうえでなお「譜代」と記載されることが不満であるならば、与次兵衛家より預けられている田畑を返還すべきだと迫った。

松右衛門は親与右衛門死去後三〇年以上にわたって支配してきた田畑を今更、返却しては生活できないと

反論するが、庄屋と年寄はそれはあまりにも勝手な言い分だとはねつけ、生活できないのであれば与次兵衛家に奉公すべきであり、「譜代」の名目が嫌ならば田畑は返却すべきだと申し渡したのである。

松右衛門家は確かに与次兵衛家の譜代の系譜を引く家であった。与次兵衛家現当主の四代前、同家に奉公していた「一生もらひ切」の下女が、村の者と密通し身籠もったが、相手が貧しかったため為す術なく、与次兵衛家の庭で男子を産み落とすという出来事があった。その男子が松右衛門家の先祖となる助三郎なのである。助三郎は与次兵衛家の譜代として奉公し、同家の所持地に家を建ててもらい、そこで生活するようになった。与次兵衛家の門前である。助三郎は一家を成したようで、子どもにも恵まれた。それが松右衛門の父与右衛門である。

与右衛門も譜代奉公人として与次兵衛家に仕えたが、結婚した折り、与次兵衛家の計らいで月一五日は与次兵衛家で奉公するが、残りは自由に生活して良いことになった。一石六合の土地を株分けされ、さらに収穫は手にするものの年貢諸役は与次兵衛家が負担する「作りどく」となる田畑も与えられた。先の「録」とはこの「作りどく」を指すのであろう。

ところが与右衛門の子松右衛門は月一五日の奉公をしなくなった。そこで与次兵衛家はときの領主であった小田原藩大久保家の大坂蔵屋敷に、松右衛門に暇を遣わした上で、株分けした田畑一石六合と「作りどく」田畑を返還させてほしいと訴えた。しかし当時の平池村庄屋三郎右衛門は大庄屋を務め、苗字帯刀を許された人物で、与次兵衛家とはそりが合わなかった。その上、松右衛門の母はかつて三郎右衛門家に奉公していた経験があり、その縁にすぎり松右衛門は三郎右衛門に有利な計らいを懇願した。これに応じ三郎右衛門は

蔵屋敷にいる代官に働きかけたため、事は松右衛門に有利に進められた。それでも「作りどく」の田畑だけは取り戻せそうであったが、株分けした田畑は返されないまま譜代の名目を切ることは理に適わないと考えた与次兵衛家は、いま暫く時を待つことにしたのである。

宝暦七年の前にはこのような経緯があった。領主が代わったこと、いまの庄屋・年寄が公平な裁定をしてくれると判断した与次兵衛家は、一気に解決を図ろうと動いた。ところが松右衛門家は株分けされた田畑だけでなく、すでに「作りどく」の田畑の一部までも売却していたのである。当然、与次兵衛は不当な売買だと申し立てるが、事を厄介にしたのは、売却時の庄屋三郎右衛門が売買証文に押印していたことである。庄屋租兵衛・年寄吉兵衛は土地台帳を確認したうえで押印したのか三郎右衛門を糺したところ、同人は非を認めざるを得なかった。

与次兵衛家の申し分に利があることは明白であった。しかし与次兵衛家の訴えにに応じて大津代官所が乗り出してくれば松右衛門・三郎右衛門の落ち度が咎められるばかりでなく、村が発給した正式な売買証文であるにもかかわらず、買い主までもがこの騒動に巻き込まれることになる。村中が騒動に巻き込まれることを危惧した庄屋・年寄は訴訟を思いとどまることと、事態の収拾を自分たちに任せてほしいと与次兵衛に懇願した。史料はこの辺りの事情を「村中やかましく成候得ハ其方存分ニ八成可申候へ共、彼是迷惑致候仁も出来申へく候間、其方さへ了簡致され候へハ済申事」と記している。

こうした当事者同士の話し合いによる解決を内済という。内済では村役人などの有力者が間に入り、話し合いの上、解決が図られた。この騒動でも庄屋と年寄が複雑に土地をやり繰りし、与次兵衛家は一部を取り

戻した。

この騒動は、譜代奉公人と主家との関係や、譜代奉公人が自立していく過程が知られる貴重な事例である。自立過程はさまざまであろうが、村の居住者には松右衛門家のように譜代奉公人から自立した家もいたのであろう。しかし松右衛門の一件からは、かつて譜代奉公人であったことは多くの村民に記憶されていたことが窺える。そうした各家の系譜は、何かの拍子に思い出され、争いの火種になることもあったと思われる。大津代官所がなぜ突然に「譜代」の記載を求めたかは分からないが、これが人々の記憶を呼び起こし、争論に発展したことは間違いない。

またこの騒動は近世の村社会が垣間見える点でも興味深い。個人の主張を押し通して存分が通っても「村中やかましく成」り、「彼是迷惑致候仁も出来」る行為は自重を求められた。近世の村とは「其方さへ了簡致され候へハ済申事」という説得が有効な社会だったのである。内済はこうした社会に適した問題解決手段でもあった。

五人組と牛 宗門改帳から知られるように村の居住者は家に属した。よく知られる五人組はこの家を組の共同所持
み合わせたものである。

五人組は五軒程度を組み合わせ、治安・行政の連帯責任の単位となった。その組み合わせを記載した帳面が五人組帳と呼ばれるもので、前半には五人組に編成された者が守るべき法令などが記される。ふつう五人組帳前書と呼ばれ、安永九年の「五人組人別御改帳」前書は四九カ条からなる。

内容をみると、各家の当主は家族・奉公人に幕府・領主の法を守らせること、忠孝に努め、親子兄弟仲睦

まじく、家業を第一に暮らすこと、奉公人など他所より来た者は素性を確かめ庄屋・五人組に届けること、他所へ奉公に出るときは落ち着き先を庄屋・五人組に届けること、火災時には家ごとに手桶を持参して消火に努めること、村での争いごとは庄屋・年寄・五人組が解決を図ること、博打など賭の諸勝負をする者がいれば親子兄弟・庄屋年寄・五人組が処罰されることなどが記されている。領主が家と五人組を単位に村を支配しようとしていたことがわかる。

安永九年の五人組は五家を単位に一二組に編成されていた。庄屋を務める久兵衛家・与次兵衛家、年寄三右衛門家は五人組には加わっていない。一方、百姓代を務める租兵衛家は五人組の一員である。正厳寺・明教寺の僧侶家は五人組には加わっておらず、五人組が百姓身分で構成されていたことが知られる。平池村には非人番が居住していたが、その家の宗門改帳は別に作成され、五人組にも加わっていない。

五人組には五人組頭が設けられていた。ひとつの組を除くと、組頭は組の中で一番の所持高を持つ家が務めている。高持は本百姓、無高は水呑百姓と呼ばれ、なるべく本百姓だけ、あるいは無高だけの組にならない

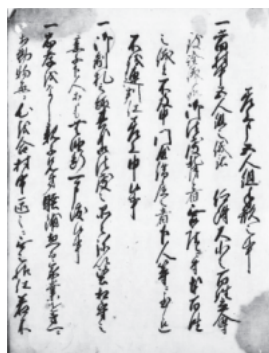
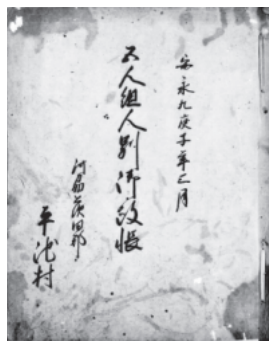


写真5 五人組人別御改帳
(平池家文書)

いように編成されているが、組み合わせの基準は牛の共同所持であった。たとえば平兵衛組の場合、四家で、一匹の牛を所持しており、一家は所持していない。二〇五家が共同所持の単位となり、同年の平池村では一匹の牛が飼われていた。

牛は農耕に用いられ、各地で牛市が開かれた。摂津天王寺の牛市が有名であったが、平池村ではどのように牛を購入していたのかはわからない。また村での飼育方法を記す史料も見あたらないが、高価であったため、共同で所持していたものと思われる。

このように平池村では農耕に必要な牛の所持単位で五人組を構成されていた。五人組が治安・行政の連帯責任の単位として有効に機能するうえで、そうすることが有効だったのであろう。

五人組の単位となった家は、それぞれ印鑑を所持していた。この印鑑は領主に届け出られたいわば家の実印で、証文をはじめ公文書にはこの印鑑を捺印した。五人組帳前書には届け出られていない印鑑を用いないこと、紛失の場合は役所で変更を認められてから用いることが記されている。また村役人が各家の印鑑を預かることも禁止されているが、これは村役人が各家の承諾なしに勝手に押印して、村政を進められないようにするためであった。

三 村高とは

検地と村高

村に広がる耕地は検地で一筆ごとに田方・畑方に区別され、面積・田品・分米などが把握された。その集計が村高である。村高が一村の公定生産高であり、これが領主の知行高となり、

年貢・諸役の賦課基準となった。

近世の村はすべてこの村高をもつが、実態と合わなくなると、領主はそれを見直す検地を行った。平池村では太閤検地以降、寛永六年（一六二九）、寛永二十一年（一六四四）、明暦二年（一六五六）に検地が実施されたと考えられる。そこで寛永二十一年検地の成果をもとに作成されたと思われる正保四年（一六四七）「地詰帳」を例に、領主が平池村の土地をどのように把握していたのかを具体的にみていくことにしよう。

地詰帳は田方と畑方の二冊が作成されている。そして次のように一筆ごとに、田方は上田・中田・下田、

畑方は上畑・中畑・下畑・屋敷という田品・面積、分米（高）、所持者が記載された。

こしり

上田 十二間

八畝廿四歩

壹石壹斗四升四合

五郎右衛門

村内の「こしり」（小尻カ）と呼ばれる小字にあり、五郎右衛門が所

持するこの土地は上田に分類され、面積は二二間×一二間＝二六四歩

（坪）とされた。この面積に等級ごとの斗代を掛けることによって分

米が算出される。斗代とは検地時に領主が設定する一反当たりの標準

年収穫量であり、平池村の上田の斗代は一石三斗であった。つまり一

石三斗×二六四歩÷三〇〇歩によって算出された一石一斗四升四合が



写真6 正保四年地詰帳（市史編纂課所蔵平池村文書）

第二節 近世の村

表6 田方・畑方の斗代など

品位	面積（歩）	面積占有率（％）	斗代（石）	高（石）	高占有率（％）	筆数	占有率（％）	1筆平均面積（歩）
上田	36200	44.92	1.3	156.867	51.61	286	33.77	126.57
中田	15130	18.77	1.1	55.477	18.25	97	11.45	155.98
下田	13313	16.52	1.0	44.398	14.61	85	10.04	156.62
上畑	8064	10.01	1.0	26.880	8.84	179	21.13	45.05
中畑	4071	5.05	0.8	10.853	3.57	76	8.97	53.57
下畑	3048	3.78	0.6	6.940	2.28	83	9.80	36.72
屋敷	761	0.94	1.0	2.537	0.83	41	4.84	18.56
合計	80587	100.00		303.952	100.00	847	100.00	

この土地の分米ということになる。この分米が領主が把握するこの土地の公定生産高である。

村のすべての土地について、こうした事柄を記載した土地台帳が検地帳・地詰帳などと呼ばれるもので、村で大切に保管されていた。平池村では正保四年地詰帳の記載が、その後の土地台帳の基本となっている。

表6に正保四年地詰帳に記載される等級ごとの面積・斗代・総石高（総分米高）を示した。これによると田方は上田、中田、下田に分類され、斗代はこの順で低くなり、田方の斗代方が畑方よりも高いことが知られる。つまり同一面積であれば田方で上田の分米が一番高くなる。なお屋敷は畑方の一つとして把握されている。

村にとって斗代がいくらに設定されるかは重要な関心事であった。同一面積の上田であっても斗代によって分米が変動するからである。

斗代は検地時に肥瘦・水利条件などを勘案して設定されるため、村によって異なる。たとえば茨田郡高柳村では上々田一石五斗・上田一石三斗・中田一石一斗・下田九斗、上畑一石二斗・中畑二石・下畑八斗・下々畑三斗・屋敷一石二斗、と田品区分も、斗代も、平池村と異なっ

た。

平池村は検地で把握された土地面積の八〇％以上が田方であった。最も高い斗代を付される上田の面積が四五％近くも占め、中田、下田、上畑が一〇％台、中畑・下畑はそれぞれ三〇五％を占めるに過ぎない。田畑は合わせて八〇〇筆を超えるが、一筆の平均面積は田が一二〇〇一五〇歩程度、畑方は三〇〇五〇歩程度という違いがみられる。一反をこえる田畑は少なく、田では三五筆みられるものの、もともとも広いものでも五六〇歩程度にすぎない。一反をこえる畑は見あたらず、約二三〇歩がもともとも広い。

一般的に耕地一筆の面積は、家族労働による小規模農業経営が進展した地域の村では小さく、その発展度の低い地域の村では大きな規模を示すといわれている。とくに小規模農業経営が進展した大坂周辺の村では耕地の大部分は一反前後またはそれ以下の小さな耕地で占められていたことが知られている（安良城盛昭『幕藩体制社会の成立と構造』御茶の水書房 一九五九年、葉山楨作『近世農業発展の生産力分析』御茶の水書房 一九六九年）。平池村の小さな耕地という方は大坂周辺農村の特徴であった。

村請制のもとでは村高が年貢・諸役の負担基準となったが、実は村高は検地以外でもしばしば変動した。新田高が村高に組み込まれて年貢を賦課されるようになったり、あるいは用水路・堤防となり、年貢賦課対象外となることが繰り返されたからである。ところがとくに私領のときのこうした変動は幕府が公定する村高に反映されることが多かったため、幕府が公定する村高と、領主が年貢・諸役賦課基準とする村高が異なるということもあった。市史の史料編四巻をみると、平池村の村高は二三三石八斗二升（四卷一七五頁）、二九六石六斗一升一合（四卷一七四頁）、二九九石八斗三升九合（四卷二五二頁）と年次によってまちまちである。

第二節 近世の村

表7を用いて、この事情を説明していこう。平池村には太閤検地帳が残されていないため、太閤検地で決定された村高はわからないが、松平定綱領時代の寛永六年（一六二九）に検地が行われた。この検地は太閤検地以降に開発された土地の掌握が目的だったようで、平池村では寛永六年検地で新田高七〇石一斗三升二合が新たに村高に加えられ、以後、年貢賦課の基準となる村高は三〇三石九斗五升二合となった。

公定高 (石)	免状記載高			
	本高 (石)	新田高 (石)	小物成 高 (石)	根拠とする免定
233.820	303.952	—	0.394	寛永7～8年 (1631～32)
233.820	303.952	—	0.758	寛永10年(1633) ～寛永21年(1644)
	233.820	70.132	0.57 / 0.188	正保2年(1645)
	233.820	70.132	—	正保4年(1647) ～明暦2年(1656)
	233.820	62.791	—	明暦3年(1657)
296.611	296.611	—	—	万治元年(1658) ～寛文3年(1663)
	296.611	3.787	—	寛文4年(1664) ～延宝6年(1678)
296.611 →300.398	296.611	3.787	—	貞享5年(1688)
	300.398	—	—	元禄5～6年 (1692～93)
300.398	300.398	—	—	元禄7年(1694) ～延享元年(1744)
299.839	299.839	—	—	延享4年(1747) ～宝暦10年(1760)
	299.839	—	—	安永4年(1775) ～安永6年(1777)
299.839	299.839	—	—	安永7年(1778) ～天明2年(1782)
				天保11年(1840)
				安政3年(1856)

同村は寛永十年から淀藩永井氏領となるが、同年以降も寛永六年検地で決定された村高が継承され、永井氏は三〇三石九斗五升二合に対して年貢を賦課した。

寛永二十一年（一六四四）、淀藩永井氏領で検地が行われた。この検地で交野郡招堤村は六〇〇石余の村高が、一挙に九一六石余と、三〇％近く増加している（『枚方市史』第三巻）。正保四年

高式百三拾三石八斗貳升

平地村^⑧

永井信濃守知行所

心に等級が見直されるなどの変更が行われたものと思われる。

このとき寛永六年検地で打ち出された新田高の扱いが変更された。翌正保二年（二六四五）以降の年貢賦課では村高二三三石八斗二升と、「越中殿改出し新田」（正保四年以降は「亥之改出新田」と表記）七〇石一斗三升二合は村高の「外」として別の基準で年貢が賦課されるようになった。寛永二十一年検地までは新田高と別記されることはなく、村高三〇三石九斗五升二合と一括されていたことが変更されたのである。

この変更は幕府に提出された正保二年郷帳にも反映された。郷帳の記載は次の通りである。

表7 村高の変遷

領主／所領期間	
松平定綱	元和9年（1623）？ ～寛永9年（1632）
淀藩永井氏	寛永10年（1633） ～明暦3年（1657）
大名永井氏 （後に美濃加納藩）	万治元年（1658） ～貞享3年（1686）
幕府領	貞享4年（1687） ～元禄6年（1693）
小田原藩大久保氏領	元禄7年（1694） ～延享3年（1746）
幕府領	延享4年（1747） ～安永6年（1777）
大坂城代役知	安永7年（1778） ～天明8年（1788）
幕府領	寛政元年（1789） ～幕末

地詰帳によると、平池村の村高は三〇三石九斗五升二合であり、検地前と変更されていないが、下々田と下々畑という田品が廃止されている。斗代は下々田が四斗、下々畑が三斗と低く、寛永二十一年検地ではこれに分類されていた土地を中

当時

内 百九十二石八斗四升一合 田方
四十石九斗七升九合

右之内 百十貳石 日損所
八十石 水損所

外

米五斗七升 葭年貢

同所

幕府が公定する村高は二三三石八斗二升であり、新田高については何の記載もない。つまり寛永六年検地で打ち出されていた新田高には、正保二年以降も領主永井氏によって年貢が賦課されているにもかかわらず、幕府の公定村高には含まれなかったのである。幕府は新田高を掌握していないということになる。

摂津・河内の村々には淀川・大和川などの河川修復に関わる国役普請人足が幕府から賦課されたが（第二章第二節）、この基準となったのが幕府郷帳に記載された村高であった。平池村の新田高は領主である淀藩から年貢は賦課されるが、幕府が課す国役普請人足などの賦課対象外だったということになる。

これらのことを整理すると、太閤検地、あるいはその後には幕府が公定した平池村の村高は二三三石八斗二升で、松平定綱はその村高で平池村を知行した。その後、松平氏は寛永六年に検地を行い、新田高を打ち出したため、平池村の年貢賦課基準となる村高は三〇三石九斗五升二合となる。しかしこれは松平氏が行った私領検地のため、幕府が公定する村高には反映されず、幕府が公定する平池村の村高は依然二三三石八斗二

升のままであった。つまりこのとき幕府が公定し、国役普請人足役などの賦課基準となる村高と、松平氏が年貢・諸役を賦課する村高とは乖離かひりしたものと思われる。

平池村は寛永十年から淀藩永井氏領となった。永井氏は山城・摂津・河内で一〇万石を領したが、このとき平池村を二二三石八斗二升で知行した。しかし年貢賦課にあたっては寛永六年検地の村高を踏襲し、三〇三石九斗五升二合に年貢を賦課した。つまり村高の乖離は解消されなかったのである。それは私領から私領へと領主が交代した場合、前領主検地の成果は知行高に反映されないという原則があったからである。公定村高の変更は幕府によってしか、行われなかったのである（岩城卓二「村高をめぐる公儀と百姓―国役賦課を中心に―」『ヒストリア』一二五号 大阪歴史学会 一九八九年）。

明暦三年（一六五七）この新田高が見直され、六二石七斗九升一合となる。これは慶安四年（一六五二）以降、永荒・堤防地として年貢免除高となっていた六石一斗三升二合と、承応二年（一六五三）以降、堤防地として年貢免除高となっていた一石一斗六升四合が、差し引かれたためである。明暦二年、淀藩領では検地が行われていることから（『門真市史』第四巻）、検地の結果、正式に新田高から除外されることが決まったものと思われる。

その翌万治元年から平池村は永井尚庸領となった。これは藩主永井尚政死去にあたって、その子どもたちに所領が分知されたためである。知行高一〇万石と新田高六九〇〇石から新藩主尚征なほゆきが七万三六〇〇石余を相続し、残りが三人の弟に分知された。永井尚庸もそのひとりである（尚庸家の所領変遷については第二章第一節）。

新領主永井氏は村高二九六石六斗一升一合に対して年貢を賦課した。これは二三三石八斗二升と新田高六二石七斗九升一合を加えた高に相当する。これは分知にあたって、それまで公とならなかった新田高も幕府が公定する村高に組み込まれ、旗本永井氏は平池村を二九六石六斗一升一合の村高で知行したからである。

このとき幕府が公定する村高と、永井氏が年貢・諸役を賦課する村高は再び一致したのである。ところが永井氏はすぐに新しい新田高を把握し、寛文四年（一六六四）以降、二九六石六斗一升一合の「外」として新田高三石七斗八升七合にも年貢を賦課するようになっていた。

貞享四年（一六八七）、平池村は幕府領となった。当初、新田高は別に扱われたが、後に村高に組み入れられ、同村の村高は三〇〇石三斗九升八合となった。私領から幕府領になると、新田高は幕府の公定高とされるためである。元禄七年（一六九四）から領主となる小田原藩大久保氏もこの村高を知行高として与えられたものと思われる。

この大久保氏所領時代の享保九年（一七二四）以降、五斗八升九合が「公儀御普請井路筋」として認定され、年貢免除高となった。しかし私領の間は正式には幕府の公定する村高に反映されず、以降の年貢賦課にあたっても村高は三〇〇石三斗九升八合と記載のうえ、「内」引高として扱われた。

これが正式に村高から除かれるのは延享四年（一七四七）、幕府領編入以降のことで、幕府が公定する村高と年貢賦課高は再び一致し、二九六石八斗三升九合となった。

なお小物成は寛永十年から正保二年まで賦課されていた。正保二年郷帳では「外」五斗七升の葭年貢が記載されるが、寛永六年検地で一斗八升八合の小物成葭年貢が打ち出されており、正保二年まで七斗五升八合

に小物成が賦課されていた。正保四年以降、この小物成が確認できないが、その理由は不明である。寛永二十一年検地で、村高に組み込まれたのであろうか。小物成高が村高に組み込まれるということも、近世にはよくみられたことである。

このように村高とは変動するものであり、幕府が公定する村高と、領主が年貢・諸役を賦課する村高は乖離することもあった。地名辞典類などではこうした事情が考慮されないまま、さまざまな村高が混在して記載されていることが見受けられるので注意が必要である。

年貢の賦課

領主は村高に基づいて村単位に年貢を賦課した。現在のように個人単位に賦課して、徴収するわけではなく、誰かの未納分は村が立て替えなければならなかった。未納者は借銀をしたり、所持地を売却して用意したが、それでも完納できないときは庄屋などが立て替えることになった。年貢の完済は村の責任になるというのが村請制であった。

さて領主から村に、その年の年貢納入高を通達した文書は免状・年貢割付状などと呼ばれる。寛永七年（一六三〇）に山城国淀藩永井氏から平池村に通達された免状を例に（四卷二二頁）、年貢賦課の仕組みを説明しよう。

午歳免定之事

高三百三石九斗五升二合

平池村

①

寛永七年に年貢が賦課される村高は①三〇三石九斗五升二合である。年貢はこの①から、②永荒などを引	拾四石六斗四升六合		永荒
	貳拾六石壹斗三合		ため池下
	九拾九石九斗七升七合		当水損
	六石三斗四升三合		畠方引
	取米百壹石九斗七升四合		
	同三斗九升四合		小物成
	米合百貳石三斗六升八合		
	上田八斗四升五合取	上畠六斗五升	
	中田七斗一升五合	中畑五斗貳升	
	下田六斗五升	下畠三斗九升	
右之通来極月廿日限急度可有皆済者也、仍如件			
寛永七年十一月五日			
伊藤三郎左衛門			②
石倉勘左衛門			③
惣百性中			
下々畑壹斗九升五合			④
下々田貳斗六升			⑤
上田八斗四升五合取			⑥
中田七斗一升五合			⑦
下田六斗五升			⑧
下畠三斗九升			⑨
取米百壹石九斗七升四合			⑩
同三斗九升四合			⑪
米合百貳石三斗六升八合			⑫
上田八斗四升五合取			⑬
中田七斗一升五合			⑭
下田六斗五升			⑮
下畠三斗九升			⑯
下々畑壹斗九升五合			⑰
下々田貳斗六升			⑱
上田八斗四升五合取			⑲
中田七斗一升五合			⑳
下田六斗五升			㉑
下畠三斗九升			㉒
取米百壹石九斗七升四合			㉓
同三斗九升四合			㉔
米合百貳石三斗六升八合			㉕
上田八斗四升五合取			㉖
中田七斗一升五合			㉗
下田六斗五升			㉘
下畠三斗九升			㉙
下々畑壹斗九升五合			㉚
下々田貳斗六升			㉛
上田八斗四升五合取			㉜
中田七斗一升五合			㉝
下田六斗五升			㉞
下畠三斗九升			㉟
取米百壹石九斗七升四合			㊱
同三斗九升四合			㊲
米合百貳石三斗六升八合			㊳
上田八斗四升五合取			㊴
中田七斗一升五合			㊵
下田六斗五升			㊶
下畠三斗九升			㊷
下々畑壹斗九升五合			㊸
下々田貳斗六升			㊹
上田八斗四升五合取			㊺
中田七斗一升五合			㊻
下田六斗五升			㊼
下畠三斗九升			㊽
取米百壹石九斗七升四合			㊾
同三斗九升四合			㊿
米合百貳石三斗六升八合			㊿

いた残高一五六石八斗八升三合に賦課され、©年貢高は一〇一石九斗七升四合とされた。Ⓐに対する年貢率は約三三・五%と低率であるが、残高に対しては約六五%と高い。この引高Ⓑは毎年変動するので、村にとってはこれがどれだけ領主に認められるかによって、年貢負担の軽重が決したのである。

この田畑に賦課された年貢に、①小物成である葭年貢三斗九升四合を加えたⒺ一〇二石三斗六升八合が、寛永七年に平池村が領主に納める総高である。

Ⓔには等級ごとの取高が記されている。たとえば上田の場合、一反の一年の標準生産高＝斗代は一石三斗と決められていたので、一石三斗のうち八斗四升五合が年貢高となる。年貢率は六五%である。この年貢率は中田・上畑などでも同じであり、残高に対する年貢率とも一致する。

①には十二月二十日までに必ず全納する旨の文言が記され、これが領主永井氏の家臣である伊藤三郎左衛門と石倉勘左衛門から平池村「惣百姓中」宛に発給されたのである。

免状の形式は時期・領主によって異なるが（市史四巻に市域村々の免状が掲載されている）、多くの場合、A村高・B引高・E総納入高は記された。

免状が発給されると、村では所持高に応じて賦課していった。正保四年（二六四七）を例にすると、同年は村高二三三石八斗式升には八二%、寛永六亥年検地で打ち出された新田高七〇石一斗三升二合のうち永荒・水損高一九石八升を引いた残高は上・中・下に区別され、三〇、四〇、八二%の割合で年貢が賦課された。これから先、つまり村内の土地所有者に対して、免状の年貢率に基づいて年貢を賦課していくことは村の責任となった。その中心となるのが庄屋で、百姓立合の上で不公平がないように「免割」＝割付がされ、土

地所持者ごとの納入高が決定された。

村内での年貢割付と納入は免割帳と呼ばれる帳面に庄屋が記載していく。正保四年十一月二十五日「亥之歳平池村免わり帳」から、五郎右衛門を例に説明していこう。

五郎右衛門

高七石四斗九升七合

内

五斗三升

下毛付

取米壹斗五升九合

三つ取

六石九斗六升七合 上毛

取米五石七斗一升三合 八つ式分

米合五石八斗七升式合

外

壹斗七升六合

口米

メ六石四升八合

八升八合

庄や給

メ六石一斗三升六合

内

五石八斗六合 度々納

残テ三斗三升 ミしん

正保四年、七石余を所持する五郎右衛門は村内中位の百姓であった。所持地の内訳は上田九筆・中田三筆・下田三筆の田方で六石六斗五升、上畑三筆・下畑一筆・屋敷一筆の畑方で八斗四升七合であり、所持地に占める上田高率は約五四％である。所持地の内、六石九斗六升七合に八二％、下毛付となった五斗三升に三〇％の年貢が賦課され、五石八斗七升二合が納入する年貢高となった。これに年貢納入経費などに当てられる口米と庄屋給が加算される。口米は納入高に約三％、庄屋給は約一・一％の割合で賦課された。口米は年貢米とあわせて領主永井氏、庄屋給は庄屋が受け取ったものと思われる。

これらの合計高六石一斗三升六合が、正保四年に五郎右衛門の総納入高となった。納入先は村の郷藏で、五郎右衛門は「度々納」、つまり数回に分けて納入した。庄屋はそのたびに納入高・納入日を帳面などに記載した。免割帳は十一月二十五日段階でそれを整理した帳面で、五郎右衛門は三斗三升が未納であった。免状発給からわずか一〇日であり、この時点での完済者はごくわずかであった。

庄屋は一人一人の年貢納入状況を帳面で管理し、十二月十日までに納入を終えねばならず、庄屋が未進分を立て替えることも少なくなかった。未進者は借銀するか、所持地を手放さなければならなかったため、年貢納入前後の十一月から十二月にかけては年貢が納められないことを理由にした借銀、土地の売買・質入れ

が多かった。

こうして年貢が皆済されると、領主から皆済目録が発給された。年貢は数回に分けて上納されることが多く、そのたびに領主から小手形などと呼ばれる仮領収書が発行され、皆済時に小手形と引き替えに年貢皆済目録が発給されることもあった（四巻二二～三頁に郡北村・石津村の皆済目録が掲載されている）。

年貢の免除

三方を河川に囲まれる平池村は水害に苦しめられ、しばしば多くの耕地が収穫不納となった。こうした土地は引高として年貢を免除され、この引高の増減によって年貢率変動した。

表8に寛永七～二十一年（一六三〇～四四）の引高と年貢率を示した。

毛付高	取 米	年貢率 (村高)	年貢率 (毛付高)
156.883	101.974	33.55	65.00
209.385	138.194	45.47	66.00
110.716	62.001	20.40	56.00
257.130	192.848	63.45	75.00
200.016	146.012	48.04	73.00
212.185	163.222	53.70	76.92
242.655	201.429	66.27	83.01
178.682	117.933	38.80	66.00
243.962	219.757	72.30	90.08
252.968	205.168	67.50	81.10
232.643	149.240	49.10	64.15
214.166	153.800	50.60	71.81
255.983	202.736	66.70	79.20
222.469	183.891	60.50	82.66

681が賦課される。引高・毛付高・取米の単位は石。

永荒は検地後に耕作不納と判断された土地、ため池下は検地後に溜池になった土地で、寛永十一年以降は

永荒として合算され、四〇石七斗四升九合で固定している。寛永十七年に一六石一斗六升一合減少しているが、

これは溜池の一部が田地となったためで、寛永十七年以降は永荒高から除外され年貢が賦課されるようになった。

田畑が水路や堤防になることもあった。寛永十一年に九斗三升二合の土地が水路となったのを最初に、以後、堤防・水路となる田畑があり、寛永十九年にその高は一〇石をこえている。

寛永十一年以降、庄屋の屋敷地が年貢免除地となった。

第一章 近世を生きる

表8 平池村年貢引高・年貢率の変遷

年 次	村 高	引 高					
		永 荒	ため池下	水日損	庄屋屋敷	井路・堤	畑方引
寛永 7	303.952	14.646	26.103	99.977	—	—	6.343
寛永 8	303.952	14.646	26.103	53.818	—	—	—
寛永 10	303.952	—	—	193.236	—	—	—
寛永 11	303.952	40.749	—	4.635	0.506	0.932	—
寛永 12	303.952	40.749	—	61.749	0.506	0.932	—
寛永 13	303.952	40.749	—	44.828	0.506	5.684	—
寛永 14	303.952	40.749	—	14.358	0.506	5.684	—
寛永 15	303.952	40.749	—	78.331	0.506	5.684	—
寛永 16	303.952	40.749	—	10.750	0.506	7.985	—
寛永 17	303.952	24.588	—	17.905	0.506	7.985	—
寛永 18	303.952	24.588	—	38.230	0.506	7.985	—
寛永 19	303.952	24.588	—	53.918	0.506	10.774	—
寛永 20	303.952	24.588	—	12.101	0.506	10.774	—
寛永 21	303.952	24.588	—	45.615	0.506	10.774	—

備考：平池家文書、各年の「免定」により作成。寛永16年は外に溜池田地16石161に対して年貢4石年貢率の単位は％である。

庄屋は年貢徴収をはじめ村請制をささえる役務を担ったためである。これは寛永二十一年まで続くが、以後は免除されていない。庄屋給が与えられるようになっていたのでこれに替わったのであろうか。

引高の多くを占めるのが水損・日損高である。水損・日損高は毎年変動しているので、その年の状況を判断して領主が決定したものと思われるが、その高は一〇〇石をこえる年もあった。しかし毛付に対する年貢率は多くの年で七〇％をこえており、高い年貢率であったことが知られる。

四 経営者としての農民

土地の売買

庄屋は村の土地を誰が所持しているのか掌握していた。村請制では、村の責任で免状に基づいて土地所持者に年貢を賦課し、納入しなければならなかったからである。そこで庄屋は土地一筆ごとの所持者を土地台帳に記載し、売買などで変更がある

と土地台帳の記載を変更しなかった。

写真7は明和三年（一七六六）、平池村浅右衛門が同村忠左衛門に田畑を売り渡したときの証文である。売買された土地は村内「北開」にある下田二畝一四歩・分米二斗四升七合と、中畑一畝一四歩・分米一斗一升八合の二カ所である。前者は面積五歩・分米一升四合が堤防となり、後者は畑ではなく田になっていたが、ともに面積に、下田・中畑の斗代を掛けたものが分米であることから、売買に際しては検地で決定された土地の区別・田品・斗代・分米が用いられたことがわかる。この二カ所の土地は「家役」ととも五五〇匁で売買された。当時、大坂市中の米価は一石＝銀六〇匁程度なので九石程度に相当する。証文では新しい所持者である忠左衛門が二カ所の土地に賦課される年貢・諸役とともに、村方定例の役も負担することが約されている。これが「家役」である。村内の道橋普請・祭礼などに際して労働力を出したり、費用を負担すること、平池村ではこの「家役」を負担する者が一人前の村民であり、村の寄合などに参加できる権利を与えられたものと思われる。売買額五五〇匁はそれを加味した額であり、そのため家役の横にも売り主浅右衛門が押印しているのである。

証文には、この売買について他人から異議申し立てがないことが記されている。これは後日、親類が売買に不満を申し立てたり、その土地が借金の担保になっていた場合、債権者から訴えられることがあったからである。所持者の浅右衛門の他に、二名の証人と庄屋・年寄といった村役人が連印しているのは、そういう事態が起らないことを買い主である忠左衛門に約束するためであった。村がこの土地売買には問題がないことを保証することで、売買が成立したのである。

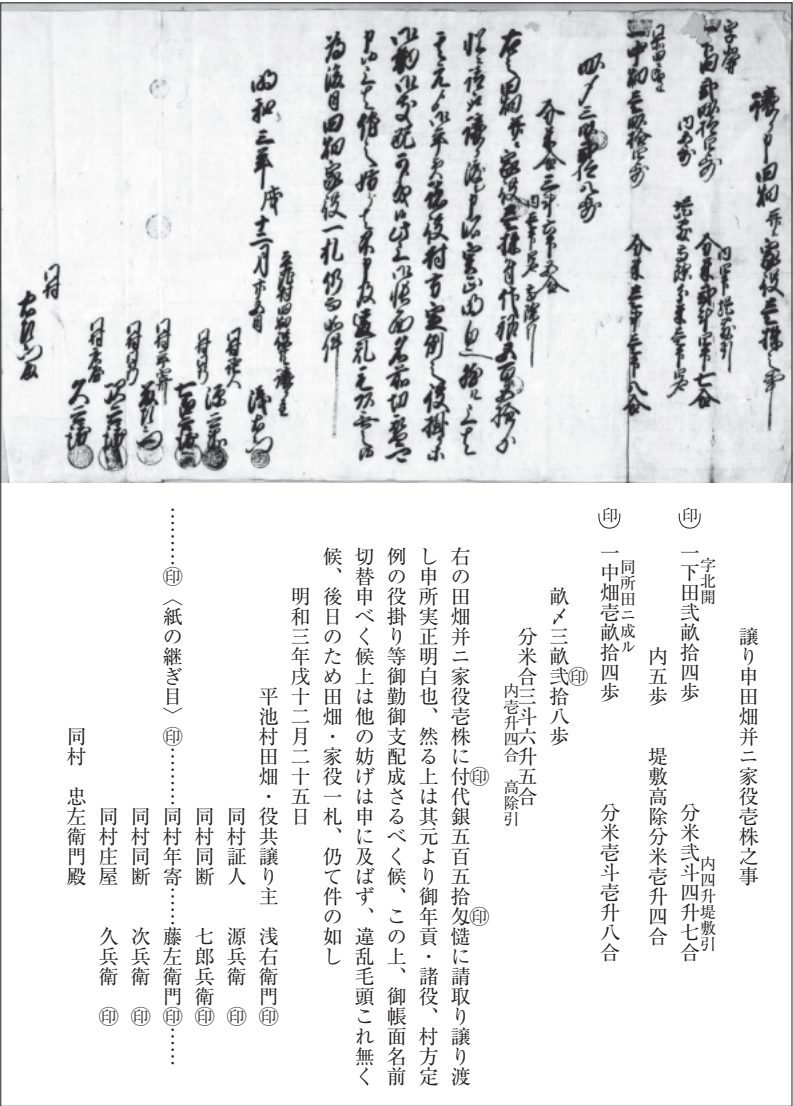


写真7 明和三年土地売買証文（赤川家文書）

土地にはそれぞれ個人所持者がおり、村の土地台帳に所持者名が記載されていた。所持者が交代した場合、土地台帳が書き改められた。この土地台帳を管理するのが村役人の仕事である。証文で台帳の所持者名が変更されることが記され、村役人が証文に連印しているのはそのためで、二カ所の土地名の上に押印された割り印は庄屋九兵衛の印鑑である。また紙の継ぎ目の二カ所の捺印は、浅右衛門と久兵衛の印鑑である。つまり二カ所の土地は浅右衛門個人の所持地でありながら、村役人が連印せず、また庄屋の押印がなければこの売買は成立しないのである。売買が制限されることさえあった。個人の所持権が認められながら、村も土地の管理に深く関わる。これが近世の村社会であった。

土地売買証文に記載される土地の面積・分米は検地で決定されたものである。このことから近世では村のすべての土地の面積が領主によって正確に計測されていたかのように思えるが、実は検地帳などに記載された面積＝本畝と、実際の面積＝有畝が異なることも少なくなかった。その場合、一般的には実際の面積＝有畝の方が大きい。つまり領主は実際の村の土地状況を十分に把握できていなかったのである。

表9に文政年間（一八一八～三〇）の小作証文から検地高と有畝・宛米を示した。この場合の宛米とは有畝から見込める生産高のことである。表9をみると、すべての土地で検地の面積・高よりも有畝・宛米高の方が大きかったことがわかる。⑧を例にすると、面積二三一歩、これに上田の斗代一石三斗で算出された検地高一石一合の土地の有畝は三三〇歩・宛米二石二斗で小作契約が交わされている。この場合、検地高一石一合に七〇%の年貢が賦課されると、年貢は約七斗一合となり、農民の手元にはわずか三斗しか残らない。ところが宛米高が実際の生産高に近いとすると、一石三斗一合も手元に残ることとなる。地主が小作料を多く

第一章 近世を生きる

表9 小作証文にみえる検地高と有畝・宛米高

年 次	整理 番号	田 品	検地高				有畝（歩）	宛米高（石）
			内 訳		総面積 （歩）	総高 （石）		
			面積（歩）	石高				
文政元	①	上田	205	0.888	301	1.208	360	2.40
	②	上畑	16	0.053				
	③	上畑	80	0.267				
	④	上田	23	0.100		60	0.30	
	⑤	上田	28	0.126		60	0.40	
文政 3	⑥	中田	135	0.495			150	0.95
文政 4	⑦	下田 10 筆	1059	3.530			1200	6.00
	⑧	上田	231	1.001			330	2.20
文政 6	⑨	上田	205	0.888			240	1.60
	⑩	上畑	16	0.053				
	⑪	下田 10 筆	1059	3.530			1200	6.40
	⑫	上田	231	1.001			360	2.40
文政 12	⑬	上田	263	1.140			300	1.50
	⑭	中畑	108	0.216	120	0.248	120	0.50
	⑮	中畑	12	0.032				
	⑯	中畑	102	0.272	169	0.451	240	1.20
	⑰	中畑	16	0.043				
	⑱	中畑	51	0.136				
文政 13	⑲	上田	312	1.232			360	1.70

備考：赤川家文書により作成。

取るために小作人が不利になるような高い宛米高が設定されていたとしても、検地高＝本畝と実際の面積＝有畝・生産高＝宛米高とは相当に乖離していたものと思われる。

この有畝・宛米高は変更されることもあった。⑧の土地は文政六年に別人と小作契約が交わされたが(⑫)、このときの有畝は三六〇歩、宛米は二石四斗であった。また⑤は証文に記載される分米は、面積×斗代で算出される検地高よりも高く、⑭⑯は低い。これは地主の判断に依るのである。地主には経営者とし

てその土地の実際の生産高を見極める力量が必要だったのである。

このように領主が把握している面積＝本畝、そこから算出される分米と、実際の有畝・宛米高はかなりの開きがあった。小作契約ではそれが顕わになるが、土地の売買でも記載されていないものの有畝・宛米高が値段を左右したものと思われる。村の土地管理には村が深く関わり、そして領主が把握していない有畝・宛米高が実生活や売買では用いられていた。村や百姓が自らルールをつくり、土地を管理していたといっている。村請制とはこういう村・百姓の力量に頼り、そして領主もこうした実態を容認することで成立していたのである。

こうした事態は何も平池村だけのことではない。検地高が実際の土地の生産高を正確に把握していないことは多く、年貢率の高下だけを採り上げて、苛政を行う領主、あるいは慈悲深い領主というような判断を下すことはできない。毛付に対して平均七〇％もの高率で年貢が賦課されているのは、領主もこうした事情を承知していたからであろう。ともに検地高・村高と、実際の生産高とが乖離していることなど十分に承知しながら領主は厳しい取り立てをしたり、ときに百姓の年貢減免歎願を聞き入れる。それに対して百姓は年貢率が下がれば「憐愍の御沙汰」と、慈悲深い領主であることを強調し、敬服の姿勢をみせる。近世の領主と百姓は、ともにしたたかに駆け引きを繰り返していたのである。

どのような土地を
所持していたのか

表10に正保四年地詰帳をもとに、百姓の所持高・内訳を示した。村の耕地は大半が個人所持地で名請人は村内四二人、田井村からの出作一〇人で、他に惣作地と宮地がある。惣作地は村の共有地、宮地は氏神の所持地のことである。表10に示したように、地詰帳末尾に記載され

た総高は三〇三石九斗五升二合であるが、各人の所持高を合計すると二九三石余となり、一〇石程度少ない。また同年の免割帳に記載される所持高と、若干の違いがある者もいる。たとえば久右衛門尉は、免割帳では一四石六斗七升四合と約二石程度の差がみられる。また免割帳には一石四斗一升二合の所持高を記載される六右衛門尉が地詰帳では未記載である。また土地総面積も地詰帳記載数値と計算値では約二六〇〇歩異なる。このような不備はあるが、久右衛門以外は地詰帳と免割帳の所持高の差は一石未満であること、地詰帳は名請人の所持地の詳細が知られることから、以下、地詰帳を用いて百姓はどのような耕地を所持していたのかをみていくことにしよう。

さて地詰帳によると正保四年段階、平池村の土地の大半は村民の所持地であったが、村高の五％程度は隣村である田井村の者が所持していた。出作の所持総面積が村の土地総面積に占める割合は約六％である。太閤検地では他村の者が所持する出作地が整理されたが、完全に整理されたわけではなく、太閤検地後、再び出作地が増加することもあった。太閤検地から約五〇年を経た平池村では隣村である田井村の一〇人が一五石余の土地を所持している。小字「大塚」「七反田」「友呂岐」「射場」の一七筆で、田井村との村境近辺だと思われる。このなかには五石以上の所持者もあり、三筆の所持地はすべて一反以上と広い。しかし大半は一〜二筆の所持者で、所持高も一石程度にとどまっている。この田井村の出作地はその後残るが、所持高は減少している。なお平池村の百姓も田井村をはじめ他村に出作地を所持していた可能性はあるが、その詳細は不明である。

出作地を除く九五％は平池村村民四二人の所持高である。このうち六人が屋敷地を所持していない。土地

第二節 近世の村

表 10 正保 4 年における所持高

名請人	所持高	田 方	内上田	田方率	上田率	田筆数	畑筆数	屋敷地
与次兵衛	40.992	36.170	22.475	88.24	54.83	55	34	○
少三郎	19.448	16.948	9.633	87.15	49.53	25	11	○
忠右衛門尉	14.508	11.972	10.179	82.52	70.16	21	11	○
仁兵衛	12.825	11.012	7.835	85.87	61.09	15	10	○
久右衛門尉	12.759	11.144	9.440	87.34	73.99	20	12	○
少二郎	12.748	10.087	6.331	79.13	49.66	23	17	－
小右衛門	11.509	10.030	6.007	87.15	52.19	19	11	○
七郎右衛門尉	9.955	8.333	5.109	83.71	51.32	17	15	○
与惣右衛門尉	9.065	7.802	6.011	86.06	66.31	12	7	－
甚四郎	8.477	7.031	3.684	82.94	43.46	10	9	○
少右衛門尉	7.931	6.614	3.610	83.39	45.52	12	9	○
キ右衛門尉	7.906	6.659	5.859	84.23	74.11	11	7	○
五郎右衛門	7.497	6.650	4.086	88.71	54.50	15	4	○
吉右衛門尉	7.331	6.115	3.008	83.41	41.03	18	11	○
源右衛門尉	7.019	5.310	3.973	75.66	56.61	14	13	○
九右衛門尉	6.606	5.384	2.753	81.50	41.67	12	6	○
与十郎	5.947	5.345	3.528	89.88	59.32	13	5	○
仁右衛門尉	5.081	3.929	2.102	77.33	41.37	10	10	○
三十郎	4.809	4.372	3.822	90.92	79.48	6	5	○
理右衛門尉	4.685	3.862	1.555	82.43	33.19	12	10	○
太郎右衛門	4.667	4.043	2.184	86.63	46.80	4	7	○
加右衛門尉	4.528	3.825	1.651	84.48	36.46	7	7	○
猪右衛門尉	4.247	3.574	2.375	84.15	55.92	7	6	○
西右衛門	3.874	3.083	1.698	79.58	43.83	8	6	○
小左衛門尉	3.843	2.580	1.135	67.13	29.53	7	7	○
与左衛門	3.723	2.995	1.664	80.45	44.70	9	7	○
助左衛門尉	3.623	2.782	2.120	76.79	58.52	5	8	○
弥右衛門尉	3.553	3.147	2.505	88.57	70.50	9	4	○
彦八郎	3.473	2.877	2.131	82.84	61.36	7	8	○
久次	3.399	2.745	1.824	80.76	53.66	8	7	○
善右衛門尉	3.149	2.466	1.733	78.30	55.03	6	7	○
せい十郎	2.854	2.501	1.357	87.64	47.55	8	3	○
頼浄	2.796	1.679	0.858	60.05	30.69	2	8	○
少五郎	2.631	2.269	2.169	86.24	82.44	9	4	○
久左衛門	1.915							－

第一章 近世を生きる

名請人	所持高	田 方	内上田	田方率	上田率	田筆数	畑筆数	屋敷地
与右衛門	1.792	0.948	0.026	52.90	1.45	3	7	○
与七郎	1.085	0.392	0.295	36.14	27.20	4	6	○
彦右衛門	0.988							-
八左衛門	0.880							-
六兵衛	0.840					0	6	○
孫兵衛	0.519					0	4	○
元二郎	0.060					0	0	-
田井村 10 人出作	16.371							-
惣作	1.350	0.123	0.000			1	4	-
宮地当歳	1.221	1.221	1.001			2		○

備考：所持高・田方・内上田の単位は石。田方率・上田率は％。屋敷地の○は所持していることを示す。

所持者＝独立した家ではなく、借屋人、あるいは同居人である可能性もあるが、以下では独立した家として扱うこととする。

各家の所持高にはかなりの開きがあり、庄屋である与次兵衛家が四〇石余と突出している。所持高合計二九三石余では約一四％、耕地総筆数七九九筆の約一％が同家の所持地であった。所持高に占める田方率は八八％を超える。上田率は約五四％と高いものの、これを上回る七〇～八〇％の家もあり、同家が上田を中心に所持していたというわけではなかった。

与次兵衛家の所持地で特徴的なことは面積一反を超える田を八筆も所持していることである。面積一反を超える土地は三五筆に過ぎないので、同家がその約二〇％を所持していたことになる。この時期の同家の経営のあり方は知られないが、おそらく下人を抱えており、そういう家は家族労働力だけに頼る家よりも広い面積の耕地を所持することができたのであろう。各家の所持地は地詰帳記載の小字名から推測すると、一カ所に集中しておらず、村内各所に分散していたものと思われる。与次兵衛家も所持地を分散所持していたことが窺える。

これに続く一〇石以上二〇石未満層は六家を数える。このうち少次郎は屋敷地を所持していないので、いずれかの家の隠居、あるいは同居人の可能性があるが、この六家の総所持高は地詰帳所持高合計の二八・五六%を占める。与次兵衛家と合わせると、総高・総面積ともに四〇%以上を七家で所持していたことになる。

五石以上一〇石未満層は一〇家を数え、総所持高は全体の約二八・二三%を占める。田方率は一〇石以上層と変わらないが、上田率は下がり四〇%台の者もみられる。上田よりも斗代が低い中田以下の土地を所持すれば筆数が増え、七石余の吉右衛門家は一〇石以上二〇石未満層と変わらない二九筆を所持している。また畑方率が二五%近くになる源右衛門家も二七筆所持している。

一九家を数える一石以上五石未満層になると、一〇石以上層と比べると田方率・上田率ともに低い。その分、所持地に畑が多くなり、畑三三三筆の内、三五%をこの層が所持していた。先述したように、田の平均面積が一二〇〜一五〇歩なのに対して、畑は三〇〜五〇歩程度と小さい。つまりこの層の所持地は面積の小さな畑を多く所持することで経営が成り立っていたのである。さらに一石未満層には畑のみの所持という家もあった。田方率が高い五石以上層の一筆平均面積が一〇〇歩を超えていたことと対照的である。

このように田方を多く所持し、その分、耕地一筆の面積は大きくなる五石以上層と、畑の比率が高くなるため、一筆の面積も小さくなる五石未満層という違いがあった。一反を超える耕地三五筆の内四筆は田井村出作人が所持し、二七筆は平池村の五石以上層が所持していた。村内の五石未満層では所持高四石台の三十三郎が二筆、同じく太郎右衛門が一筆、一石台の久左衛門が一筆所持するのみであった。所持高が小さい程、小さな面積の耕地を所持するという傾向がみられたのである。

また各人の所持地の小字名は一カ所に集中していないことから、村内に分散していたものと思われる。こうした耕地所持のあり方は近世という時代に適していた。近世は家父長的大家族で譜代・下人を用いた集团的労働による農業経営を解体して、単婚小家族による家族労働による経営を百姓の中核にしようとした時代である。太閤検地はそれを目指した政策であった。こうした時代には村の耕地の大部分が小さな面積の耕地によって占められ、それを村内各所に分散して所持することが適していたのである。たとえば田植えの開始時期は一村単位で確定されているものの、個々の耕地の作業はその所在地によって一定の時差が生まれる。つまり小さな耕地を分散して所持していれば、田植えの開始時期を時間的に編成することで、少ない家族労働力でもそれに対応することが可能になるのである（前掲『近世農業発展の生産力分析』）。

どのような作物が栽培されていたかは夏至より一〇日前に種蒔きをした。つまり米と綿は栽培時期が重なる作物だったのである。

読者には綿作の中心は畑方だと思われる方もおられるかも知れないが、平池村では田方でも綿作が行われていた。そして田方での綿作は平池村に限ったことではない。河内農村では十七世紀初頭には綿作が行われており、田方で米と綿を同時に栽培する半田という耕地利用もみられた。農民をそこまで綿作に駆り立てたのは近世の庶民衣料の素材は麻に代わって木綿が主役となったため、綿の需要が高まったからである。

稲は秋土用前に生育状況を判断し、土用中頃に刈り取った。綿もだいたい同じ頃に収穫した。この収穫後には麦と菜種が栽培された。菜種は燈油の原料となり、綿と同じく、高い収益が見込める商品作物であった。

第二節 近世の村

下田		上畑		中畑		下畑		作物ごと	
面積	占有	面積	占有	面積	占有	面積	占有	面積	占有
333	3.3%	457	5.7%	63	1.6%	30	1.1%	5183	6.8%
8848	88.5%	2426	30.1%	1282	32.5%	831	29.7%	54213	71.3%
731	7.3%	2514	31.2%	1610	40.8%	712	25.5%	10923	14.4%
56	0.6%	1930	23.9%	663	16.8%	1123	40.2%	3863	5.1%
28	0.3%	743	9.2%	329	8.3%	101	3.6%	1808	2.4%
9996	100.0%	8070	100.0%	3947	100.0%	2797	100.0%	75990	100.0%

「荒所御吟味御請書帳」により作成。面積は歩、占有は％である。屋敷はたとえば上田の内、屋敷地に転用され

綿と菜種は売却され、年貢上納後の余剰米も売却された。こうした商業的農業は一〇石以上層に限られたことではなく、自立を模索する小農民たちも展開した。

表作で米・綿、裏作で麦・菜種を栽培するというのが河内農村の平均的姿であったが、これを具体的史料から確かめてみよう。残念ながら十七世紀についてはわからないが、幸い宝暦五年の表作の作付状況がわかる史料が残されているので、その内容を表11に示した。これによると全耕地の七八％で米作（早稲、晩稲）、一四％で綿が栽培されており、表作の主力が米と綿であったことが確認できる。

綿の作付けは田品によって異なる。上田・下田は九〇％以上で米作が行われ、綿作は七％程度に止まっているのに対して、中田の綿作率は二〇％にも及ぶ。これが半田であったかはわからないが、中田では米作よりも綿作の方が高い収益が見込めたのであろう。

畑方では綿作率が高いが、実は綿の総耕作面積は田方の方が広がった。綿の総耕作面積一〇九二三歩のうち畑方での耕作面積は半分以下、占有率は四四％に止まっている。また中畑では綿作が米作を上回っているものの、上畑・下畑では米作の耕作面積の方が広い。

表 11 田畑別作付け状況

等級	上田		中田	
	面積	占有	面積	占有
早稲	3854	10.5%	446	3.1%
晚稲	29586	80.7%	11240	77.4%
木綿	2589	7.1%	2767	19.0%
雑穀	79	0.2%	12	0.1%
屋敷	543	1.5%	64	0.4%
合計	36651	100.0%	14529	100.0%

備考：平池家文書「亥秋田畑稲木線下見合毛斤目附帳」・
ている面積だと思われる。

畑方では雑穀栽培が盛んで、下畑では耕地の四〇％にも及んでいる。

栽培されていたのは大根・茶・蕎麦である。河内は大坂周辺における茶の主要な生産地であった。番茶生産中心であったが、十八世紀中頃から煎茶の生産が広がったという（荒俣佐喜編・小松和生著『大阪府茶業史』

大阪府茶業組合 一九七〇年）。

以上のことから、田方では作付面積では畑方を上回る綿作が行われていたものの、栽培の中心は米作であった。これに対して畑方は米・綿・雑穀と多様な作付けが行われていたことがわかる。

裏作で栽培される菜種も綿と同じく、高い収益が見込める商品作物であった。菜種は灯火用の水油を取るために栽培され、種を压榨して油を生産した。透明のため水油と呼ばれる。綿実を压榨した油は白油と呼ばれ、この二つが近世の主要な灯火用油となった。水油は燃焼の際に無煙で、照明度も高かったため需要が高かった。その主要な産地が大坂周辺農村であった。

寛政十二年の記録によると、平池村で生産された菜種は七〇石余で、三井・郡・秦・高宮・大利・木屋・神田村といった近隣村の在方人力油屋八人に売り渡されている。内七人は多くても七石余であるが、大利村の常右衛門には二七石余も売り渡されている。この売渡分以外に自家消費・自村内での売買もあったと思われるので、実際の生産高はもう少し多いと思われる。

このように商品作物を生産して高い収益を上げ、経営を軌道に乗せる。それには勤勉に労働することが必

第二節 近世の村

要であったが、同時に経営者としてどのような土地を所持し、また何を栽培するか判断せねばならなかった。



写真9 綿の実

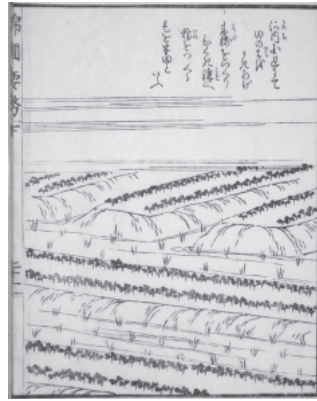


写真8 半田 (『綿圖要務』)
(大阪府立中之島図書館蔵)



写真10 綿のもも

検地で確定された高・面積とは異なる実際の土地の生産高を見極める眼力があれば、年貢負担を軽くすることもできる。近世の農民にはこうした経営者としての才覚が必要だったのである。ただやみくもに所持高を増やしていけば良いという訳でなかった。

五 小農民の行方

二極化す 太閤検地から約五〇年を経た正保四年の平池村では、四〇石を所持する庄屋与次兵衛と、それ
る百姓 に続く一〇石以上層が村高・耕地面積の四〇％以上を所持していたが、一〇石未満層も分厚く

存在していた。村民の土地所持者の中では五石未満層がもっとも多く、太閤検地以降、近世領主権力が目指した小農自立政策は一定の成果を生み出していたといつてよからう（表10）。

しかしこの階層構成はその後、変化していった。表12にそれから八〇年以上を経た享保十七年（一七三二）と延享二年（一七四五）の階層構成を示した。

これによると与次兵衛の系譜を引く家は所持高を二〇石近くも増やし、村高の二〇％になる五九石余も所持するに至っている。さらに二〇石以上層が三家を数え、これに一〇石以上層四家を加えると、一〇石以上層八家だけで実に村高の約六二％を所持する。一方、一石以上一〇石未満層の総所持高が村高に占める割合は正保四年の約五〇％から約三二％と大きく後退し、総数も三〇家から二二家と減少している。これに対し一石未満層は一〇家に倍増している。この間、二極分化が進行したことが知られる。

一〇石以上層の所持高集中はその後、一層進行する。延享二年の与次兵衛家はさらに所持高を増やし、六

第二節 近世の村

表 12 享保 17 年と延享 2 年の階層構成

正保 4 年	享保 17 年	所持高	占有率	変遷	延享 2 年	所持高	占有率
与次兵衛	与次兵衛	59.641	19.96%	↑	与次兵衛	65.714	22.01%
弥右衛門カ	三郎右衛門	29.582	25.15%	↑	三郎右衛門	33.958	27.30%
久右衛門	吉兵衛	23.153		↑	吉兵衛	24.213	
与三右衛門分割カ	三右衛門	22.413		↑	三右衛門	23.334	
庄三郎	甚兵衛	14.774	16.86%	↑	祖兵衛	17.183	17.30%
七郎右衛門	仁左衛門	12.991		↑	仁左衛門	13.002	
	忠右衛門	11.866		↓	藤左衛門	10.766	
三十郎	藤左衛門	10.766		→	忠右衛門	10.685	
小右衛門	市左衛門	9.110	14.44%	↑	市左衛門	9.821	10.54%
	小左衛門	7.527		↑	小左衛門	8.756	
	九右衛門	7.179		↓	九右衛門	6.746	
清十郎	角右衛門	7.009		→	伊左衛門	6.150	
清十郎	清右衛門	6.190		↓			
伊右衛門	伊左衛門	6.150		→			
与右衛門	七左衛門	5.877	8.90%	↓	清右衛門	5.770	9.72%
忠右衛門	半右衛門	5.793		↓	角右衛門	5.154	
吉右衛門	弥兵衛	5.582		↓	弥兵衛	4.791	
源右衛門	伊兵衛	5.101		↓	半右衛門	4.565	
忠右衛門	文右衛門	4.256		↑	伊兵衛	4.372	
					文右衛門	4.349	
庄右衛門	小右衛門	3.782	6.38%	→	小右衛門	3.782	6.53%
	八兵衛	3.589		↓	四郎右衛門	3.453	
	安右衛門	3.585		↓	利右衛門	2.660	
理右衛門／久次	四郎右衛門	2.903		↑	八右衛門	2.571	
	利右衛門	2.660		→	藤右衛門	2.560	
彦八郎	藤右衛門	2.560		→	安右衛門	2.385	
					七左衛門	2.068	
源右衛門	奥右衛門	1.818	2.27%	→	奥右衛門	1.818	1.66%
五郎右衛門	宇右衛門	1.564		↓	八兵衛	1.636	
西右衛門	九左衛門	1.367		↓	宇右衛門	1.491	
	喜兵衛	1.024		↓			
久右衛門	八右衛門	1.006		↑			

第一章 近世を生きる

正保4年	享保17年	所持高	占有率	変遷	延享2年	所持高	占有率
助左衛門 善右衛門 与右衛門	太右衛門	0.948	1.47%	↓	重兵衛	0.744	1.28%
	嘉左衛門	0.612		→	嘉左衛門	0.612	
	藤兵衛	0.547		×	喜兵衛	0.400	
	茂平	0.482		↓	孫右衛門	0.365	
	半四郎	0.424		↓	半四郎	0.350	
	孫右衛門	0.418		↓	九左衛門	0.324	
	太兵衛	0.352		×	茂平	0.293	
	喜左衛門	0.211		↓	太右衛門	0.290	
	清左衛門	0.210		→	清左衛門	0.210	
	茂助	0.193		↓	茂助	0.153	
					喜左衛門	0.083	
					太兵衛		
					藤兵衛		
					甚兵衛		
	田井・仁左衛門	7.000	3.44%	→	田井・仁左衛門	7.000	3.44%
	田井・九郎左衛門	1.118		→	田井・九郎左衛門	1.118	
	田井・清右衛門	0.952		→	田井・清右衛門	0.952	
	田井・庄右衛門	0.663		→	田井・庄右衛門	0.663	
	田井・藤右衛門	0.537		→	田井・藤右衛門	0.537	
	惣作	2.699	1.12%	?	正厳寺	0.347	0.22%
	正厳寺	0.347		→	明教寺	0.313	
	明教寺	0.313		→	惣作		
		298.844	100.00%			298.507	100.00%

備考：変遷は享保17年から延享2年間の所持高動向のことで、↑は増加、→変動なし、↓は減少。延享2年の祖兵衛は享保17年甚兵衛のこと。所持高の単位は石、占有率は％である。

五石余に及んでいる。二〇石以上層、一〇石以上層は総数は変わらないものの、総所持高比率は上昇し、四四％を占めるに至った。与次兵衛家と合わせた占有率は六六％余にも及ぶ。村の三分の二の耕地をわずか八家が所持していたのである。

残る三分の一を三一家が所持する。一石以上一〇石未満層は二二家から二〇家、所持高占有率は三一・九九％から二八・四五％と低下し、一石未満層も引き続き一〇家を超えている。一〇年間で二極分化はより顕著になったことが

知られる。

享保十七年から延享二年の変化を家単位でみていこう。この間、与次兵衛家は所持高を六石余も増やしている。二〇石以上層の三家はそれには及ばないものの一、四石程度所持高を増やしており、富裕層は順調な経営を続けていたことが知られる。一〇石以上二〇石未満層では甚兵衛家・仁左衛門家が増加、藤左衛門家が横這い、忠右衛門家が一石余の減少と違いがみられるが、この層の占有率は上昇している。

一方、一〇石未満層では九石余の市左衛門家・七石余の小左衛門家・四石余の文右衛門家・二石余の四郎右衛門家・一石余の八右衛門家の五家で増加がみられるものの、多くは所持高を減らした。この時期、五石未満層が所持高を増やすことは容易ではなく、大半は減少させ、太兵衛・藤兵衛家のように無高になる家もあった。

十八世紀初頭から半ばにかけて平池村では順調に所持高を増やす一〇石以上層、とくにわずか数家を数えるに過ぎない二〇石以上層への所持高集中が進展する一方で、大半の家は所持高を減らし、一石未満という零細な家がひとつの層を形成しつつあったことが知られる。富裕な家はより豊かとなる一方で、零細な家が所持高を増やすことは容易ではなかった。十八世紀半ば、百姓の階層は二極分化の歩みを急速に速めていたのである。

財産の分割

太閤検地で多くの小農民が生み出されたが、その行方はさまざまであった。所持高を増やし、経営を安定させる家もあれば、反対に減少させ、さらには経営を破綻させて村を離れる家もあった。正保四年、享保十七年、延享二年の名寄帳で継続性確認できる家を探り上げ、小農民たちの

さまざまな行方を紹介していくことにしよう。

正保四年の一〇石以上二〇石未満層六家のうち享保十七年の所持高が知られるのは庄三郎・久右衛門・忠右衛門・小右衛門の四家である。このうち久右衛門家は二〇石以上層（吉兵衛家）へと所持高を増やすが、庄（少）三郎・小右衛門家は減少させている。

十七世紀の村では父の所持地を子どもたちが分割して相続することは広くみられた。正保四年に一四石余を所持し、村内第三位の高持百姓であった忠右衛門（尉）家は、表13に示すように三三筆の耕地（屋敷地を含む）を所持していた。同家は十七世紀段階に半右衛門家と文右衛門家とに分かれたものと思われ、享保十七年には半右衛門家が五石七斗九升三合、文右衛門家が四石二斗五升六合を所持している。ともに村内中位の所持高である。

両家の所持地は忠右衛門から相続した土地が中心で、半右衛門は一九筆中一二筆（屋敷地を含む）、文右衛門は一五筆中一四筆（屋敷地を含む）が相続した土地だと思われる。その所持地をみると、分割相続にあたってどちらかが上田ばかりを相続したわけではなく、また小字名から判断すると分散して所持している。相続の際、小農民経営として存続・発展できる耕地の分配が行われたことが窺える。

興味深いのはひとつの耕地が分割されていることである（⑭～⑰）。一つの耕地を両家がほぼ均等に分割して相続しているが、対象となった耕地は比較的小さな面積である。分割相続によって、小農民経営の維持・発展に適するよう小さな耕地が生みだされていったことが知られる。こうした耕地の分割は相続時に限らず売買でもみられることから、村では広く行われていたといつてよからう。

第二節 近世の村

表 13 正保 4 年忠右衛門所持地の行方

整理 番号	正保 4 年					享保 1 7 年				
	等級	反	畝	歩	分米 (石)	所持者	反	畝	歩	分米 (石)
①	上田	1	0	24	1.404	文右衛門	1	0	24	1.404
②	上田	0	8	7	1.070	文右衛門	0	8	7	1.070
③	上田	0	0	26	0.113	文右衛門	0	0	26	0.113
④	上田	0	2	12	0.312	文右衛門	0	2	12	0.312
⑤	上畑	0	0	4	0.013	文右衛門	0	0	4	0.013
⑥	中畑	0	1	26	0.149	文右衛門	0	1	26	0.149
⑦	下畑	0	0	12	0.024	文右衛門	0	0	12	0.024
⑧	上田	0	9	3	1.183	半右衛門	0	9	3	1.183
⑨	上田	0	3	0	0.390	半右衛門	0	3	10	0.390
⑩	上田	0	0	17	0.074	半右衛門	0	0	17	0.074
⑪	下田	0	5	10	0.533	半右衛門	0	5	10	0.533
⑫	上畑	0	5	23	0.577	半右衛門	0	5	23	0.575
⑬	上畑	0	0	1	0.003	半右衛門	0	0	1	0.003
⑭	上田	0	0	12	0.052	文右衛門	0	0	6	0.026
						半右衛門	0	0	6	0.026
⑮	上田	0	2	10	0.303	文右衛門	0	1	5	0.152
						半右衛門	0	1	5	0.152
⑯	下田	0	3	22	0.373	文右衛門	0	1	26	0.187
						半右衛門	0	1	26	0.187
⑰	上畑	0	3	27	0.390	文右衛門	0	1	29	0.195
						半右衛門	0	1	28	0.195
⑱	上畑	0	3	25	0.383	文右衛門	0	1	28	0.194
						半右衛門	0	1	27	0.194
⑲	上畑	0	0	16	0.053	文右衛門	0	0	8	0.027
						半右衛門	0	0	8	0.027
⑳	屋敷	0	2	28	0.293	文右衛門	0	2	4	0.214
						半右衛門	0	2	4	0.213
㉑	上田	0	4	24	0.624	三郎右衛門	0	4	24	0.624
㉒	上田	0	1	26	0.243	三郎右衛門	0	1	26	0.243
㉓	上田	0	6	23	0.880	三郎右衛門	0	6	23	0.880
㉔	下畑	0	0	14	0.028	三郎右衛門	0	0	14	0.028
㉕	上田	0	7	21	1.001	忠右衛門	0	7	21	1.001
㉖	下田	0	6	26	0.687	忠右衛門	0	6	26	0.687
㉗	下田	0	2	0	0.200	忠右衛門	0	2	0	0.200
㉘	上田	0	2	12	0.312	藤左衛門	0	2	12	0.312
㉙	上田	0	7	7	0.940	藤左衛門	0	7	7	0.940
㉚	下畑	0	0	4	0.008	藤左衛門	0	0	4	0.008
㉛	上田	0	2	15	0.325	仁左衛門	0	2	15	0.325
㉜	上畑	0	6	4	0.613	仁左衛門	0	6	4	0.613
㉝	上田	0	7	10	0.953	?	0	7	10	0.953

屋敷地も分割されている⁽²⁰⁾。後述するように慶安二年（一六四九）屋敷地面積の見直しが行われており、忠右衛門屋敷は四畝八歩に改められた。分割にあたってはその面積が用いられ、屋敷地は両家に二分された。正保四年の忠右衛門所持地の内一三筆^{(21)～(33)}は、享保十七年にはいずれも一〇石以上層に属する三郎右衛門・忠右衛門・藤左衛門・仁左衛門家の所持地になっている。享保十七年の忠右衛門は同名ではあるが、正保四年の忠右衛門家と相続関係にはないと思われる。これらの耕地は半右衛門・文右衛門家が相続したものが、後に譲渡されたのか、あるいは相続前に譲渡されていたのかはわからない。

仮にこれらの土地がすべて両家に均等に分割相続されていたとすると、相続時にはそれぞれ七石程度の所持高であったことになる。とすると享保十七年には両家ともに所持高を減らしていたことになるのか。しかし十八世紀以降の両家は異なる運命をたどることになった。文右衛門家は延享二年には四石三斗四升九合とわずかながらではあるが所持高を増やしたのである。百姓の二極分化が進展する中、五石未満層では数少ない所持高増であった。

半右衛門家も相続後、二石余の耕地を購入している。正保四年と享保十七年を比較すると、同家の所持高は減少しているが、この間、所持地高を増やした時期もあったことが窺える。上昇、下降を繰り返しながら小農民経営を維持したのであろう。しかし十八世紀にはいると、同家は所持地を減らす一方となった。元文元年、同六年、寛保三年と所持地を譲渡し、延享二年には四石余の所持高となった。元文元年（一七三六）庄屋と次兵衛家に六筆一石余の耕地を売却しているが、そのほとんどは忠右衛門から相続した土地である。先祖伝来ともいえる土地を売却しながらも、小農民経営の存続を図ったことが窺える。

しかしその後も所持高の減少は止まらず、宝暦十年（一七六〇）頃には二石余にまで減少している。宝暦五十年に所持地を売却したのは一二月・正月であることから、おそらく年貢不納が理由で、年貢を納めるためには所持地を手放さざるを得なかったのであろう。売却した相手は多くが一〇石以上層であり、半右衛門家は二極分化の荒波にのまれていったことがわかる。

浮沈を繰り 享保十七年の二〇石以上層である三郎右衛門・三右衛門家が、正保四年のどの家を継承する返す小農民のか確定できないが、所持地・屋敷地構成から推測すると、三右衛門家は九石余の与三右衛

門家から分割相続した家、三郎右衛門家は正保四年には三石余に過ぎなかった弥右衛門家の可能性がある。だとすると、両家は十七世紀半ばから十八世紀初頭にかけて大きく所持地を増やしたことになる。

これほどではなくとも十七世紀は小農民が大きく飛躍できる可能性を秘めた時代でもあった。その潮流に乗り、所持高を増やした例として三十郎（藤左衛門）家をあげよう。

正保四年における同家は四石余を所持する村内中位の百姓家であったが、享保十七年には一〇石余にまで増やしている。表14に享保十七年における同家の所持地の構成を示した。

三三筆の土地は、先祖三十郎家から相続した九筆と、正保四年以降手に入れた二三筆からなる。正保四年の三十郎所持地一二筆の内（屋敷地を含む）九筆（屋敷地を含む）を相続したことになるが、内一筆は割地して相続している。手放した三筆は中田五畝・中畑一畝二五歩・上畑一畝一二歩の総高八斗余である。

三十郎家の系譜を引く藤左衛門家が新たに手に入れた土地二三筆は一〇家の所持地で、総高六石余に及ぶ。与十郎・喜右衛門の所持地が多く、ともに二石前後である。両家ともに享保十七年のどの家と連続している

第一章 近世を生きる

表 14 藤左衛門（三十郎）家の所持地変遷

等級	反	畝	歩	高(石)	正保4年の所持者	備考
上田	1	1	15	1.495	三十郎	割地
上田	0	1	6	0.156	三十郎	
上田	1	0	0	1.300	三十郎	
上田	0	4	6	0.546	三十郎	
上田	0	1	22	0.226	三十郎	
上田	0	3	10	0.433	利右衛門	
上田	0	7	18	0.988	喜右衛門	
上田	0	7	7	0.940	忠右衛門	
上田	0	2	12	0.312	忠右衛門	
上田	0	0	16	0.069	与十郎	
中田	0	4	15	0.495	利右衛門	割地
中田	0	4	15	0.495	与右衛門	
下田	1	3	28	1.393	与十郎	
下田	0	0	10	0.050	喜右衛門	
下田	0	0	3	0.010	久右衛門	
下田	0	7	20	0.767	喜右衛門	
上畑	0	0	6	0.020	三十郎	
上畑	0	0	28	0.093	三十郎	
上畑	0	0	3	0.010	庄次郎	
上畑	0	0	6	0.020	仁右衛門	
上畑	0	0	6	0.020	吉右衛門	替え地
上畑	0	1	26	0.187	与十郎	
上畑	0	1	7	0.123	喜右衛門	
上畑	0	0	2	0.007	利右衛門	
中畑	0	1	25	0.147	与十郎	
下畑	0	0	5	0.010	三十郎	
下畑	0	1	28	0.116	半四郎・与七郎	
下畑	0	0	4	0.008	忠右衛門	
下畑	0	0	12	0.040	与十郎	
屋敷	0	1	5	0.117	三十郎	
屋敷	0	1	19	0.163	与十郎	
屋敷	0	0	3	0.010	与十郎	

備考：備考欄の割地は土地の分割、替え地は土地を交換したこと。

かは不明であるが、藤左衛門家は与十郎家の屋敷地も手に入れていること、喜右衛門の屋敷地が享保十七年に三筆の屋敷地を所持する三郎右衛門の手に渡っていることから両家は退転・絶家したものと思われる。所持高を増やす小農民がいる一方で、苦境に陥り、所持地を手放し、没落する小農民も少なくなかったことがわかる。

一〇家からの購入年次は不明であるが、その数からすると二氣にというよりも何回かに分けて購入し、徐々に所持高を増やしていったものと思われる。正保四年における屋敷地を除く藤左衛門家の一筆平均面積は一

○六歩であったが、享保十七年には九三歩へと下がっている。これは小さな面積の畑を中心に手に入れたためで、正保四年には九〇%にも及んだ上田率も五〇%台へと大きく後退している。しかし畑方が全耕地面積に占める割合は正保四年と変わらず一〇%程度である。やみくもに土地を購入していったわけではなく、田方中心の経営スタイルを維持しながら徐々に所持地を増やしていったことが知られる。

特定の家から集中的に土地を購入する場合もあった。伊左衛門家がその例である。同家の正保四年の所持高は一四筆四石余（屋敷地を含む）であった。同家を継承する伊左衛門家は享保十七年にはこのうち一〇筆を所持し、他に九筆二石余を所持する。九筆のうち八筆は正保四年三石余の所持高であった与左衛門家の土地である。与左衛門家の土地は享保十七年には数家に所持されており、同家は退転・絶家したものと思われる。

伊左衛門家と与左衛門家が姻戚関係にあった可能性もあるが、伊左衛門家は、何らかの事情で経営が立ち行かなくなった与左衛門家の土地を集中的に手に入れることで所持高を増やし、享保十七年には六石余へと増加させている。所持高を増やしたという点では同じであっても、その方法は小農民によって違いがみられたのである。

正保四年と享保十七年の階層構成を単純に比較しただけだと、所持高を増やした家、減らした家があることしかわからないが、所持高を増やした家であっても、右肩上がりの成長を続けたわけではなかったことがわかる。購入・売却を繰り返しながら、徐々に所持高を増やし、経営を安定化させていったのである。その例として、七郎右衛門尉（仁左衛門）家をあげよう。

同家は正保四年に九石余を所持する村内上位の百姓であった。内訳は田方一七筆八石余、畑方一六筆一石余（屋敷地を含む）であったが、このうち享保十七年に所持しているのは田一一筆三石余、畑一〇筆七斗余のあわせて四石余に過ぎない。つまりこの間、多くの土地を手放したのである。享保十七年にその土地は八家に所持されている。

ところがその一方で一三家から、二三筆八石余も手に入れ、享保十七年の所持高は一二石余へと大幅に増加させたのである。七郎右衛門家が土地を売却した家、そして購入した家ともに複数に及ぶことから、ある年次に一気に売却、あるいは購入したというよりは、正保四年から享保十七年という八〇年の間に、所持高を増やしたり、減らしながら、一〇石以上層の仲間入りを果たしたものと思われる。

所持高を減らしている場合も同じことである。五郎右衛門家のように所持地を手放すばかりの家もあったようであるが、たとえば源右衛門家（伊兵衛）は所持高は減らしているものの、他からの購入もみられる。ただ十七世紀には一旦没落しかけても、再びはい上がることができたようであるが、十八世紀になるとそれは容易なことではなくなっている。そんななかでも久次家（四郎右衛門）のように正保四年には三石三斗余あった所持高を享保十七年には二石台へと減らしながらも、延享二年には再び三石四斗余と増やし、その後もわずかずつではあるが増やした例もある。それでも全体的な傾向としては持つ者と、持たざる者という二極分化が進む傾向にあったといえる。

第二章 広域支配と領主支配

第一節 軍事拠点大坂の誕生

一 大坂周辺の所領配置

徳川大坂 慶長二十年（一六一五）五月七日、徳川方の軍勢が大坂城に突入して各所に放火し、豊臣秀吉城の築城が築いた名城は炎に包まれ豊臣氏は滅亡した。

陣後、大坂の支配は家康の孫である松平忠明に任された後、元和五年（一六一九）七月に幕府の直轄地となった。直轄地となった大坂城へは伏見城代であった内藤信正が城代として入る。伏見城は関ヶ原の合戦で落城後、再構築されて幕府の畿内・西国支配の拠点となっていたが、信正の大坂城代就任にともない伏見城を守っていた幕府の軍隊も大坂城に移り、同城は廃城となった。

伏見城の廃城からもわかるように、この直轄地化の目的の一つは大坂を西国における幕府の軍事拠点とすることにあった。もちろん豊臣政権以来の大坂の経済力を幕府が掌握することも意図されていたが、西国有事に備える軍事拠点とすることが大坂直轄化の大きな目的であった。それは大坂の陣を経てもなお西国大名は幕府にとって油断ならぬ存在だったからである。

幕府の軍事拠点としての大坂を象徴するのが大坂城再建である。大坂城再建は元和六年（一六二〇）から



写真 11 大阪城（大阪城天守閣提供）

寛永六年（一六二九）まで三期一〇年にわたって大名を動員して行われた。そのほとんどは外様大名であり、当時西国筋（現在の富山・石川・福井・滋賀・三重県以西）にいたほぼすべての大名が動員された。石垣普請には、大量の石が必要である。大名たちはさまざまな方法で石を調達したが、元和九年（一六二三）十月頃、加賀前田家は三〇〇〇余もの石を大坂に送り届けている。この石の管理をはじめ、物資の運送・購入、人夫の手配など普請を滞りなく進めるには、大坂に広い人脈をもつ人物の手助けが必要であった。そこで前田家は、大坂の有力町人であった安井九兵衛を登用する。同人は惣年寄と呼ばれた大坂町政の重職を務める近世初頭

の大坂を代表する有力町人で、大坂城再建に際しては前田家から受け持ち場所の御用を命じられ、毎日そこへ詰めていたという。石の調達もしており、前田家のために奔走したようである。また普請終了後、用いられなかった石の管理もした。そしてこの縁であろう。明暦三年（一六五七）の江戸城普請では、前田家から借銀手配を依頼されている。この安井九兵衛は河内国久宝寺村（八尾市）の出身で、同じく久宝寺出身の安井治兵衛、平野出身の平野藤次郎・成安道頓とともに、豊臣氏時代の慶長十七年（一六一二）から道頓堀の開削に関わった人物である。このうち治兵衛は翌年に死去し、悴は九州の大名寺沢広高に召し置かれ、道頓は大坂の陣で大坂城に籠城し果てた。また平野藤次郎は平野の豪商家で、大坂の陣後には幕府代官を務めている。

豊臣氏が大坂を拠点にして以降、摂河泉の村々からは多くの人々が富や権力を求めて大坂に集まり、時局を読み間違えて没落する者もいれば、反対に飛躍する者もいた。道頓堀開削に関わった安井九兵衛たちはその一例である。そして徳川大坂城築城を契機に、大名と大坂町人の間では、以後も続く親密な関係が形成されたものと思われる。徳川大坂城の築城は新しい大坂の始まりを告げるものとなった。

大坂の陣直後 軍事拠点としての大坂の確立は、周辺の所領替えと並行して進められた。

の所領配置

慶長三年（一五九八）の記録によると、総国高に占める豊臣蔵入地（直轄地）の割合はおおよそ摂津で五九％、河内で六五％、和泉で六九％であり、摂河泉が豊臣政権をささえる基盤であったことが知られる。慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦後、幕府は所領替えに着手するが、豊臣政権の基盤である摂河泉に譜代大名を配置することはできず、幕府の力を十分に及ぼすことはできなかった。

摂河泉に幕府の力が及ぶのは大坂夏の陣で豊臣氏が滅亡してからである。残念ながら大坂の陣直後の河内・和泉の所領配置は知られないが、摂津については大坂に松平忠明がいた元和三年（一六一七）六月頃の所領配置が知られる。

摂津国は一二郡からなり、元和三年の総石高は三五万七九〇〇石余で、うち幕府領が三八％を占める。幕府領は有馬郡を除く全域に分布したが、その割合はかなり開きがある。一万石をこえるのは川辺・島下・豊島・八部・武庫の五郡であるが、総郡高に占める割合は豊島郡で五三％、島下郡で三六％であるのに対して、武庫・八部の二郡は八〇％をこえ、川辺郡も七一％と高い。菟原郡も幕府領総高は九二〇〇石余と一万石を超えないが、郡高に占める割合は八二％であり、大阪湾に面する川辺郡以西は幕府領が多く配置されていた

第二章 広域支配と領主支配

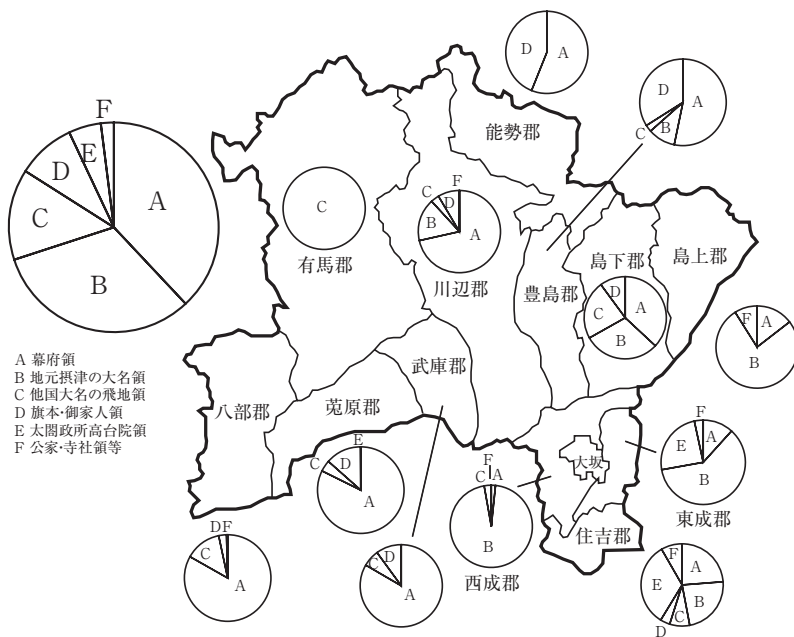


図 12 元和 3 年頃の摂津国郡別所領状況

ことがわかる。他に幕府領が多いのは能勢郡で、六八〇〇石余、郡高に占める割合は五六％である。

摂津国に所領を持った大名は一七人、そのうち摂津に居城・居所をおいたのは五人である。このうちもつとも多くを占めるのが松平忠明領五万三〇〇〇石余で、続いて高槻城主内藤信正領四万石である。松平忠明領は大坂市中を取り囲む東成・住吉・西成の三郡に配置され、内藤信正領は居城のある島上・島下両郡にまとまっていた。大坂の陣後、新たに摂津国内に所領を得た大名はこの二人のみではあるが、家門・譜代大名領が摂河泉に配置された点に関ヶ原合戦後とは大きく異なっている（『大阪府史』第五巻 第二章）。

城持譜代大名の配置

大坂直轄化以降、幕府は軍事拠点に相応しい所領配置に着

手しはじめた。大坂を軍事拠点とするうえで、とくに城持譜代大名（城番も含む）の配置は重要な意味をもった。

慶長五年（一六〇〇）関ヶ原合戦以降、慶長二十年（一六一五）大坂夏の陣までの間、摂河泉だけでなく畿内五カ国（摂津・河内・和泉・山城・大和）にも城持譜代大名は配置されなかった。畿内と接する近江国と丹波国には城持譜代大名が配置されたが、それは慶長五年近江佐和山城に井伊直政一八万石（うち上野国三万石）、慶長六年同大津城に戸田一西三万石（うち武蔵国五〇〇〇石）、慶長十一年同長浜城（元和元年廃城）に内藤信成四万石、慶長十三年丹波八上城に松平康重五万石（うち摂津国一〇〇〇石余）、慶長十四年同亀山城に岡部長盛三万二〇〇〇石の五つの譜代大名である。

その居城は幕府の直営もしくは後援などで造営・修復され、軍事的に不都合な場合は新城が築城された。

築城された新城に移ったのは、井伊氏が彦根城（慶長九年築城開始）、戸田氏が膳所城（慶長六、七年頃築城開始）、松平氏が篠山城（慶長十四年築城開始）である。

畿内に城持譜代大名が配置されるのは大坂夏の陣直後である。しかしそれは大坂城の松平忠明と、近江長浜城から高槻城に入った内藤信政、そして大和郡山城に六万石で入った水野勝成の三人に過ぎなかった。この所領配置が大きく変化するのが元和三年（一六一七）のことである。

近江では井伊氏が増加されて二五万石となり（すでに元和元年に二〇万石に増加。この時点で上野国三万石は近江井伊氏領ではなくなっており、二〇万石はすべて彦根周辺で与えられていた）、また大坂の西側の城郭に次々と譜代大名が入った。播磨姫路城には本多忠政が一五万石（別に嫡子忠刻に部屋住領一〇万石）、同明石城には小笠

原忠真が一〇万石、同龍野城には本多政朝が五万石、摂津尼崎城には戸田氏鉄うじてつが五万石で入った。また摂津高槻城主内藤信正が幕府の西国軍事拠点である伏見城代となり、高槻城には土岐定義が二万石で入った。

これは上洛中の将軍秀忠の意志によるもので、それまで九州の豊後日田を除けば丹波までしか配置されていなかった譜代大名を、大坂の西側に重点的に配置することが目的であった、といわれている（藤井讓治『日本の歴史12 江戸開幕』集英社 一九九二年）。

続いての大きな変化は大坂が幕府の直轄地となる元和五年に起こる。やはり上洛していた秀忠は松平忠明を大和郡山城に一二万石で移し、伏見城代であった内藤信正を大坂城代とした。さらに家康の十男徳川頼宣を五万石で紀伊和歌山に、松平康重を五万石で和泉岸和田に、松平家信を二万石で摂津高槻城に入れた。それまで和歌山は浅野氏三七万石、岸和田は小出氏五万石（うち二万石但馬）の居城であったが、豊臣系大名が転封され、替わって一族・譜代大名が配置されたのである。

その後も所領替えは続けられ、寛永末年（一六二四〜四四）頃までにはおおむね大坂城を中核とする軍事拠点に相応しい所領配置が確立した。

二 河内国の位置

正保期の 大坂周辺では大坂城・大坂市中を中心に、その周りに幕府領が、遠いほど大名領・旗本領・寺所領配置 社領などの私領が配置されるという傾向があった。三代将軍家光時代、正保期（二六四四〜八）の所領配置をみよう（『大阪府史』第五卷 第二章）。

この時期、幕府領はおおむね大坂より半径一〇キロ圏に配置され、摂津国では大坂を取り囲む東成・西成・住吉、河内国では若江・洪川・丹北・志紀・八上郡のほとんどを幕府領が占めた。また茨田郡の大坂寄りも幕府領である（河内国の郡の位置は、図6）。

私領はその周りに配置された。河内では、錦部^{にしごり}・丹南^{あすかべ}・安宿^{おおだた}・大畠^{おおだた}・高安・讃良・交野郡は幕府領が少なく、大名・旗本領が多くを占める。また河内郡・茨田郡は郡高の四割程度が幕府領で、残りは私領である。郡ごとにとみると、錦部郡には近江国膳所藩の所領がまとまって配置されている。さらに河内国狭山藩領、和泉国陶器藩領と、旗本領・寺社領が散在し、幕府領はわずか一カ村である。また丹南郡は河内国丹南藩領と狭山藩領が多くを占める。

河内国の東部、生駒山系沿いの安宿・大畠・高安・讃良・交野郡は大名・旗本領が多くを占める。このうち安宿・大畠・高安郡では大坂定番稲垣重綱領が郡高の七割程度を占める。河内郡は旗本領が多く、なかでも大坂町奉行曾我古祐領^{ひさすけ}が多くを占める。讃良郡も旗本領が多いが、その大部分は大坂町奉行曾我と久貝正俊領である。また同郡には大坂定番稲垣領もある。茨田郡は大坂側の南西部が幕府領、残りの北東部には淀藩領が配置される。交野郡は淀藩領と大坂町奉行久貝領が多くを占める。

石川・古市郡は大坂から離れるが、大半が幕府領である。また錦部郡でも三日市村のみが幕府領である。石川・古市郡は大和川舟運や富田林をはじめとする在郷町の運輸・商業機能を、この時期には幕府が掌握しておく必要があったためだと考えられている。また三日市は高野街道の宿駅という交通の要衝のためと思われる。

摂津・河内は幕府領と私領が分散錯綜^{さんそう}し、一村を複数の領主が支配する相給村の多くみられることが特徴とされる。しかし摂河両国でまんべんなく相給村が配置されていたわけではなく、相給の場合も郡単位で事情は異なった。

摂津では島上・島下・豊島郡に多いが、その大半で京都所司代板倉氏領・高槻藩松平氏領・山城勝竜寺永井氏領が関わる相給であった。寺社・公家領が多い島上郡であれば、寺社領と京都所司代、あるいは公家領と高槻藩松平氏領という相給である。また京都所司代板倉氏領・高槻藩松平氏領という相給もある。

海岸線沿いの八部・菟原・武庫では尼崎藩領と旗本領、川辺郡では尼崎藩領と寺社領・旗本領、大坂城代阿部氏領と旗本領、住吉郡では幕府領と寺社領という相給が多い。

河内国は山間部の錦部郡、生駒山系沿いの交野・讃良・河内郡に相給が集中している。錦部郡は膳所藩石川氏領と旗本領、狭山藩北条氏領と旗本領、膳所藩石川氏領と狭山藩北条氏領という相給が多い。交野郡は淀藩永井氏領と旗本領・大和小泉藩片桐氏領、大坂町奉行久貝氏領と旗本領、讃良郡は大坂町奉行曾我氏領と淀藩領、大坂町奉行久貝氏領と淀藩領、河内郡は大坂町奉行曾我氏領と幕府領・旗本領・狭山藩領という相給が多い。また高安・大県・安宿郡では大坂定番稲垣氏領と幕府領・旗本領という相給がみられる。

丹南郡にも狭山藩領と丹南藩領という相給が多いが、これは後者が山年貢のみを領するという特徴がみられる。

このように摂河には幕府領・大名領・旗本領・寺社領・公家領、さらには幕府役職に就いた大名・旗本領とさまざまな所領が配置されていた。この分散錯綜する所領配置が大坂周辺の特徴であった。



写真 12 淀城址（京都市伏見区）

山城国淀藩
永井尚政領

山城村々の一部は元和二～三年（一六一六～一七）頃から
摂津中島を領した稲葉紀通の所領となり、その後、山

城国淀藩松平定綱の所領になったと思われる。

元和三年九月の朱印状写によると、紀通の所領は河内国茨田郡三万
一四一七石余、若江郡三七二五石余、交野郡四一七石余、摂津国北中
島一万一一七石余であることから、茨田郡のほぼ全域が同家の所領で
あったものと思われる。なお同朱印状を収める『別本稲葉家譜』（『大
日本史料』第二編二八 一七〇頁）には、摂津国北中島を与えられた
のは元和二年と記載されている。

紀通の所領の一部を松平定綱が引き継ぐ。定綱は元和九年（一六二
三）將軍秀忠上洛に際して「伏見城を破却したうえは、京都の警衛に
た」と伝えられている。淀城が京都守衛という軍事的役割を担っていたことが知られるが、このとき三万五
〇〇〇石の所領の一部が市域周辺で与えられたものと思われる。

寛永八年（一六三二）閏十月の史料によると、河内国内の所領一万一四〇〇石余は五つに分けられ、それ
ぞれ一人の代官がおかれて年貢収納などを行った。表15に示したように代官の支配高は、四人が二三〇〇（
二五〇〇石程度、一人が一八〇〇石である。代官南清兵衛が居住する田井村が含まれていないが、同家が田

第二章 広域支配と領主支配

表 15 寛永8年松平定綱領の代官

総高（石）	村 名						代官
2376.509	池田	葛原	対馬江	平池			池田・紅沢九郎兵衛
2403.712	東	藤田	黒原	仁和寺	高柳		東・中西九兵衛
2300.918	梶	一番	二番	金田	点野	北村	梶・中東助兵衛
2553.354	星田	石津	太間	打上			田井・南清兵衛
1807.400	中振	木屋					中振・友田次右衛門
11441.893							

備考：紅澤家文書より作成。

井村に所持する屋敷は「越中殿御代御免之屋敷」の一つであることから、田井村も松平定綱領であったと思われる。また池田村の喜多源太郎・又三郎、点野村の田中甚兵衛も代官を務めた（『市誌』一九六六年）。

松平氏は寛永十年（一六三三）転封となり、代わって永井尚政が一〇万石で淀城に入り、市域の大半は同氏の所領となった。尚政は秀忠の「近臣の三臣」と称され、秀忠の年寄（後の老中に相当）を務めた人物であるが、寛永九年（一六三二）秀忠が死去すると一萬石加増されて山城淀一〇万石の城主となった。

これはそれまで大御所秀忠が江戸城西の丸に、將軍家光（一六三三年より將軍職）が本丸にあり、両者の年寄によって幕政が運営されていた体制が、秀忠の死去によって終焉を迎え、旧年寄たちが排除されていたためである。西の丸年寄であった尚政もそのひとりで、年寄の座を奪われ、淀城に入るこ
とになった（藤井讓治『江戸幕府老中制形成過程の研究』校倉書房 一九九〇年）。

このとき弟永井直清も一万二〇〇〇石加増されて山城勝竜寺城主となり、山城国紀伊・乙訓郡おとしぐにと撰津国島上・島下郡で二万石を与えられた。尚政・直清兄弟は翌十一年の將軍家光上洛に際して京都で重責を担い、以後、両人は幕府西国支配で活躍することになる。島原の乱（一六三七～八）では京都所

司代板倉重宗、大坂城代阿部正次と協力して派兵・物資輸送を指揮した。また寛永十九年の全国飢饉では京都所司代・大坂町奉行・幕府代官などと共に西国対策を担った。

さらに正保四年（一六四七）から寛文二年（一六六二）まで大坂城代が不在であった期間、両人の役割は増す。直清は死去した城代阿部正次を継いで大坂城を守衛する正次の子である重次の補佐を幕府から命じられ、幕府の指示で翌慶安元年（一六四八）三月から九月にかけては大坂城に入った。そして慶安二年には高槻城主となり、摂津国島上・島下・川辺・能勢・住吉で三万六〇〇〇石を与えられた。

江戸にいた兄尚政もこのとき帰国を命じられ、淀城に入り、その後、寛文二年（一六六二）青山宗俊が大坂城代に就任するまでの間、京都所司代板倉重宗と共に幕府から西国支配の権限を与えられ、大坂城が火急のときの指揮権を有することになった（朝尾直弘『近世封建社会の基礎構造』御茶の水書房 一九六七年 第五章）。

こうした重責を担った淀藩永井尚政の河内国内の所領は、正保郷帳によると茨田郡一万八三九九石余、交野郡八〇〇〇石余、若江郡三七五〇石余、讃良郡三七〇石余の計三万五三〇石余である。その配置を見ると、交野・茨田郡の淀川左岸は宿駅枚方付近が幕府領である以外はほぼ淀藩領で固められている。一方、右岸は高槻藩松平氏領と京都所司代板倉氏領で固められている。淀川は大坂と京都を結ぶ物流路であり、この左岸を淀藩領で固めることで、幕府はこの重要な動脈路を抑えていたことが知られる。

市域には大坂町奉行久貝・曾我領もあった。正保郷帳によると、久貝領が八上・讃良・交野郡で一万三〇〇〇石余、曾我領が河内・讃良郡で七一〇〇石余あるが、これには町奉行所与力領も含まれていたものと思われる。河内国では茨田郡讃良・交野郡の所領配置は幕府領、両町奉行領、淀藩領を中心に、若干の旗本領

で構成されていた。また相給は讃良郡の村に多く、茨田郡ではみられない。

この所領構成が変容するのが万治元年（二六五八）の淀藩領分知である。尚政は嫡男尚征なおきよに家督を継がせ、弟である尚庸なおつね・直右なおすけ・尚春なおはる・尚申なおのぶには所領の内から分知したいと考え、その許可を將軍家綱から受けた。尚政入封後、領内で新田開発が進み所領高は一〇万六九〇〇石となっていた。この所領高のうち、尚征が七万三六〇〇石余、尚庸が河内国茨田・交野・讃良・若江郡で二万石、直右が河内国若江・茨田・交野郡で七〇〇〇石、尚春が山城国で三二八〇石余、尚申が河内交野・茨田郡で三〇〇〇石を相続した。分知の主たる対象となったのは河内国の所領であり、その結果、茨田・交野郡にまとまっていた同家の所領は分散することになったのである。

尚征は、寛文九年（二六六九）丹後国宮津へ転封となり、延宝八年（二六八〇）その子尚長が増上寺で内藤忠勝に殺害されて所領は没収となり、弟直圓なおみつが大和国新庄で一万石の大名となった。なお永井氏に続いて淀藩主となった石川氏は河内国では高安・石川郡に所領を与えられた。

尚庸は寛文五年（二六六五）若年寄、同十年京都所司代に就き、山城国紀伊郡、摂津国島上・島下、河内国大県・安宿・古市・交野・茨田で一万石加増されて三万石となった。その子直敬なおきやうは貞享四年（二六八七）下野国鳥山、元禄十五年（二七〇二）播磨国赤穂（このとき三〇〇〇石加増）、宝永三年（二七〇六）信濃国飯山、正徳元年（一七一一）武蔵国岩槻へと転封が続いた。この間、奏者番・寺社奉行を務めている。そして同家は宝暦六年（二七五六）美濃国加納に転封されて幕末に至るが、その所領は美濃国渥美郡二万二〇〇〇石余の他に、摂津国島上郡八カ村二五〇二石余、同島下郡五カ村三五五六石余、河内国茨田郡六カ村三一七二石

第一節 軍事拠点大坂の誕生

表 16 市域村々の所領変遷

郡名	村名	村高(石)	正保郷帳の領主名	元禄郷帳の領主名
茨田	大 利	565.170	淀藩永井	烏山藩永井（尚庸系）
	神 田	715.740	淀藩永井	旗本永井（直右系）
	高 柳	608.840	淀藩永井	烏山藩永井（尚庸系）
	対馬江	428.720	淀藩永井	烏山藩永井（尚庸系）／老中小笠原
	黒 原	326.040	淀藩永井	幕府
	池 田	1114.480	淀藩永井	幕府／小田原藩大久保
	葛 原	234.205	淀藩永井	旗本永井（尚申系）
	三 井	215.056	淀藩永井	旗本永井（直右系）
	占 野	366.000	淀藩永井	旗本永井（直右系）
	仁和寺	677.250	淀藩永井	老中小笠原
	平 池	233.820	淀藩永井	小田原藩大久保
	石 津	350.797	淀藩永井	旗本永井（直右系）
	太 間	405.616	淀藩永井	烏山藩永井（尚庸系）
	木 屋	497.179	淀藩永井	烏山藩永井（尚庸系）
	郡	572.307	淀藩永井	旗本永井（尚申系）
	田 井	338.734	淀藩永井	小田原藩大久保
讃良	木 田	753.500	旗本片桐	旗本片桐
	国 松	130.000	大坂町奉行曾我／淀藩永井	幕府
	秦	304.100	大坂町奉行曾我／淀藩永井	小田原藩大久保
	高 宮	932.700	大坂町奉行曾我／旗本加藤	幕府／旗本加藤
	堀 溝	110.720	大坂町奉行曾我	幕府
	太 秦	324.000	淀藩永井／大坂町奉行久貝／旗本福富	小田原藩大久保／旗本福富
交野	打 上	354.308	淀藩永井／旗本永井(180石)	小田原藩大久保／旗本永井（180石）
	燈 油	317.690	大坂町奉行久貝	小田原藩大久保
	寝 屋	515.027	大坂町奉行久貝	幕府

余であつた。
この永井氏領の分知に加えて、寛文九年に淀藩永井氏が丹後宮津に転封したことによって茨田・交野郡では所領配置の分散錯綜化が進むことになった。表16に示したように、元禄期（一六八八～一七〇四）における市域の村々は多くの領主によって支配されている。

第二節 幕府の広域支配

一 広域的な支配

大坂御用日

写真13は仁和寺村の村役人である平助が領主役所などに差し出した訴状類を書き留めた文書である。表紙には享和二年（一八〇二）とあるが、留められた訴状類は享和元年十二月からはじまる。

表紙にはこれを書き留めた筆者「東平助」の名の他に、「大坂御用日」と「京都小堀御用日」の文字がみえる。前者は二、五、七、十三、十八、廿一、廿五、廿七日。後者は三、六、十三、十八、廿一、廿七日で、三月は三日ではなく、二日が「御用日」になると記されている。

この「御用日」とは領主役所が村からの訴状・願書・届けなどを受け付ける日のことである。当時、仁和寺村は幕府領で、京都にある小堀代官所の支配下にあつたので、訴状などは月六日ある「御用日」に京都に出向いて提出した。

表紙をめくると、まず最初には筆者平助が、同じ村に住む百姓惣兵衛に貸した銀子の返済を求めて小堀役所に差し出した訴状の写しが留められている。日付は享和元年十二月十八日であり、小堀代官所の「御用日」である。

平助の訴状によると、寛政十年二月（一七九八）惣兵衛に、同人所持の建屋・土蔵・田地を質物（貸借契約

の保証物件）に銀子一貫九〇〇匁を貸した。このとき返済期限は翌年十一月とし、請人と庄屋・年寄が連印する証文が交わされた。ところが返済が滞ったため平助はたびたび督促したが、惣兵衛は勝手ばかり言い、返済しようとしなない。そのうえ請人は家出したため、庄屋と年寄が返済を促したがやはり埒が明かない。そこでやむを得ず、小堀代官所に訴えたのだという。御慈悲をもつてこの訴えを聞き届け、惣兵衛を御吟味くださり、貸し銀の返済、もしくは質物を渡してほしい。証拠として証文の写しを提出するというのである。金銀貸借に際しては証文が交わされ、契約不履行になってもいきなり訴えに至るわけではなく、まずは本人・請人・村役人による督促が続けられ、それでもなお借り主から返済の意志が示されないとき、領主に訴え、領主による吟味によって解決が図られたのである。当事者間での話し合いでは解決しない場合、実力行

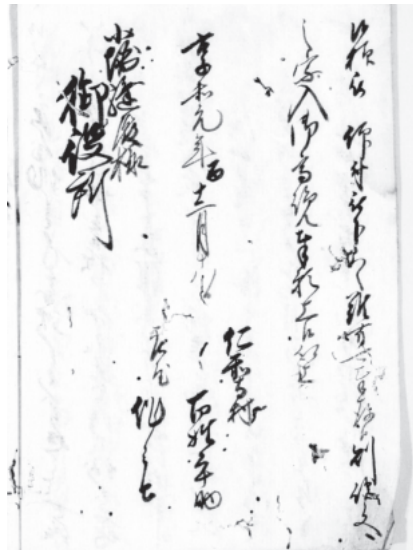
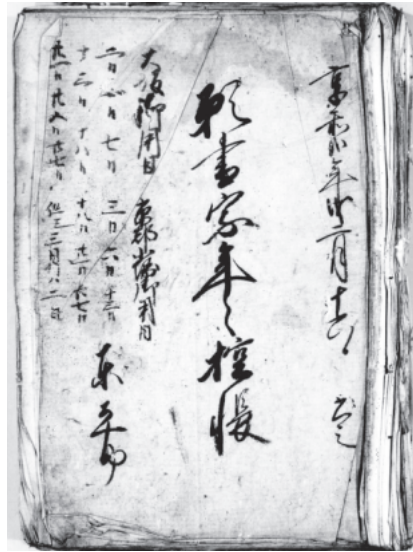


写真 13 仁和寺村留書（東家文書）

使にでるわけではなく、領主に訴え、解決を委ねるというのが近世社会であった。

この帳面には訴訟に関わる文書がいくつか留められているが、そのなかに文化五年（一八〇八）二月十三日、摂津国島下郡鳥飼上之村の儀左衛門が、仁和寺村の惣七などを訴えたものがある。惣七の子乙吉を奉公人とする契約を惣七と結んだが、乙吉は役に立たないので、契約通り代りの奉公人をよこしてほしいというのである。訴えた先は大坂町奉行である。

この訴訟を大坂町奉行が扱っているのは、原告儀左衛門は高槻藩永井氏領である鳥飼上之村の百姓、被告の惣兵衛は幕府小堀代官所支配下の仁和寺村の百姓と、領主が異なったからである。近世の裁判制度では、民事・刑事ともに領主が裁判権を行使できるのは原告・被告ともに所領の人別帳に記載されている場合に限り、それ以外の場合は幕府の権限に属した。こうした事件は「支配違」と呼ばれ、所領が入り組む摂津・河内国では異なる所領の百姓間や村同士の訴訟は珍しいことではなかった。そのため原告・被告の領主が異なる場合は大坂町奉行の権限となったのである。「大坂御用日」とは大坂町奉行所が村からの訴訟や後述する諸届けなどを受理する日のことで、留帳の表紙にそれが記載されているのは、それだけ仁和寺村の人々が大坂町奉行所に出かける機会が多かったということである。

大坂町奉

行とは

大坂町奉行は、大坂が幕府の直轄地になった元和五年（一六一九）に設置された。定員は二人で、知行高一〇〇〇〜三〇〇〇石の旗本が任ぜられることが多く、東町奉行と西町奉行に就いた。

任期は決まっていない。当初、西町奉行所は東横堀川農人橋口門内に置かれていたといわれているが、早い時期に、大坂城京橋口門外（京阪電鉄・地下鉄谷町線天満橋駅近く）に隣り合うことになった。しかし享保九年



写真 14 大坂西町奉行所址
(現マイドームおおさか 大阪市中央区)

(一七二四)の大火で両町奉行所も被災した後、東町奉行所は同所に再建されたが、西町奉行所は東横堀川東岸の内本町橋詰町北側に移転した。

大坂町奉行にはそれぞれ与力と同心が付属した。慶安元年(一六四八)以降、それぞれの町奉行に与力三〇騎・同心五〇人となる。

町奉行が数年で交代するのに対して与力・同心は世襲である。数少ない代々大坂に居住する武士で、屋敷は天満にあった。当初、与力は河内国内にそれぞれ二〇〇石の知行地を与えられていたが、元禄四年(一六九二)に知行の四つ物成に当たる八〇石の蔵米が支給されるようになった。同心は現米一〇石三人扶持であったが、金一〇

両三人扶持となった。元禄期から文化期にかけて与力には同心支配、寺社役、地方役、川役、金役、石役、御蔵目付、小買物役、御普請役、御極印役、塩増役、火消役、^{けっしょ}關所役、牢扶持役の一四の役職があり、同心はこれを補佐した。

大坂町奉行の権限は大坂の町だけでなく、摂津・河内などにも及ぶ大きなものであったが、その権限は時代とともに変遷した。当初は摂河支配を担っていたが、寛永十一年(一六三四)から寛文期にかけて畿内支配が京都所司代板倉重宗、淀城主永井尚政、勝竜寺城主永井直清、両大坂町奉行、堺奉行、郡代などによって担われるようになると、摂河における百姓公事訴訟についての大坂町奉行の権限が否定され、京都町奉行

が取り扱うこととなっている。

大坂町奉行がそれを手にするのは享保七年（一七二二）のことである。それまで五畿内・近江・丹波・播磨八カ国の「地方之公事訴訟」と寺社の訴訟は京都町奉行所が裁許を下していたが、以後は摂津・河内・和泉・播磨については大坂町奉行が取り扱うことになった。つまりこれ以前、河内の百姓たちの支配違い訴訟は、京都町奉行所が受理していたのである。それが享保七年以降、大坂町奉行所が扱うことになった。

ただし享保七年以前も「摂津・河内両国御仕置」は寺社ともに大坂町奉行の手にあった。幕府令の通達、国役・諸役の賦課、寺社の管轄、交通の管掌などである。大坂町奉行がこうした権限を行使する領域を「支配国」と呼んだ。

大坂町奉行の権限はこれだけではない。九州にまで及ぶ西日本一帯の犯罪捜査・捕縛の権限や西日本への金銀出入りの裁判権も有していた。大坂は軍事の拠点であり、また民政の拠点でもあったのである。市域の近世史料にはしばしば大坂町奉行の名がみえるが、それは以上のような理由による。

国役普請人足・ 明和四年（一七六七）十月、大坂の町人から讃良郡燈油村の村役人に、去年の「城州・銀の賦課 河州・摂州大川筋御普請御入用銀」の受領書が発行された（五卷二二頁）。「大川」とは

淀川のこと、受領書が発行したのは大坂を代表する豪商鴻池屋善右衛門と平野屋五兵衛である。納入銀額は燈油村の村高一〇〇石につき三一匁四分六厘七毛で算出された銀一〇一匁三厘五毛であった。

これは幕府が摂津国・河内国の村々などに賦課した国役銀と呼ばれるものである。幕府は幕府領・私領に関係なく諸身分に国役を賦課したが、そのひとつに幕府が百姓などを動員して行った河川普請がある。

薩摩藩や加賀藩のように一円が一つの藩の所領となっている領国地域では、領国内を流れる大河川の堤防修復は、その領主が行わねばならなかった。治水は領主の責務であったが、大坂周辺のように複数の領主の所領が錯綜している地域で一番厄介なのがこの治水である。淀川筋をみても大名領だけでなく、旗本領や公家領などがあり、それぞれの領主が大河川の治水の責務を果たすことなどできない。そこで大坂周辺では幕府がこれを担っていたのである（村田路人『近世広域支配の研究』 大阪大学出版会 一九九五年）。

大坂周辺では十六世紀末から十七世紀はじめにかけて国役的な河川普請が行われていたが、これは臨時的なもので、毎年恒常的に行われるようになるのは承応二年（一六五三）のことである。対象となる河川は淀川・中津川・神崎川・大和川・石川で、摂津・河内の村々から集められた人足によって五つの河川の堤防・川除（水害防止のための施設）普請が行われた。村々には一〇〇石につき五人または八人の割合で賦課され、五河川に面していない燈油村のような山間の村にも賦課された。

享保七年（一七二二）以降、摂津・河内だけでなく畿内五カ国にこの国役が賦課されるようになり、新たに宇治川・木津川・桂川が対象河川となった。また以後、村々は人足ではなく、費用を負担するようになった。一年間の総普請費用の一〇分の一を幕府が負担し、残りは五畿内村々に一〇〇石につき銀何匁という形で賦課されるようになったのである。大坂町奉行が摂津・河内・和泉国、京都町奉行が山城・大和国の賦課を担い、村々は指定された商人に銀を納めた。明和四年（一七六七）の受領書はこういう文書である。

この国役普請の指揮・監督や保全を行ったのが堤奉行である。堤奉行は幕府大坂代官が務め、原則二人で、享保期以降は代官役所が堤方役所と呼ばれた。国役普請人足・銀の賦課は大坂町奉行が担ったが、実務はこ

の堤奉行が担っていたのである。

茨田郡仁和寺村の淀川堤防は国役対象であったため、先の留帳にもしばしば堤奉行・堤方役所が登場する。文化元年（一八〇四）九月仁和寺村は「洪水の際、堤防から水が噴き出し心配である。仁和寺村だけでなく下流の村々が安心できるように御普請を御願いたい。延享二年（二七四五）の洪水で決壊した場所は御普請してください、現在も大丈夫である。これと同じようにこの願いをお聞き届け下されば有り難いことです」という願いを堤奉行にしている（五巻二五頁）。国役普請の対象となるには、まず村がこうに国役普請をしてもらいたい場所を堤奉行に届け出、それをうけて堤奉行が国役堤防を検分し、危険箇所を確定して普請が行われるという手続きがとられた。

八つの河川で行われた普請費用の総額のうち一〇分の一が幕府、残りが国役割りとなったが、ここからは大坂・京都町奉行の仕事となった。大坂町奉行は摂河泉の村々に村高の書き上げを命じ、国役銀算定根拠となる村高を把握したうえで、一〇〇石当たりの国役銀を算定し、賦課・納入を命じた。そして村々からの納入銀は鴻池屋・平野屋といった商人が管理した。

二 広域支配と百姓

文書のマ 先に紹介した文化五年二月十三日、摂津国島下郡鳥飼上之村の儀左衛門が、仁和寺村の惣七な
ニユアル どを訴えた際に認めた訴状は次のようなものであった。

訴訟を起こすには、写真14のような原告・被告の領主・居所、訴えの種類と経緯を記した文書を作成しな

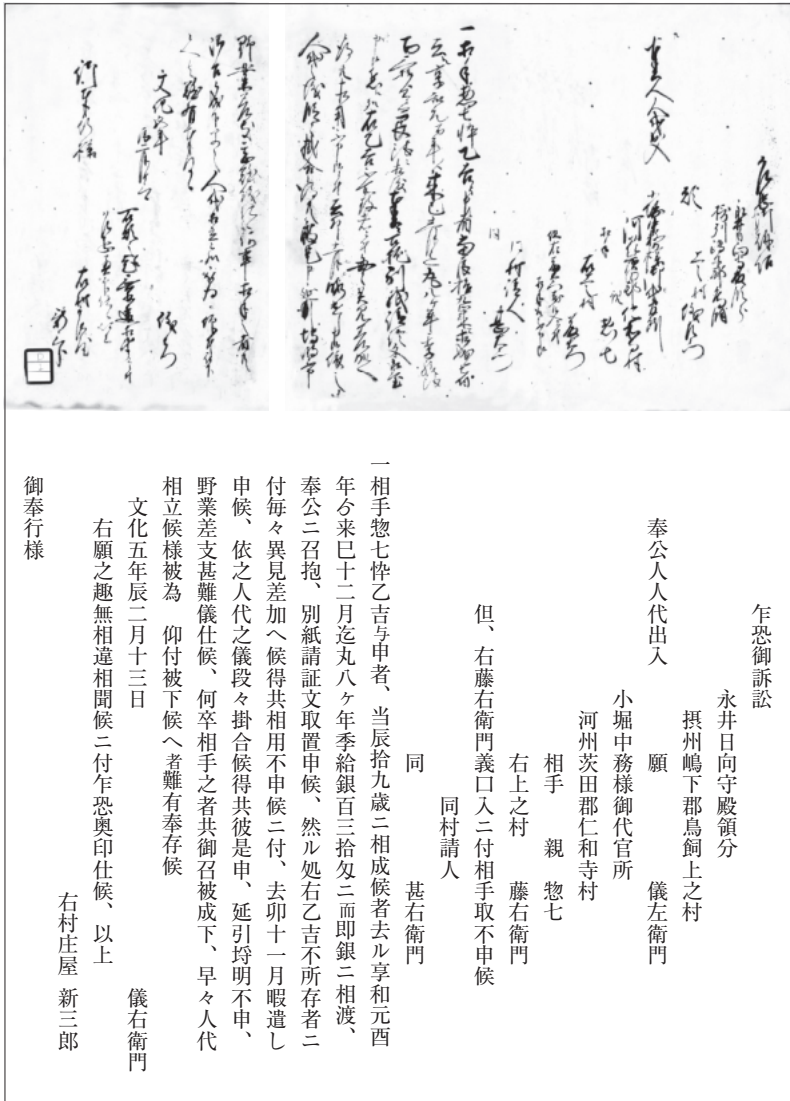


写真 15 仁和寺村訴状（東家文書）

乍恐御訴訟

永井日向守殿領分

摂州嶋下郡鳥飼上之村

奉公人人代出入

願 儀左衛門

小堀中務様御代官所

河州茨田郡仁和寺村

相手 親 惣七

右之上村 藤右衛門

但、右藤右衛門義口入二付相手取不申候

同村請人

同 甚右衛門

一 相手惣七怱乙吉号申者、当辰拾九歳二相成候者去ル享和元酉

年今来巳十二月迄丸八ヶ年季給銀百三拾匁二而即銀二相渡、

奉公ニ召抱、別紙請証文取置申候、然ル処右乙吉不所存者二

付毎々異見差加へ候得其相用不申候二付、去卯十一月暇遣し

申候、依之人代之儀段々掛合候得共彼是申、延引埒明不申、

野業差支甚難儀仕候、何卒相手之者共御召被成下、早々人代

相立候様被為 仰付被下候へ者難有奉存候

文化五年辰二月十三日

儀右衛門

右願之趣無相違相聞候二付乍恐奥印仕候、以上

右村庄屋 新三郎

御奉行様

ければならなかった。実際には庄屋や後述する郷宿ごうしゆくなどが執筆したと思われるが、訴訟を起こすにはまずこうした訴状を作成する必要があった。しかし訴状には書式があり、それを間違えると受理されないこともあった。そこで近世の村には各種文書のひな形集（書式例集）が流布していた。

茨田郡高柳村の庄屋を務めた旧家に残される「御役所書上帳」もそのひとつである（五卷七三三～七八頁）。この文書は借銀・土地売買などの各種証文のひな形からはじまるが、大半は町奉行所や領主に提出する諸届けや訴状のひな形であり、領主と百姓の間でこうした文書のやりとりがいかに多かったかが知られる。

このなかに奉公人代人出入りに関わる訴状のひな形が収められているが、これと鳥飼上之村儀左衛門の訴状を比較すると、書式・記載事項・言い回しが酷似しており、この訴状は同種のひな形集を参考に作成されたものと思われる。

このひな形集には注意事項が随所に記されている。たとえば奉公人の給銀返還や代人差し出しを求める場合は親と請人、親の病氣などを理由に実家に帰ったまま戻らない奉公人を連れ戻す場合は親・請人だけでなく奉公人本人も訴えることが記されている。また給銀返還の場合、三十日以内に決着が付かなかった場合、相手方は身体限りになること、代人を求める訴訟の場合は意にそぐわない奉公人が代人となってもいったんは受け入れることなど、細かい対応策までもが記されている。

使用語句の注意事項も記されている。御三家の所領は「御領」、御三卿は「御領知」、大名は「御領分」、旗本は「御知行所」、幕府領は「御代官所」と表記された。訴状をみると、たしかに高槻藩永井氏の所領である鳥飼上之村は「領分」、幕府領である仁和寺村は「代官所」と表記されている。また宛名の「御」の字

は願書より一字下げにすることなど細かい注意事項も記載されている。

村にはこうしたマニュアルが流布し、人々はこれを参考にしながら訴訟に臨んだのである。

訴訟をす 天明二年（一七八二）の一年間に東西町奉行所が扱った公事（刑事）は四三六三件、訴訟をす 訴訟（民事）は一万五八三九件にもぼる（大阪市史編纂所編『大坂町奉行管内要覧』大阪市史料調査会 一九八五年）。町奉行所が日々、膨大な数の公事訴訟の処理に追われていたことが知られるが、何よりも江戸時代の人々が紛争解決のために訴訟を用いることを当然と受け止めていたことに驚かされる。江戸時代の人々は訴訟好きであったといつてよい。それは近世とは人びとに自力救済ではなく、領主に訴えれば、それを領主が裁くという社会だったからである。人びとには訴権が認められていたのである。しかし訴訟には手間と暇が掛かった。文化四年（一八〇七）、茨田郡平池村の年寄余次兵衛が関わった訴訟を例にしよう（四

卷二三三～四九頁）。

これは余次兵衛が打上村の百姓二人、高宮村の百姓三人への訴訟を決意したことにはじまる。訴因は貸し銀返済をめぐるトラブルだと思われる。高宮村は当時、平池村と同じく高槻藩預かり領であったが、打上村は大久保氏領であったため、本件は支配違いとなり、大坂町奉行所に出訴することになった。

三月二十日、大坂に到着した余次兵衛は亀屋喜兵衛方で訴状を認め、領主である高槻藩の役所に出向き、奥書をもらった。奥書とは本文の内容を証明・保証することである。支配違いの者を相手に幕府に訴訴する場合、人別・支配の証明のため藩は「添使」、旗本領などであれば「添簡」が必要となり、奥書はこの代わりとなった。

翌二十一日、訴状を調えた余次兵衛はこれを東町奉行所に提出した。町奉行所で取り調べの後、受理され、翌日、町奉行が訴状に裏書を記入する。これは文書の紙背に大坂町奉行が押印の上、相手方に何月何日までに出頭するように認めることで、召喚状となった。余次兵衛は受理されたことを高槻藩役所に届け、翌二十三日、打上村に持参し、村役人に渡した。訴えられたことを知った相手方は訴えに反論する返答書を町奉行所に提出することとなる。

江戸時代、私人間の訴訟は当事者間の話し合いによる解決が図られた。これを内済といい、ふつう訴状が受理された後でも、第三者が仲立ちに入り、和解に向けての話し合いが続けられた。この訴訟でも内済が試みられたと思われるが、内済には至らなかったようで切日となった。切日とは内済の話し合いをする期間のことである。

二十五日、二十七日の二日、双方が西町奉行所に出頭し「対決」した。「対決」とは互いに証拠を提出し、言い分を延べ、役人の尋問に答えることである。しかし決着には至らず、五月二日を迎える。この日は朝から双方が相手方の言い分を認めたり、許しを受けたりする「点合」をして「対決」に臨み、昼頃、町奉行所の裁許が下った。

この間、余次兵衛は「対決」のたびに大坂に出向き、町奉行所に出頭した。訴訟費用は当事者間の負担となり、敗訴者だけが支払うわけではなかった。訴訟とは、手間暇だけでなく、金銭的負担も要したのである。

郷宿と用達

余次兵衛が訴訟をしている間、何度も亀屋喜兵衛方に止宿している。亀屋は郷宿である。郷宿は訴訟などのために大坂に出向いてきた百姓たちを止宿させる宿であったが、その仕事は

第二節 幕府の広域支配

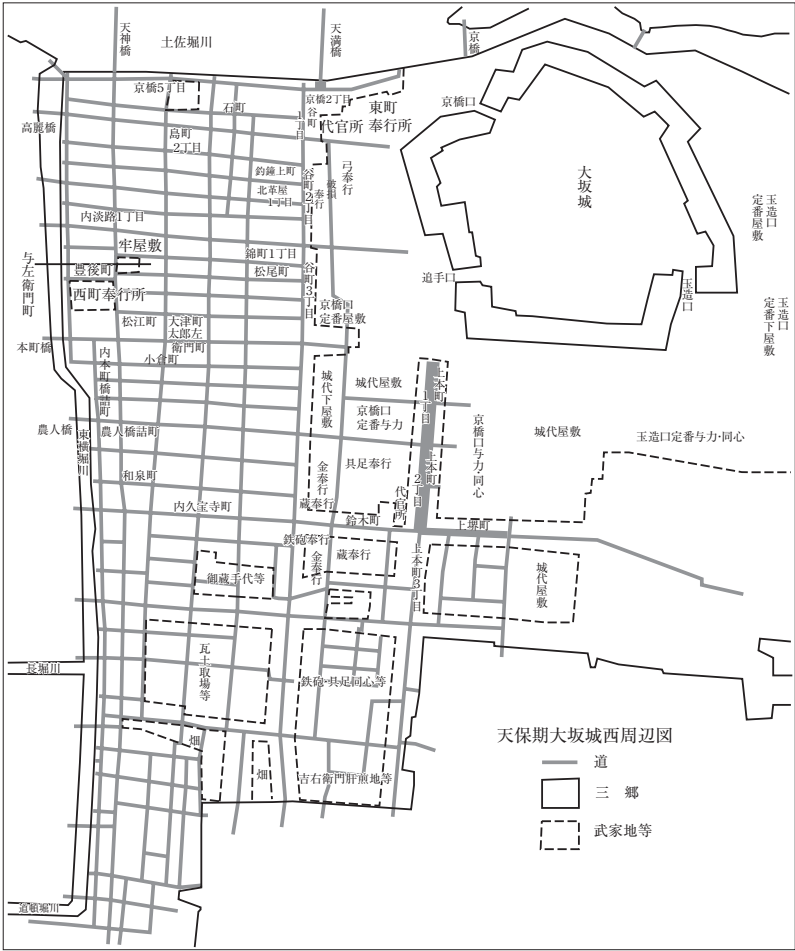


図 13 大坂城周辺図

備考：『新修大阪市史』10、図5「天保期の大坂三郷」をもとに作成。岩城卓二『近世畿内・近国支配の構造』による。
大坂城の西側から南側にかけて、町奉行所や在坂幕府役人の屋敷が設けられていた。郷宿や用達は、この周辺の町に居を構えている者が多かった。

宿泊場所の提供に止まらない。

出訴を決定した余次兵衛はまず郷宿亀屋喜兵衛方に向かうが、このときのことを余次兵衛は「亀屋喜兵衛方にて訴状相認」と日記に記している。村から直接高槻役所に出向いて奥書をもらうわけではなく、まず郷宿である亀屋に向かってのことから、訴状はおそらく余次兵衛の言い分を聞きながら亀屋もしくはその使用人が認めたものと思われる。郷宿には手慣れた筆耕人がおり、言い分をわかりやすく書面に認めた。また持参した訴状を添削することもあった。先の「御役所書上帳」のようなひな形集も、郷宿が得意客となった百姓に配布したものと思われる。また郷宿は内済の扱い人になったり、訴訟が有利に進むように町奉行所役人に根回しをすることもあった。

こうした郷宿は大坂にたくさんいた。天保九年八月後半から平池村は他村とともに町奉行所に出訴するが、八月二十八日から九月五日にかけて亀屋に延べ五二人が宿泊し、その宿泊・食事・宴会代は銀八八匁にも及んだ。九月三日からは十五日までは清水屋に延べ一三七人が宿泊し、髪結い賃など含めて一七九匁八分五厘、九月十五日から二十一日までは八木屋に一〇二人が止宿し、宴会代と併せて二九〇匁六分三厘も支払われている。郷宿方は止宿場所であり、また訴訟の相談場所でもあった。訴訟ではときに長期間大坂に滞在すること余儀なくされ、「対決」が行われない日は郷宿で過ごし、大坂見物に出かけることもあった。宴会も行われ、また「対決」当日は髪結いと呼び、整髪の上、出頭した。郷宿はこうしたサービスも提供した。郷宿は訴訟に関わることを仕事とする町人であり、郷宿の専門能力の助けを借りることなく訴訟を進めることは容易ではなかった。

郷宿と同じく、町奉行所御用に関わる者として用達（用聞）がいた。たとえば五月二十三日の早朝、用達樋屋吉左衛門より平池村庄屋久兵衛方に大坂町奉行所からの差紙（出頭命令書）が届けられている。町奉行所は支配国の御用のために百姓を呼び出すことがあったが、こうしたときは町奉行所は用達を呼び出し、用達から村に差紙を届けさせた。用達とは差紙の通達にとどまらず町奉行所の広域支配の遂行をささえ、そのことに對して賃銀を得ることを業とした大坂町人である。差紙の場合であれば距離に応じて、また夜であれば割増賃を村から受け取った。

この用達は町奉行所支配国の所領単位におかれていた。幕府領であれば代官所ごと、私領の場合も大名・旗本・寺社を問わず、領主ごと置かれていた。たとえば山城淀藩永井尚政から分知され、市域に所領を持っていた武蔵岩槻藩永井氏の延享年間（一七四四～八年）の用達は谷町二丁目の多田屋徳右衛門である。多田屋は江戸飛脚を業とする町人で、この時期、多くの所領の用達を引き受けていた。

このように大坂町奉行所の広域支配は大坂町人である郷宿や用達によってささえられていたのである。

第三節 さまざまな領主

一 幕府領

摂河泉の 正保期、河内国の幕府領は大県郡を除く一五郡に配置されており、その総高は一五万五〇〇〇幕府領
石余、国高の六〇%近くを占めた。これを一三人もの代官が支配した。代官所の所在地も大坂

だけでなく、京都・奈良などに広がる。また一郡を一人の代官が支配するわけではなく、たとえば三万石以上の幕府領があった若江郡などは七人の代官が支配した。こうした一国・一郡を各地に代官所を構える複数の代官が支配するというあり方は摂津・和泉にも共通する。

これは十八世紀になっても続いている。延享五年（一七四八）、大坂には鈴木町北側・同南側・本町東浜の三つに代官所があったが、このうち二人の代官の支配地は摂津・河内、一人は河内・播磨であった。また京都の三人の代官も河内国幕府領を支配するが、このうち二人は摂津・河内、一人は摂津・河内・山城・丹波の幕府領を支配した。さらに大津の代官が摂津・河内・和泉・近江を支配した。また元文二年（一七三七）では、河内国一六郡すべてに幕府領が配置され、これを大坂三人・京都二人・大津一人・宇治一人の代官が支配したが、一郡を二人以上の代官で支配している場合が多い。代官の支配地は広がり、一郡の多くが幕府領であっても、実は一人の代官が支配しているわけではなかった。幕府領のなかでも錯綜支配が行われていたのである。

大坂城代・大坂定番・大坂町奉行など大坂役人には、大坂での役務をささえるために大坂周辺で所領が与えられたが、これには幕府領があてられた。安永六年（一七七七）大坂城代となった常陸笠間藩主牧野貞長は、河内国・和泉国・播磨国で三万石の所領を与えられた。同氏の所領は笠間^{びつ}で五万石、陸奥国で三万石であったが、陸奥国の領地の代わりに河内国・和泉国・播磨国で所領が与えられたのである。

表17に示したように、この所領には大坂・京都・大津代官の支配地があてられた。河内国では京都代官角倉・小堀支配の幕府領が多く、大坂代官の支配地は少ない。一方、播磨国は大坂代官の支配地があてられて

第三節 さまざまな領主

表 17 牧野領となった幕府領

国名	郡名	代官					
		小堀	角倉	石原	辻	青木	不明
河内	丹南	7	5	1	4		
	丹北		5	2			
	茨田						
	石川		6				
和泉	日根	4				1	1
	南						
播磨	神東				2		
	加東				3		
	加西				17		
	多可				5		

備考：平池家文書「牧野様御新領郷村高辻差帳写」により作成。数値は村数である。

いる。翌七年、さらに河内国と播磨国で所領が与えられ、牧野氏の所領は笠間で三万五〇〇〇石、大坂周辺で四万五〇〇〇石となり、城主である笠間周辺よりも、大坂周辺の所領の方が多くなった。大坂周辺所領からの年貢は大坂城代の役務を果たすためにあてられ、またその所領の百姓が中間・雑夫として使役されることもあった。

牧野貞長は天明元年（一七八一）に京都所司代、同四年には老中となる。老中に就くと七年に与えられた一万五〇〇〇石の所領は常陸国内に移されるが、三万石の大坂周辺所領は継続された。老中に就いて以降も大坂周辺で所領が与えられたのは大坂周辺農村が高い生産力を誇り、安定した年貢徴収が可能だったからである。また所領の

富裕者に御用金を賦課したり、富裕者から借銀もでき、窮迫する領主財政を維持するうえで大坂周辺所領は魅力的であった。もともとは大坂や京都での役職者の役務を物的、人的にささえるために大坂・京都周辺で所領が与えられたが、次第に財政を助けるという役割が増すようになった。こうした所領を役知領と呼んでいる。

寛政二年（一七九〇）貞長が老中を辞すると、大坂周辺の所領三万石は陸奥国に移された。十七世紀初頭

にはこうした所領は役職辞職後もその家に継承されたが、次第に辞職後は別の地に移されるようになった。大坂周辺の幕府領には役知領として与えられ私領となった後、再び幕府領となり、また数年後には役知領になることを繰り返し返す村があった。大坂周辺の村々は領主がしばしば交代したことで知られているが、それは十七世紀までのことで、十八世紀以降は、激しい領主交代は幕府領と役知領を繰り返し返す村だけに限られるようになった。

茨田郡平池村も一時期、この領主交代を繰り返した村のひとつである。

年貢
同村は元禄七年（一六九四）から小田原藩大久保氏領であった。これはときの藩主忠朝が老中を務めていたときに河内国交野・讃良・茨田郡で一万石加増されたことによる。

延享元年（一七四四）同村は村高三〇〇石三斗九升八合から「公儀御普請井路筋」となった五斗五升九合、井路・堤となった高や砂入りした高一三石一斗三升八合を引いた二八六石七斗一合に対して年貢を賦課された。年貢高は一八五石八合、年貢率は「本毛」・「畑方屋敷」などに区分され、それぞれ異なるが、平均すると六五％となる。そしてこれに口米五石五斗五升を加えた一九〇石五斗五升八合が納入高となった。

年貢徴収方法には検見制と定免制があり、前者は年々の作況を領主が調査して年貢高を決定する方法、後者は年限を決めてその間は年貢率を固定する方法で、次第に定免制が多くなる。延享元年当時は、数年間の年貢率は同じであることから、定免であったものと思われる。

年貢は納入高のうち一割が「拾分一大豆銀納」、残りが米納である。「拾分一大豆銀納」は上方筋の幕府領を中心に実施されたもので、古くは大豆で納入されていたものが銀納になった。平池村は貞享三年（一六八六）

第三節 さまざまな領主

表 18 延享4年平池村の年貢納入

米	銀	区 分	換銀相場
166.697		大坂御藏納	
	1389.083	拾分一大豆銀納	76.361 替
	15.301	三分一引戻米銀納	71.499 替
	27.769	米納引戻米銀納	76.499 替
	417.455	口米銀納	76.499 替
166.697	1849.608		

備考：平池家文書「従卯年御免定毎年覚」により作成。

まで永井尚庸領であつたが、この時代には「拾分一大豆銀納」はみえず、続く幕府領時代には用いられていることから、大久保氏はこれを継承したのである。さらに「夫米」として三石五斗五升九合が加えられ、一九四石一斗一升七合が延享元年に平池村が領主大久保氏に納めた年貢の総高となつた。翌二年から平池村は幕府領となる。これは大久保氏の河内・播磨の所領が相模・駿河・美作に移されたためである。

幕府領になると引き高が整理されて、二九五石三升一合に年貢が賦課されることとなる。延享四年の年貢高は一八一石九斗六合で、年貢率は六二％である。このうち一割が「拾分一大豆銀納」となり、残りが「三分一米納」と「米納」になつた。これに「夫米」三石五斗五升九合と「口米」五石四斗五升七合を加えた一九〇石九斗二升二合が、延享四年に平池村が幕府に納めた年貢の総高である。

この年貢は表18のように納入された。一六六石余が大坂蔵に米で納められ、「拾分一大豆銀納」だけでなく、「三分一米納」と「米納」の一部も銀納となり、それぞれに幕府が定めた比率で銀に換算され、銀納の総額は一貫八四九匁六分八毛となつた。銀納するには米を売却するなどして銀を手に入れなければならなかつたが、百姓はそうしたことも容易く^{たやす}こなしたのである。

幕府領になつたことによって「三分一米納」や「口米」といった新しい納入方法・賦課が加わつたが、翌五年になると、「夫米」に代わつて「六尺給」・「御伝馬宿入用」・「御蔵前入用」が賦課されるようになる。

これらは幕府領に賦課される高掛三役といわれるもので、「六尺給」は江戸城内で台所賄方や掃除夫などとして使役された人々への給米、「御伝馬宿入用」は五街道の間屋・本陣への給米など宿駅の維持費用、「御藏前入用」は江戸浅草におかれていた幕府米蔵の諸入用にあてられるためのものである。

「三分一米納」は寛延三年（一七五〇）に「米納」に一括され、宝暦二年（一七五二）には「三分一銀納」となり、以後の年貢は「米納」・「拾分一大豆銀納」・「三分一銀納」で構成されるようになった。

その後、平池村は大坂城代牧野貞長の所領となる。幕府領独自の高掛三役は姿を消すが、「米納」・「拾分一大豆銀納」・「三分一銀納」という年貢の構成と「口米」は継承された。

幕府領と私領という領主交代が繰り返される村では領主によって異なる年貢納入に対応しなければならなかった。それを容易くこなしてしまう近世の百姓たちは相当な行政的力量を身につけていたといつてよい。

幕府蔵へ 市域幕府領の年貢は村の郷蔵に集められた後、陸路で淀川や寝屋川に津出しされ、そこから舟の納入で幕府蔵まで運ばれた。納入先は大坂・京都の場合もあれば、江戸になることもあった。大坂

は玉造・難波、京都は二条、江戸は浅草の蔵である。

寛延二年（一七四九）の讃良郡高宮村明細帳によると、同村の年貢は次のような経路で納入された（四卷三五五～五六頁）。郷蔵に集められた年貢米は寝屋川舟運の中心地として栄えた讃良郡葎屋浜（四條畷市）まで運ばれる。村から二五丁の道程である。大坂蔵に納入する場合はここから舟で大坂京橋まで三里半を運ばれる。この間の陸路は米一石につき銀八分の駄賃、舟運は同じく米一升二合の賃米がかかった。京都二条蔵の場合は葎屋浜から大坂備前島まで三里半を運び、そこからは御役舟で鳥羽伏見まで運ぶ。駄賃・賃米は大坂



写真 16 堀溝付近の川船
(昭和初期 西田市朗氏提供)

蔵納めと同じである。江戸御廻米の場合は京都二条蔵のときと同じく備前島まで運び、そこからさらに川口まで運ぶ。備前島から川口までは米一石につき米五合三勺が必要となり、そこからは御役舟で江戸まで運ばれた。淀川の方が近い村の場合は淀川左岸の浜まで運ばれ、そこから舟運となった。茨田郡平池村は淀川太閤浜に津出ししている。

幕府領の年貢は、ふつう何カ村かがまとまって納入した。享保九年（一七三四）大坂代官平岡彦兵衛が支配する茨田郡今津村など六カ村と讃良郡国松村など二カ村のあわせて八カ村が共同して京都二条蔵に年貢を納めた。納入にあたって八カ村の代表が納庄屋として二条蔵までの納入に同行している。このときの納庄屋は堀溝村の仲兵衛で、数人の供が同行した。

年貢米は淀川を使って鳥羽まで舟で廻漕され、鳥羽からは陸路で京都二条蔵まで運送された。この間、納庄屋が同行し、運送を差配した。また運送経費を管理した。納庄屋の任は重く、寛延三年（一七五〇）大津代官所支配讃良郡幕府領の江戸廻米に際して代官所から「郡中寄合相談のうえで実体なる者を選んで申し出るよう」命じられている（四卷五三五頁）。幕府領では年貢納入をひとつの契機に、幕府領の村々が集まる組合村が形成され、そこでは各村の代表が相談する郡中寄合が開催されるようになっていった。やがてこの郡中寄合では年貢にとどまらず、広く地域がかかえる諸問題についても相談するようになった。

年貢納入には多くの商人が介在した。享保十九年の京都二条蔵への納入には、大坂の河内屋勘兵衛・河内屋市兵衛が関わっているが、共に納宿である。納宿とは、もとは年貢納入の際の旅宿であったが、次第に納入業務を引き受け、手数料をとるようになった商人のことである。株仲間を形成し、幕府領年貢納入の仕事に独占するが、寛政初年、株仲間は解散となった。不正が横行しているという理由であった。

京都でも納宿の手助けをうけ、他にも鳥羽の間屋が水揚げや保管を引き受けた。納庄屋だけでなく、多くの商人が関わることで幕府蔵への納入が実現していたのである。

幕府蔵に納められた年貢米は幕臣たちの給米の他に国役普請人足に支払われる扶持米となった。また各城で兵糧米として保管されていた城詰米にあてられた。幕領年貢はこうした公的な性格も備えていた。

諸役

文政十三年（一八三〇）、幕府領平池村は大坂御城内修復竹縄藁代銀と大坂城御鉄砲合薬銀の納入を命じられた。前者は村高一〇〇石につき銀二匁五分四厘、後者は銀七分二厘である。

幕府領には年貢以外に、さまざまな諸役が賦課されていた。大坂御城内修復竹縄藁代銀と大坂城御鉄砲合薬銀もそのひとつで、前者は十七世紀から、後者は臨時的であったものが享保四年（二七一九）以降、毎年賦課されるようになった（前掲『近世広域支配の研究』）。

將軍の直轄城である大坂城と膨大な建物群の維持には、毎年、多額の経費を要したが、その一部は摂河泉幕府領に賦課されていた。十七世紀と十八世紀以降では賦課の仕方が異なるが、十八世紀以降について述べると、修復に必要な竹・縄・藁などは大坂町奉行所で入札にかけられ、落札商人が決定された後、経費が村高にに応じて摂河泉の幕府領村々に役として賦課された。

大坂城御鉄砲合葉銀は城内に保管されている鉄砲に用いる合葉の製造に関わる費用である。城内の鉄砲が錆び付かないように磨くことは大坂城に駐留する加番の役務であったが、発砲に必要な備品は摂河泉幕府領の村々に賦課されていたのである。

年貢米を直轄都市である大坂・京都など幕府蔵に納入し、また大坂城の維持に関わる諸役を賦課することが、摂河泉に幕府領が多く配置されている大きな理由であった。

御用請負人

大坂御城内修復竹縄藁代銀と大坂城御鉄砲合葉銀は代官所に納められるのではなく、代官所用達方で取り集め、落札者に渡された。文政十三年も村々は十二月十五日までに用達樋屋吉次郎方に納入するように命じられている。用達樋屋が村々からの納入を管理し、納入銀を取りまとめ、落札者に渡すという方法が採られることで、納入までがスムーズに運んだのである。

大坂町奉行所の広域支配をささえる郷宿・用達がいたように、幕府代官所にも用達がおかれ、代官所支配をささえていた。用達は代官所から村々への廻状の通達、差紙の通達（代官所への出頭命令）などを担った。こうした支配に関わる事柄は「御用」と呼ばれたが、幕府領支配はこの御用を請負う町人が活用されることで成り立っていた。幕府代官所に詰める役人は支配地の広さ比べると、極めて少人数であったが、それでも支配できたのは「御用」請負人を活用していたからである。

延享年間（一七四四～八）、大坂には三人の代官がいた。本町東浜代官所の渡辺民部、鈴木町北側代官所の奥谷半四郎、同南側代官所の荻原藤七郎である。公事訴訟を受け付けるためにそれぞれ月六日の御用日があり、渡辺と奥谷は堤奉行を兼ね、また幕府領年貢米の廻米船割りを担っていた。代官所にいる役人数は、後

第二章 広域支配と領主支配



写真17 安政の小堀法度(堀溝自治会文書)

年の史料によると一五〇人程度だと思われるが、これだけの人数で分散する数万石の支配地を支配することは容易ではなかった。そこで各代官所には「御用」を請負う用達がおかれていたのである。渡辺代官所の用達は内本町橋詰町の大和屋弥助、奥谷代官所と萩原代官所は谷町二丁目の河内屋吉右衛門である。ともに大坂町人で、三人とも納宿も兼ねていた。また大和屋は郷宿でもあった。

時期は下つて幕末、安政二年(一八五五)、幕府代官小堀勝太郎より支配村に申し渡された法度書でも銀納分は掛屋の改めをうけること、大坂町奉行所への請願などは用達に届けた上で行うこと、京都では指定する三軒の郷宿に止宿することが申し渡されており、幕府代官所支配が御用請負人を活用しながら進められていたことが知られる(四卷五四二〜五〇頁)。

こうした御用請負人は幕府領以外でも人数の多寡、役割の大小はあっても、活用されていた。近世の領主支配とは村・百姓の能力だけでなく、御用請負人を活用することで成り立っていたのである。しかし御用請負人は御用に関わることで金銭を得る商人であり、その費用の増大はしばしば問題となり、経費削減に村・百姓も、領主も苦慮した。近世の領主支配とは実は膨大な経費を要する仕組みによって成り立っていたのである。

二 私領

陣屋によ 交野・茨田・讃良の北河内三郡には元禄期頃から大名飛び地領や旗本領が多く配置されるようになる。こうした所領では所領内に陣屋を設け、そこに役人を詰めさせて支配する場合と、陣

屋は設けず、所領村の有力百姓を代官に取り立てて支配を任せる場合があつた。陣屋の維持管理には相当な経費が掛かるため、小さな大名飛び地領や旗本領では後者のことが多いが、数千石のまとまった所領がみられる北河内三郡では陣屋支配が多くみられた。これは北河内の特徴といつてよい。

先述したように北河内三郡の多くを占めた淀藩領は万治元年（一六五八）の尚征相続にあたって、その弟である尚庸・直右・尚春・尚申に分知される。このうち尚申―直允なうちかと続いた三〇〇石旗本永井氏は、享保二年（一七一七）直丘なおたけの家督相続にあたって、その弟直令なおよしに一〇〇〇石を分知して二〇〇〇石となるが、その陣屋が交野郡船橋村（枚方市）に設けられていた。この陣屋は東西二五間・南北二一間、面積四〇三坪で、周囲には溝がめぐらされていた。

また淀藩領と同じく大坂町奉行久貝正俊領でも元禄二年（一六八九）、長尾（枚方市）に陣屋が設けられて

いる。枚方街道に沿っておおよそ東西六〇間・南北三〇間の敷地に、御殿・代官詰所・足輕詰所・倉・牢舎などがあった。その他、三郡内では元禄二年から五年にかけて下野国足利・梁田、上野国邑楽（ぢら）、河内国交野の四郡で二万石を領する本庄宗資の陣屋が交野郡渚村（枚方市）に、寛政年間には五七〇〇石旗本水野氏の陣屋が交野郡坂村（枚方市）に設けられている。さらに佐太（守口市）にも尚庸の系譜を引く美濃加納藩永井氏の陣屋があった（『枚方市史』第三卷）。

陣屋には江戸から派遣された役人が常駐していることが多い。主な仕事は年貢徴収で、触の通達や公事訴訟・諸届けを扱ったが、年貢をはじめ多くの事項は江戸屋敷や国元の指示を受けながら進められた。しかし江戸・国元の目が十分に届かないことをいいことに、陣屋役人が横暴な振る舞いをする事があった。天保十一年（一八四〇）に、久貝氏の陣屋御役頭大橋佐太郎など三人が所領民から更迭を願ひ出られた一件などはその一例である（『枚方市史』第八卷 一九七一年 五五頁）。

領民によると大橋たちは公事訴訟は賄賂の多寡で決し、領内火災の際は火勢で出張ったうえ、村が大混乱しているのも構わずに接待を要求したり、茸狩りには枚方宿の遊女を呼び寄せ、大坂で雛人形を購入するために村の人足が大勢使うなど「勝手之政事」を行う。そしてこうした行状を村役人も真似、村の取締りが覚えないので、大橋たちを更迭してほしいと江戸の領主に訴えたのである。これが事実だとすれば何とも困った役人であるが、陣屋支配ではこうした役人の更迭が百姓から願ひ出られることも少なくない。

旗本永井氏の 蔵屋敷支配

大坂にある蔵屋敷が所領支配の拠点となることもあった。直右の系譜を引く七〇〇〇石の旗本永井氏がそれである。十八世紀の所領は若江・茨田・交野三郡一四カ村で、市域では

点野・石津・三井が含まれた。

寛政二年（一七九〇）この永井氏の大坂蔵屋敷が類焼した。再建が目論まれるが、所領村々は多額の費用がかかることを理由に、蔵屋敷にいる役人は所領内に設ける陣屋に引越すように願い出た。願いをうけて蔵屋敷の役人は江戸に伺いを立てたところ、蔵屋敷は直右が分知の際に河内国渚村にあった陣屋を譲り受けて移築したもので、父尚政が老中を務めていたことから幕府・大坂町奉行所にも届け出られ、大名の蔵屋敷と同じ扱いをうけてきた由緒ある建物である。そのため蔵屋敷を潰すというわけにもいかず、また一旦陣屋に引き払ってから再興というわけにもいかなかったので、蔵屋敷を再建するようにと指示があった（『枚方市史』第九卷 一九七四年 一〇三頁）。

宝暦九年（一七五九）九月の菜種・綿実の大坂積登せを命じる大坂町奉行所の触通達にあたって、永井氏は蔵屋敷の役人が町奉行所に呼び出され、通達を命じられている。こうした場合、旗本領では用達が呼び出されることが多いが、永井氏は諸大名のように蔵屋敷の役人が呼び出された。財政が窮乏していても、陣屋ではなく、蔵屋敷を所持することに永井氏がこだわっているのは、このような大名と同格の扱いを受けるという家格を保持し続けたからであろう。

蔵屋敷には所領支配を担当する役人が常駐していた。しかし陣屋の場合と同じく、所領支配は江戸や国元の指示を受けながら進められていた。たとえば十八世紀中頃の史料によると、米の出来具合を調べる検見には江戸から役人が派遣されていることから、年貢率は江戸で決定されていたものと思われる。また触も江戸から指示があり、それを通達していた。蔵屋敷が通達するのはその触をどのように運用するかを指示する廻

第二章 広域支配と領主支配

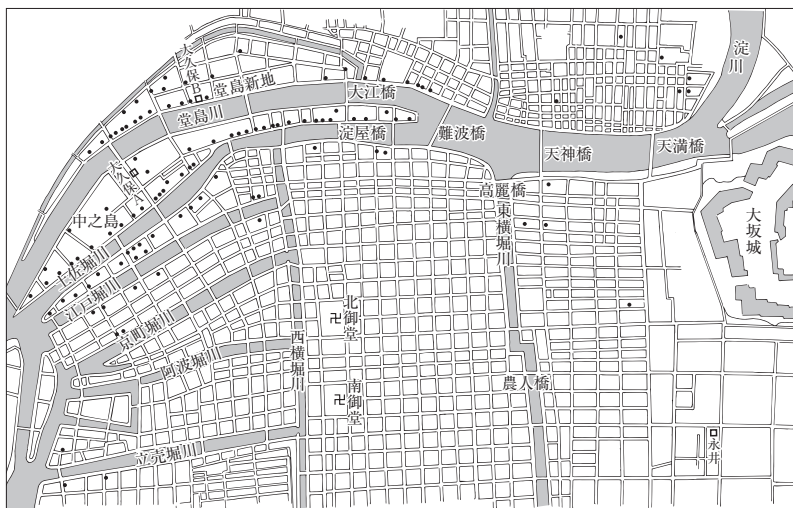


図 14 大坂の永井氏藏屋敷・大久保氏藏屋敷

備考:大久保氏藏屋敷は、常安町（大久保 A）に所在していたが、安永 6 年（1777）には堂島三丁目（大久保 B）に移転していた。●は藏屋敷所在地。

状が中心であった。

藏屋敷の重要な仕事は年貢の徴収である。年貢米の一部は藏屋敷や藏屋敷詰役人の扶持米に充てられたが、多くは江戸に送られた。江戸へは現米が廻米されることもあったが、多くは米商人に売却され、その代銀が送られた。年貢米を村々で売却することを在払といい、永井氏の場合、米商人が入札し、高値で落札した商人に村から直接渡された。宝暦九年（一七五九）の史料によると、買い主から俵に不備があったり、湿り米が混じっているとの苦情があるので、以後こうした場合は納入人を処罰することが申し渡されている（『枚方市史』第九卷 三五頁）。

在払は大坂周辺では広く行われていたが、永井氏領では寛政期には行われなくなり、銀納となった。銀納は、まず領主が大坂堂島の肥後米相場を基準に年貢米一石あたりの石代値段を村々に提示する。たとえば一石につき石代値段が銀六〇匁で、年貢米が

一〇〇石であれば銀六〇〇〇匁を領主に納入することになる。村は近隣の米商人や酒造業者に売却するが、その売却値段次第で、百姓の取り分の多寡が決したのである。

一般的に領主財政は十八世紀以降窮乏するが、これを維持し、再建するために領主たちは高い生産力をほこる豊かな大坂周辺所領に御用銀などを賦課した。享保十年（一七二五）、永井氏は江戸の領主財政窮乏を理由に御用銀一〇〇貫目を所領村に命じる。これまでも百姓たちは御用銀を引き受けてきたが、それは土地などの財産を担保に百姓たちの信用で富裕者から借銀し、それが御用銀として江戸に送金されるというものであった。ふつう御用銀は元利ともに領主から償還されたが、永井氏は返済していなかった。当然、百姓たちから借り主への返済も滞っていた。そのため用立てようにも術がなかったため百姓たちは渋るが、永井氏は江戸から役人を派遣して来年の年貢で返済することを百姓たちに約束し、御用銀に応じるよう命じている。

さらに享保十四年には類焼した江戸屋敷を再建するために御用銀が命じられるが、一向に返済されなかった。そこでついに所領一四カ村の代表が江戸屋敷に出向き返済を直訴したいと大坂蔵屋敷に申し出た。田畑・家屋敷を質入れて借銀してきたが、返済が滞り、貸し主から幕府に訴え出ると迫られ、このままでは多くの百姓が田畑・家屋敷を失い、退転すると百姓たちは訴えている。このとき一四カ村の代表となったのが石津村喜兵衛と三井村の七兵衛で、石津村の場合、銀四四貫目余もの返済が滞っていた。この頃、永井氏領の借銀の多くは神田村の宗兵衛が引き受けていたようで、質入れた田畑・家屋敷がその手に渡ると、石津村は他村百姓に牛耳られてしまう。これは領主にとっても不都合であったため、財政再建は急務の課題となった（『枚方市史』第八巻 二六八頁）。

第二章 広域支配と領主支配

表 19 河内の小田原藩領

郡名	村 名	村 高	入組
交 野		石	
	燈油村	320.942	相給
	打上村	309.198	
	森村	334.659	
	星田村	109.800	三給
	私部村	512.893	相給
	郡津村	280.155	相給
	春日村	658.627	相給
	片鉾村	5.391	
	甲斐田村	586.683	
	禁野村	255.466	相給
	渚村	1,345.321	三給
	小倉村	208.346	相給
	坂村	167.160	
	田宮村	201.047	
茨 田	山之上村	563.477	相給
	茄子作村	525.895	
	小計	6,385.060	
	池田中村	404.443	
	池田川村	550.017	
	池田下村	451.511	
	平池村	299.839	
讃 良	田井村	369.256	相給
	小計	2,075.066	
	岡山村	470.511	
	同村新田	2.254	
	砂東村	347.544	
	砂西村	213.858	
	秦村	199.400	
	同村	105.000	
	太秦村	113.985	
	同村	119.712	相給
	小計	1,572.264	
		10,032.390	

出典：『枚方市史』第3巻、81頁より引用

小田原藩大久保
氏の蔵屋敷支配

元禄七年（一六九四）老中を務める小田原藩大久保忠朝に、表19のように河内国交野・茨田・讃良三郡で約一万石の所領が与えられた。市域では交野郡燈油・打上、茨田郡池

天明八年（一七八八）永井氏は所領支配のやり方を改革する。それは年貢の勘定や江戸屋敷への送金など「年中御賄方之儀并御物成」を「御下惣代」に任せるというものであった。「御下惣代」は村の代表で、五〜六人が任じられたものと思われる。またこのとき蔵屋敷役人の配置転換も行われ、江戸から新しい役人が派遣され、これまで御蔵屋敷取メ・御知行所御政道御取方・金子調達方・御借用方を務めていた役人が罷免された。しかしほどなく村の要求で撤回されている（『枚方市史』第八巻 五一頁）。百姓たちの意向が領主の決定を覆したのである。

このように所領支配は百姓の意向をふまえながら行われたが、次第にその傾向が強くなっていった。

田中・池田川・池田下・平池・田井、讃良郡秦・太秦の九カ村が同氏領となった。

この加増で同氏は一万三〇〇〇石の所領となるが、延享四年（一七四七）に所領替えが行われ、河内国所領の一部は関東に移された。対象となったのは茨田・讃良郡の所領のようで、燈油・打上以外の市域の村々は幕府領とされた。同氏の所領はその後何度かの変遷を経ているが、天保四年（一八三三）における河内国の所領は二万二六六石余で、安宿・古市・大泉・高安・丹南・丹北・河内・志紀・若江・交野郡と広範囲に及んでいる（四巻六八八～九頁）。

この大久保氏領の所領支配も大坂にある蔵屋敷を役所として行われた。同氏の蔵屋敷は延享四年には大坂常安町、安永六年（一七七七）には堂島三丁目に設けられていた。所領村は、諸願い・届けはこの蔵屋敷に行ったが、たとえば燈油村では村内で我がままな振る舞いを繰り返す者や、村の持山で無断で伐採を繰り返す者の取締りを堂島役所に願い出ている。また自殺人の検分と処理のような事柄についても堂島役所に届けている（四巻七一八～二二頁）。

寛政元年（一七八九）河内国の所領一六カ村は二〇カ条からなる儉約令を取り決めた（四巻七〇九～一二頁）。華美な神事・仏事を行わないこと、婚礼・出産などの饗応は軽く済ませること、雛祭りは紙雛とすること、村寄合は禁酒とすること等々を取り決め、農業に精を出し、違反者は村役人が糺^{ただ}し、場合によっては堂島役所に届け出ることとしている。これは財政窮乏に苦しむ大久保氏が所領引き締めを図り、隠目付を派遣し、不心得者は召し捕らえると申し渡したことをうけて、村々が取り決めたものである。所領村は事があればすぐにこうした取り決めを交わせるよう平常から村役人が集まり、さまざま相談をしていた。また、大久保

氏領でも在払が行われていたが、この在払では村役人が「米方役人」として入札、米商人への受け渡し、決算などに携わり、一六カ村で在払にあたっている。

大坂の蔵屋敷であれ、所領の陣屋であれ、近世の領主支配とは村役人をはじめ村社会のさまざまな力量に依存することで成り立っていたといつてよい。旗本領や大名の飛び地領が分散錯綜して配置できたのは、こうした村・百姓の力量があったゆえである。

旗本永井 氏の支配 蔵屋敷もなく、陣屋も設けられないこともあった。こうした場合、所領村の有力百姓を在地代官などに取り立て、支配にあたらせた。永井尚申の系譜を引き、享保二年（二七一七）にそ

の所領三〇〇〇石から一〇〇〇石を分知された一〇〇〇石旗本である永井氏はその一例である。

同氏領は茨田郡金田・郡中・郡北（寛文五年郡村から分村）と交野郡穂谷の四カ村であったが、幕末期にはこのうち郡中村の中川五右衛門と金田村の山田清左衛門が「割元役」の地位にあった。「永井真之丞様 中川五右衛門」、あるいは「永井様内 郡村 中川五右衛門」と名乗っていることから、百姓でありながら苗字帯刀などを許される武士身分に登用され、領主から所領支配を任されていたものと思われる。

安政六年（一八五九）のものとされる史料によると、割元は大破した郷藏の再建、安政の地震後少なくなつた非常備金の補充などを担っているが、その役目の中心は在払で、これを自己の裁量で行う権限を与えられていた。しかし、庄屋であれば江戸屋敷の指示を仰がねばならなかった。たとえば、弘化四年（二八四七）に郡村の庄屋が江戸屋敷の役人村井宗右衛門に認めた御用状では、酒造業者仕込みのためか米価が若干上がっていること、しかし遠路のため江戸でこの御用状を手にされる頃には下落しているかもしれないと断つ



写真 18 割元を示す文書（中川家文書）

たうえで、早々に在払の指示をしてほしいとしている（四卷一九九頁）。割元は年貢の納入状況や相場の変動を判断しながら入札日を決定すると、周辺村の米商人・酒造業者などにそれを知らせた。幕末期と思われる入札を知らせる史料によると、そのなかには枚方の「小間屋」のような者もいたが、ほとんどは近隣村の者である。それは木屋・点野・太間・石津・大利・木田・平池・田井といった市域の村の者であること、入札場所は大利村の浅二郎方であることから、幕末期の市域にはたくさんさんの米商人や酒造業者が居住し、活発な米取引が行われていたものと思われる（四卷七〇七～八頁）。

安政六年の同村の年貢米は一一一石余で、このうち六〇石が同年十一月六日に在払され、一石に付銀一三四匁八分三厘で倉治村（交野市）の定吉と「鮎川清兵衛」が落札した。「鮎川」は摂津国鮎川村（茨木市）かとも思われるが確定できない。

入札は翌七年正月五日にも行われ、三六石を倉治村定吉と「黒金」が一石につき一二二匁五分六厘で落札した。さらに一〇石を倉治村定吉と「島卯」が一石につき一二二匁で「請払」した。「請払」とは入札ではなく、いまでいう随意契約のことかと思われる。そして五石余が百姓による銀納となった。石代値段は一石につき一二二匁である。これらの代銀は江戸に送られた。十二月四日に六〇石の代銀が、翌二月四日に三六石と一〇石の代銀が江戸に為替で送金されている。

この在払では倉治村定吉が多くの米を購入しているが、万延二年（一八六二）であれば中宮村（枚方市）の七郎右衛門が穂谷村の米一一〇石、郡両村の米九二石を購入していることから、市域に限らず近隣村にもたくさん米商人や酒造業者がいたことが知られる。

割元は代銀を受け取ると、落札した米商人に米を渡すことを村に指示した。しかし幕末期に落札した倉治村の定吉が代銀を支払わないことがあった。再三にわたって督促したところ、定吉は転売したので、その購入者から代銀を受け取ってほしいと申し出ている（四卷七二六～七頁）。購入した米を小売りしたり、酒造に用いるだけでなく、相場の変動を見越した投機目的の売買も行われていたことが窺える。

このように一〇〇〇石の旗本永井氏の年貢徴収は在払が採用されていた。それには村に多数の米商人があり、米の需要が必要であった。市域をはじめ大坂周辺農村とは、在払が可能となるような社会だったのである。